

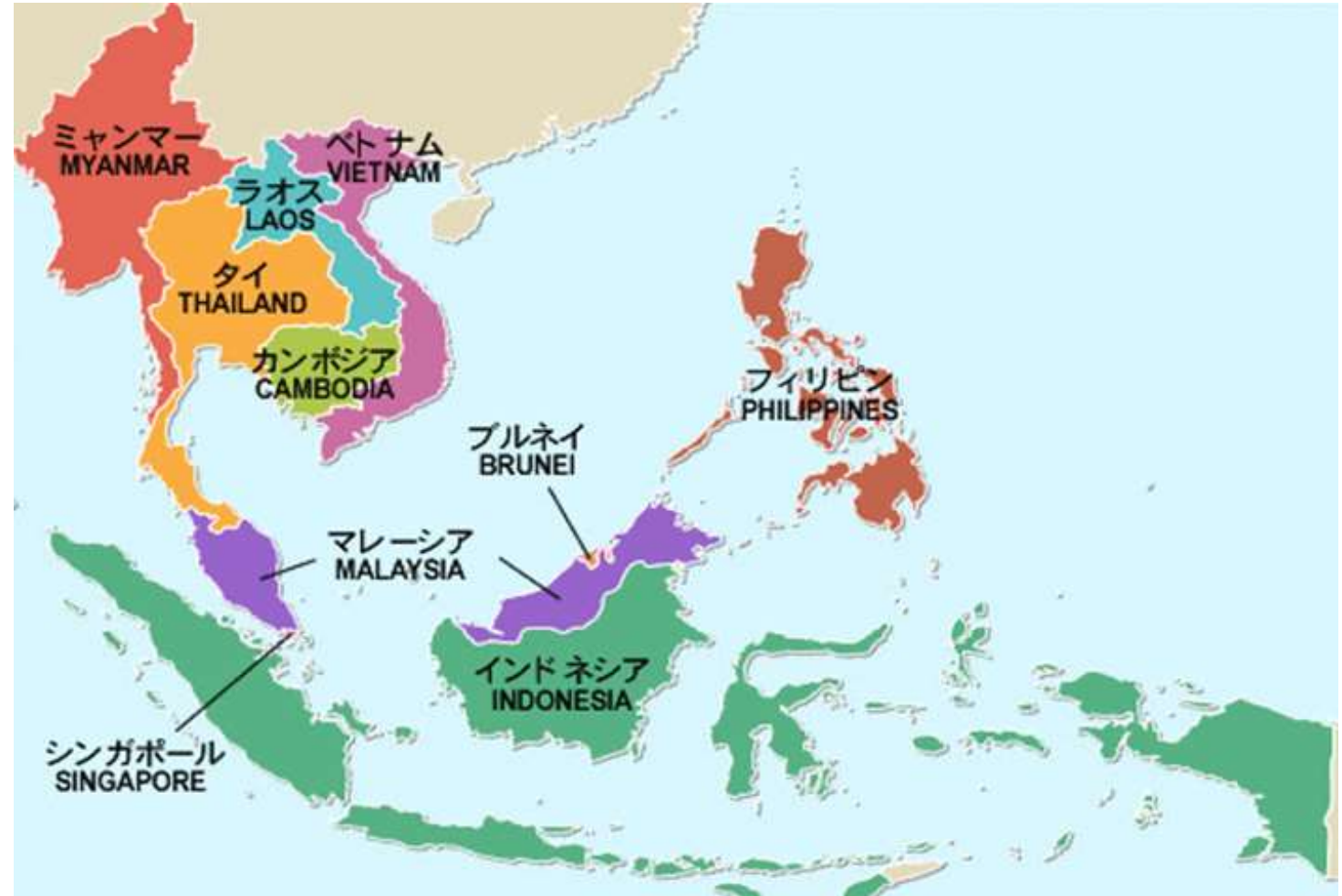
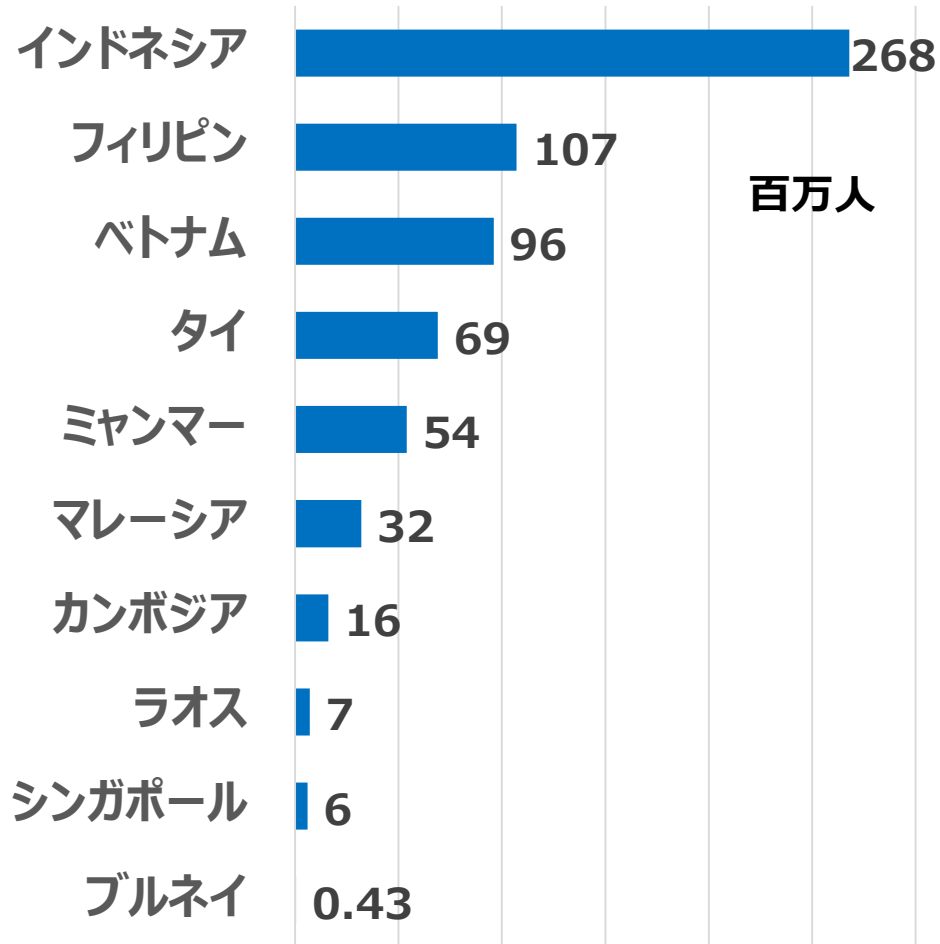
ASEANの知財概況

2021年4月 ジェトロ シンガポール知財部・バンコク知財部

1. ASEANの経済概況と知財統計
2. ASEANにおける知財アタッシェの課題
3. ASEAN各国の知財概況と知財アタッシェの活動
 - (1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ
 - (2) メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
4. 現地の活動等

1. ASEANの経済概況と知財統計

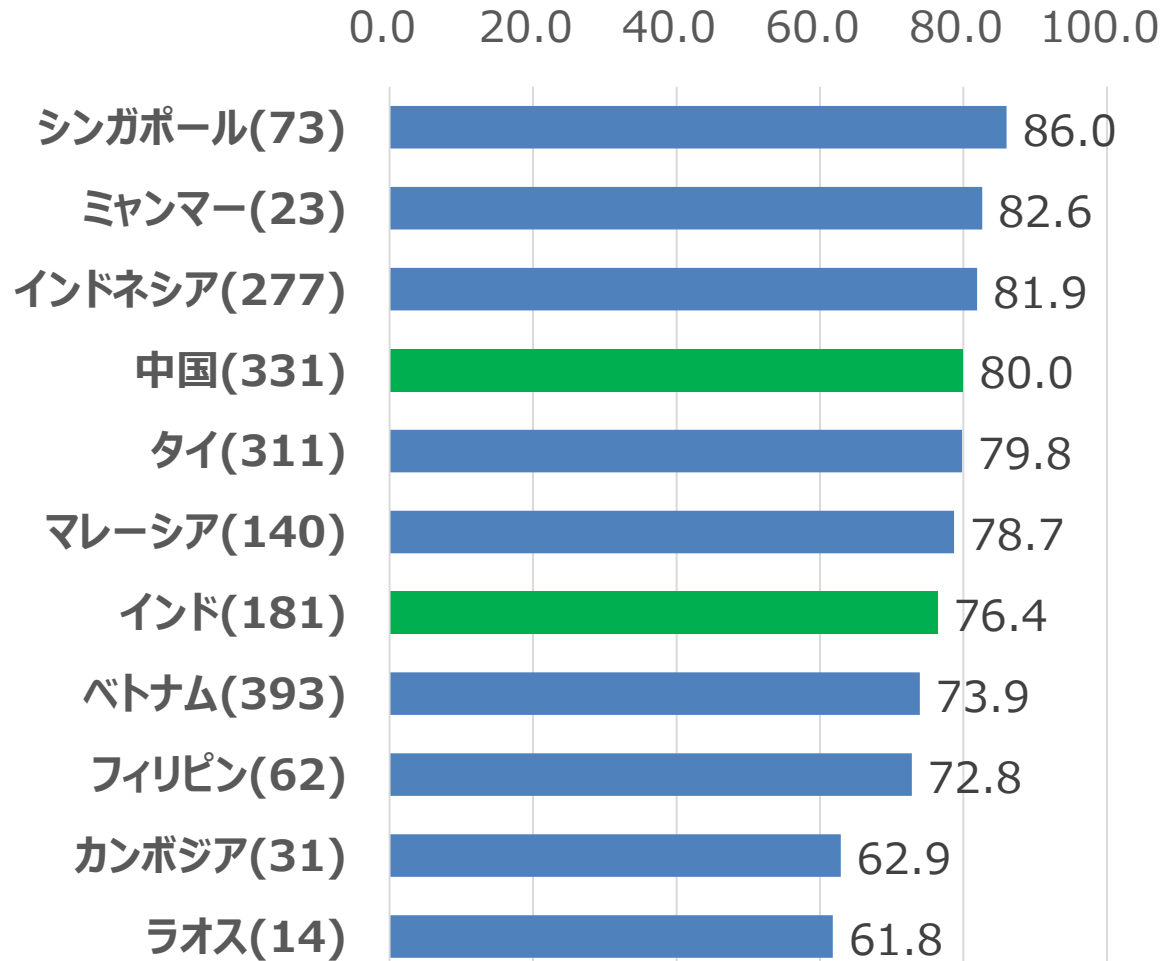
1. ASEANの人口



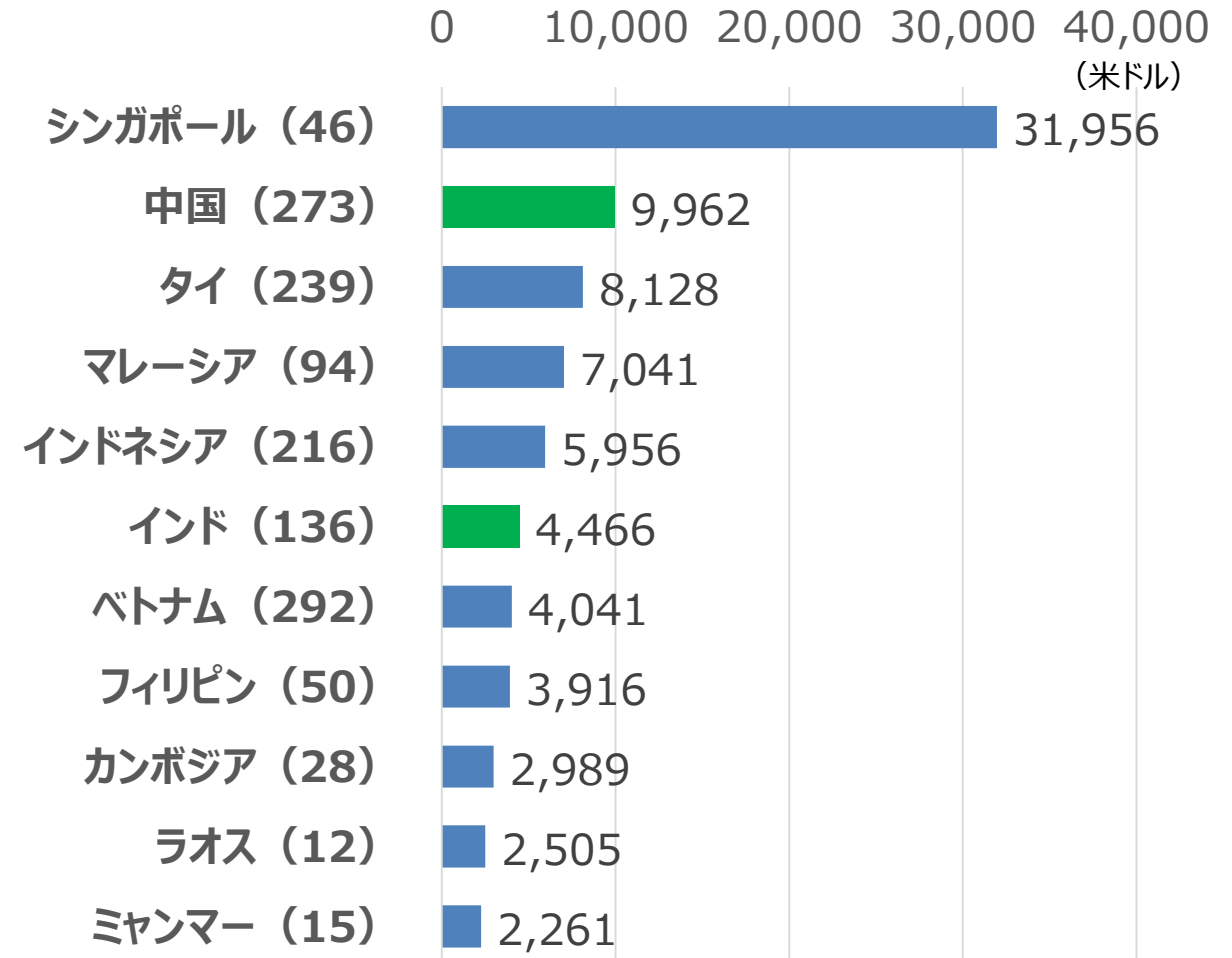
(出所) 出所：世界銀行(2018)

1. 製造現場としてのASEAN

日本の製造原価を100とした場合の現地での製造原価
(製造業のみ・国・地域別)



賃金 (年間負担額、製造業・作業員)



(出所) JETRO 2019年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査のデータを加工 (2019年11月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/962bd5486c455256.html>

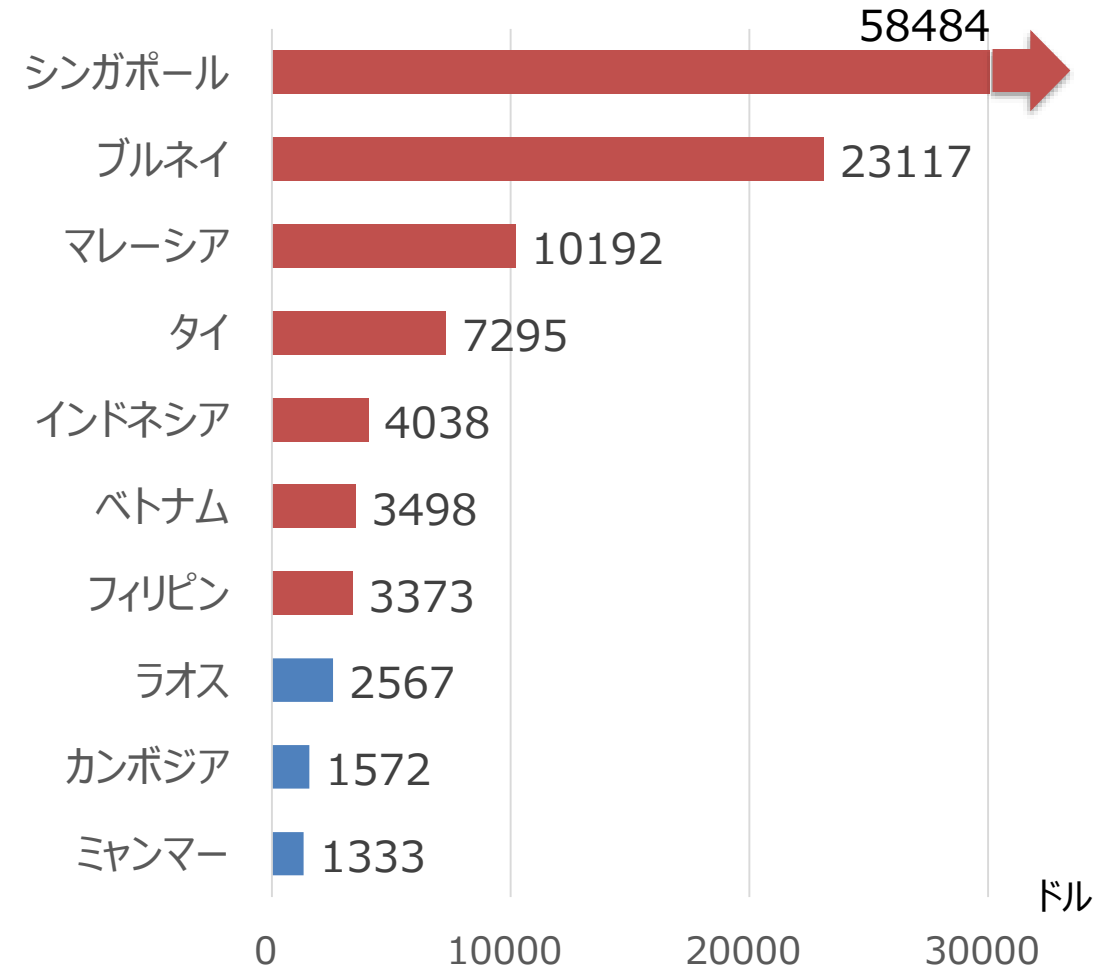
1. マーケットとしてのASEAN

成長度：ASEAN各国のGDP成長率（%）

国名	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ブルネイ	0.1	3.9	1.2	1.6	2.5	2.3	2.1
カンボジア	7.5	7.0	-3.5	4.2	6.0	6.3	6.6
インドネシア	5.2	5.0	-2.1	4.3	5.8	5.7	5.4
ラオス	6.3	4.7	-0.4	4.6	5.6	5.8	5.8
マレーシア	4.8	4.3	-5.6	6.5	6.0	5.7	5.3
ミャンマー	6.4	6.8	3.2	-8.9	1.4	4.7	5.0
フィリピン	6.3	6.0	-9.5	6.9	6.5	6.5	6.5
タイ	4.2	2.3	-6.1	2.6	5.6	3.8	3.5
ベトナム	7.1	7.0	2.9	6.5	7.2	7.0	6.8
シンガポール	3.5	1.3	-5.4	5.2	3.2	2.7	2.6
日本	0.6	0.3	-4.8	3.3	2.5	1.1	0.7

（出所）IMF World Economic Outlook Database（2021年4月版）一部推計値
<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2021/April>

豊かさ：一人当たりGDP(2019)



1. イノベーションの現場としてのASEAN

国・地域	2020	2015	2009-10
スイス	1	1	4
スウェーデン	2	3	1
アメリカ	3	5	11
シンガポール	8	7	7
韓国	10	14	20
香港	11	11	3
中国	14	29	43
日本	16	19	13
マレーシア	33	32	28
ベトナム	42	52	71
タイ	44	55	60
インド	48	81	56
フィリピン	50	83	76
インドネシア	85	97	72



GLOBAL INNOVATION INDEX 2020

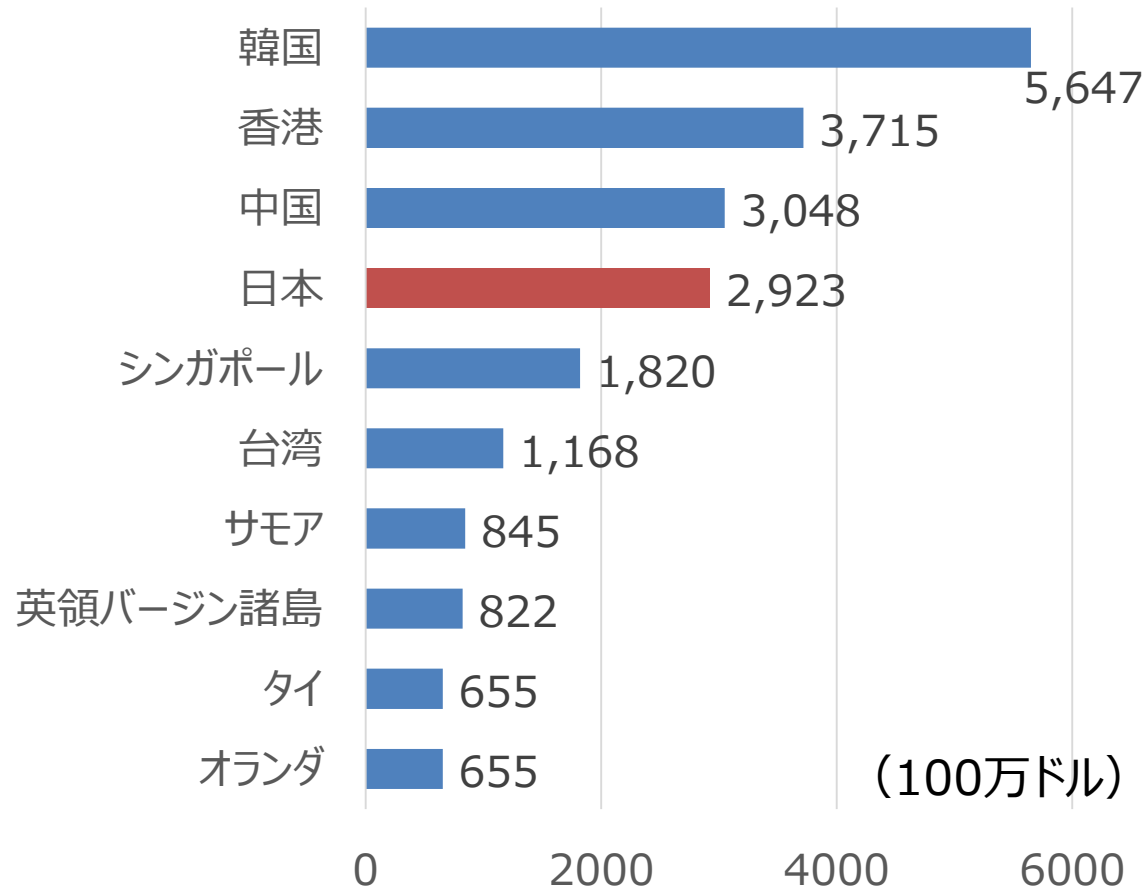
Who Will Finance Innovation?

Global Innovation Indexとは、Cornell大、INSEAD、WIPOが共同で毎年作成しているイノベーションに関するランキング。

(出典) Global Innovation Indexウェブサイト
<https://www.globalinnovationindex.org/home>

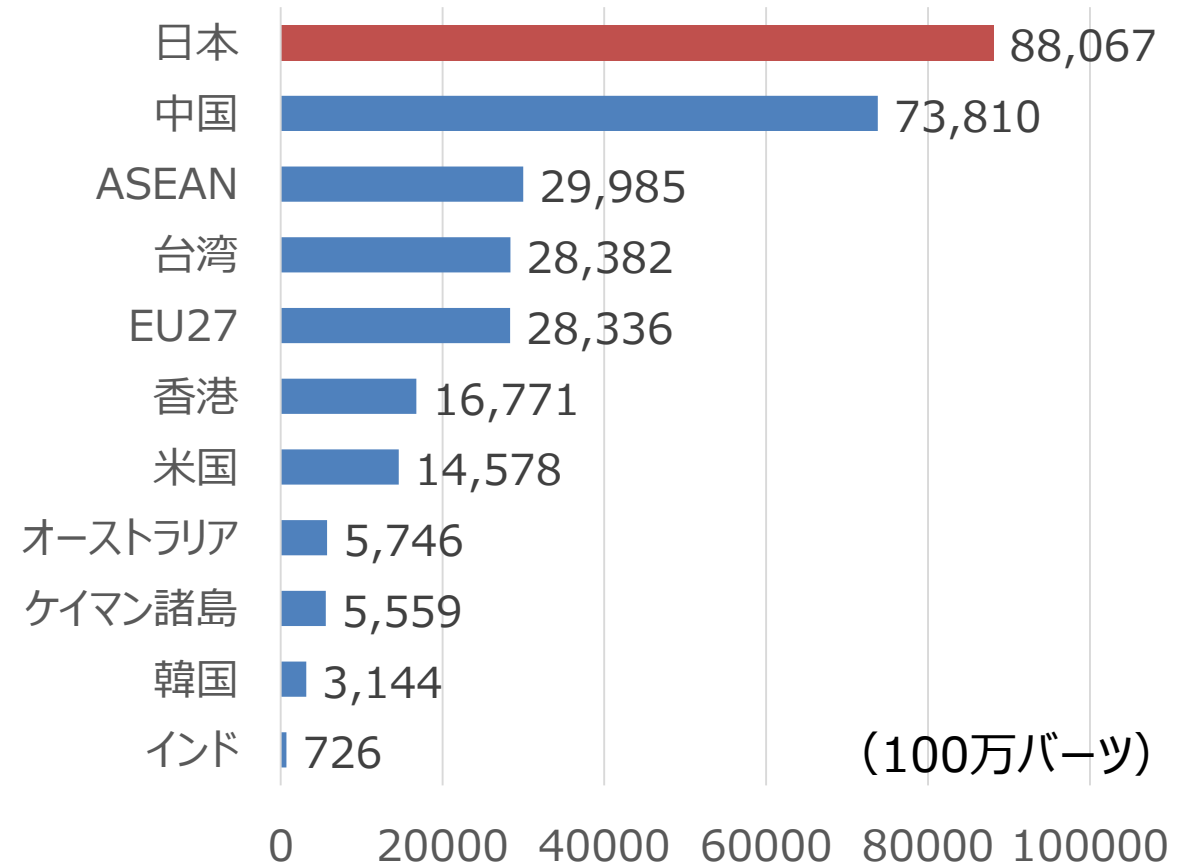
1. ASEANに進出する各国

ベトナムへの直接投資額
(2019認可ベース)



(出典) JETRO貿易投資動向シリーズ
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/gtir.html>のデータを加工

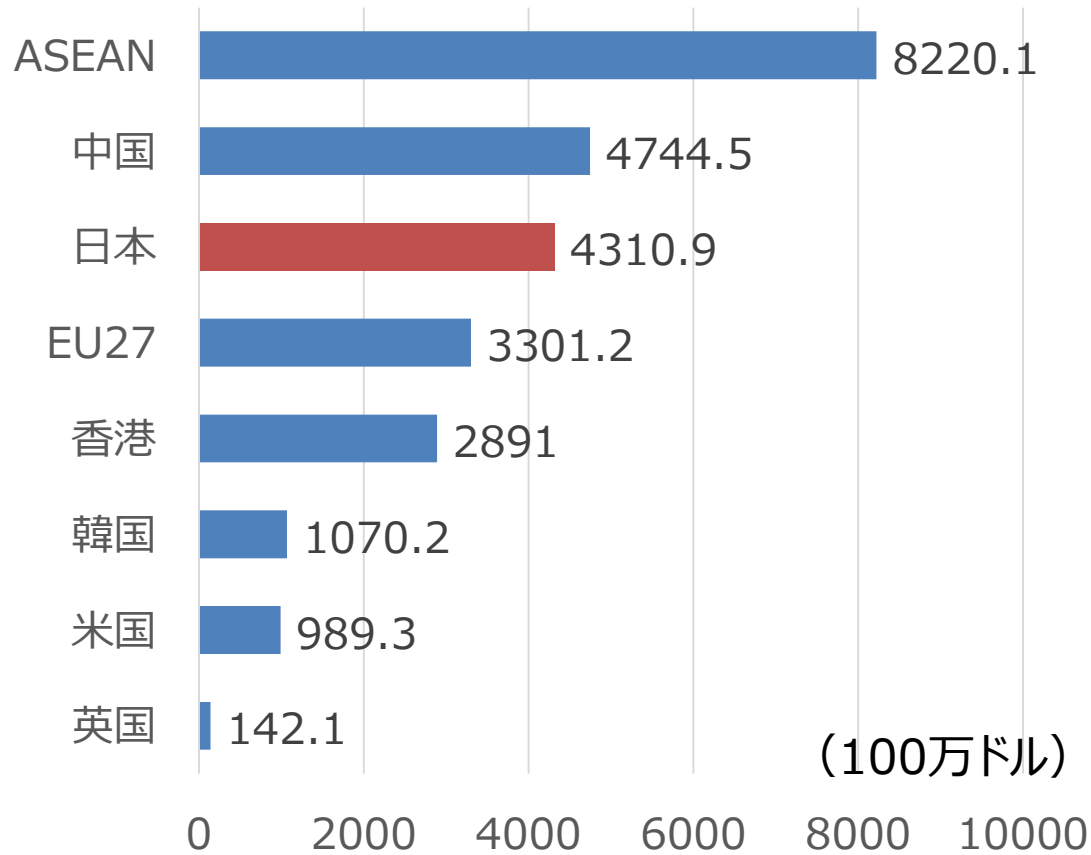
タイへの直接投資額
(2019認可ベース)



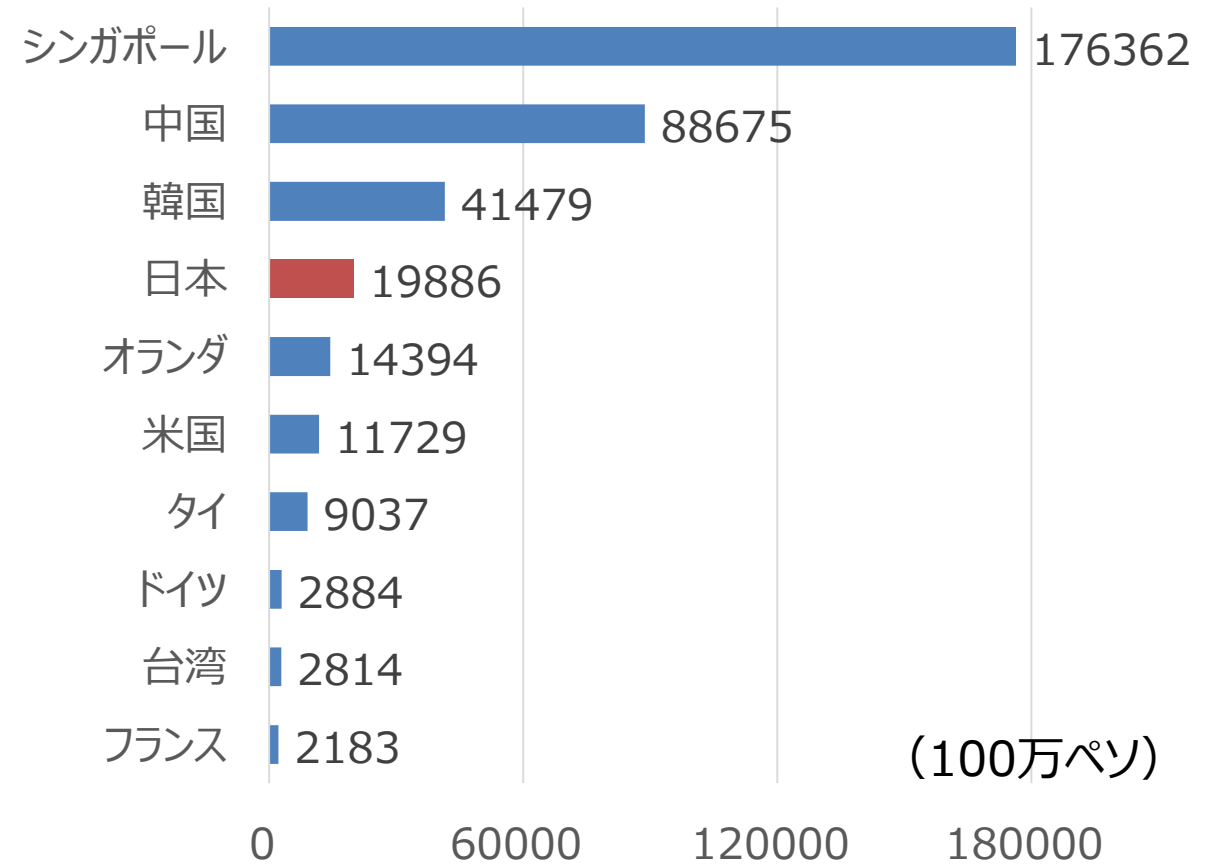
(出典) JETRO貿易投資動向シリーズ
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/gtir.html>のデータを加工

1. ASEANに進出する各国

インドネシアへの直接投資額 (2019実行ベース)



フィリピンへの直接投資額 (2019認可ベース)

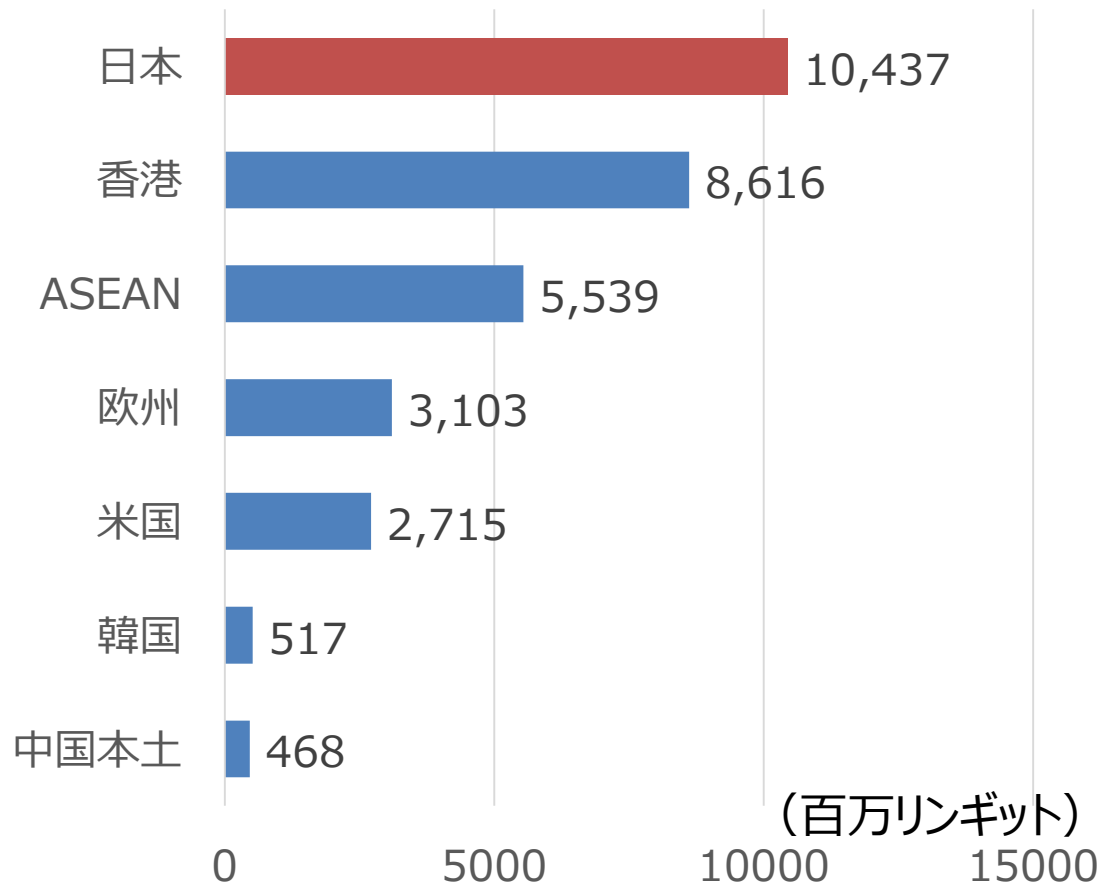


(出典) JETRO貿易投資動向シリーズ
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/gtir.html>のデータを加工

(出典) JETRO貿易投資動向シリーズ
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/gtir.html>のデータを加工

1. ASEANに進出する各国

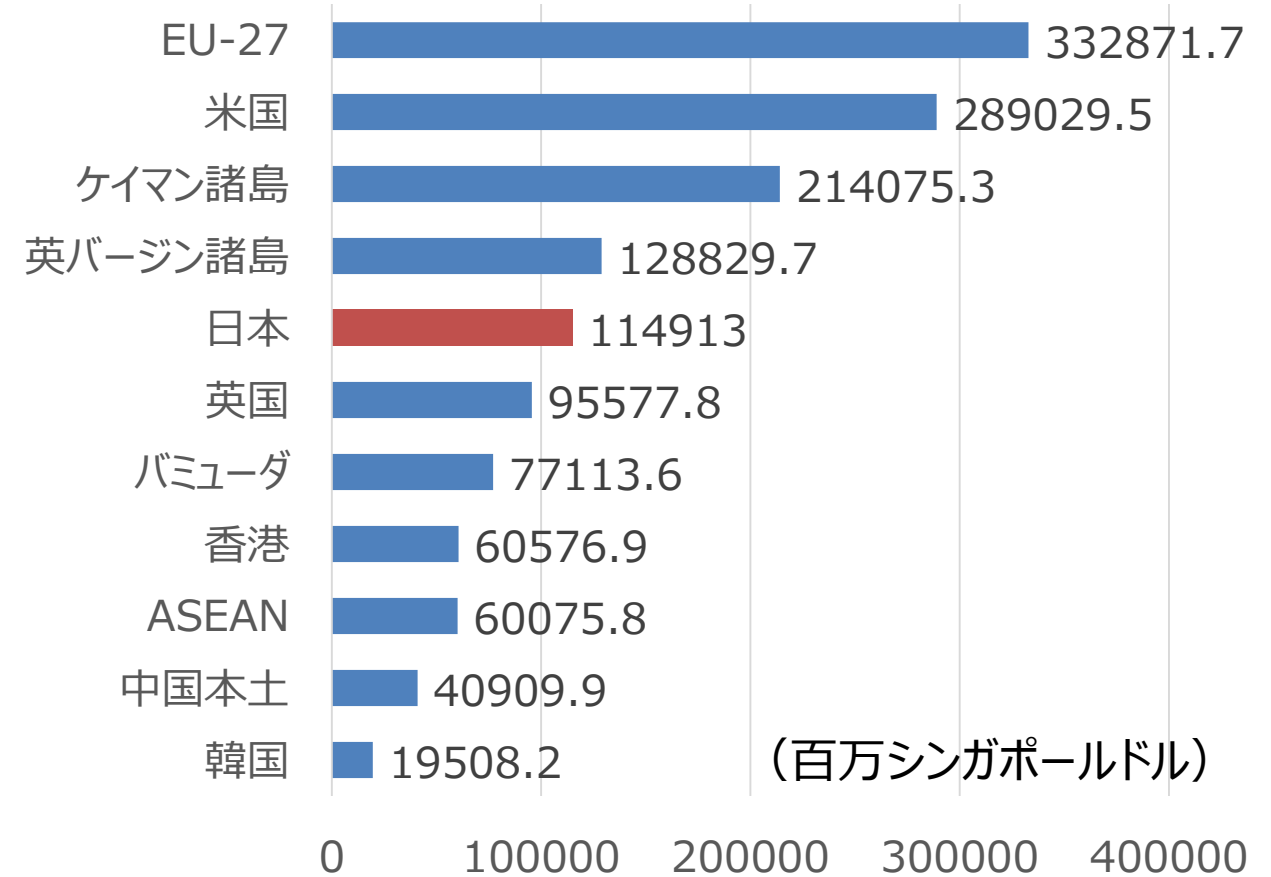
マレーシアへの直接投資額 (2019)



(出典) JETRO貿易投資動向シリーズ

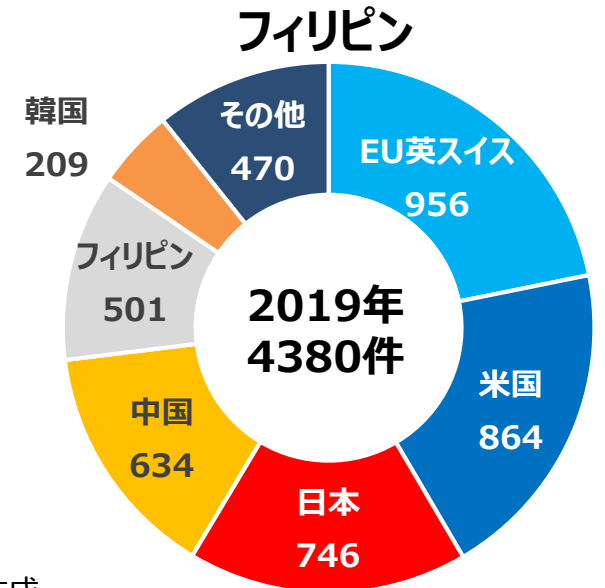
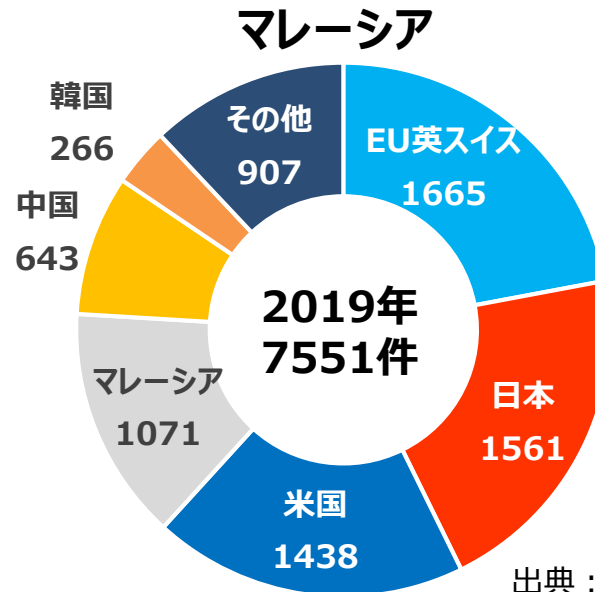
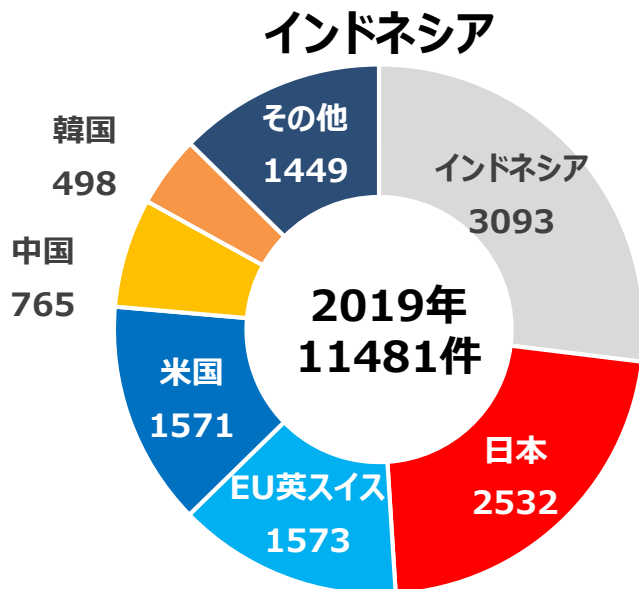
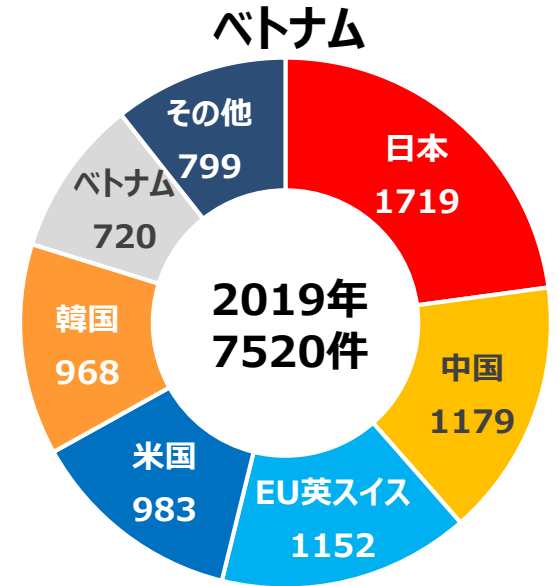
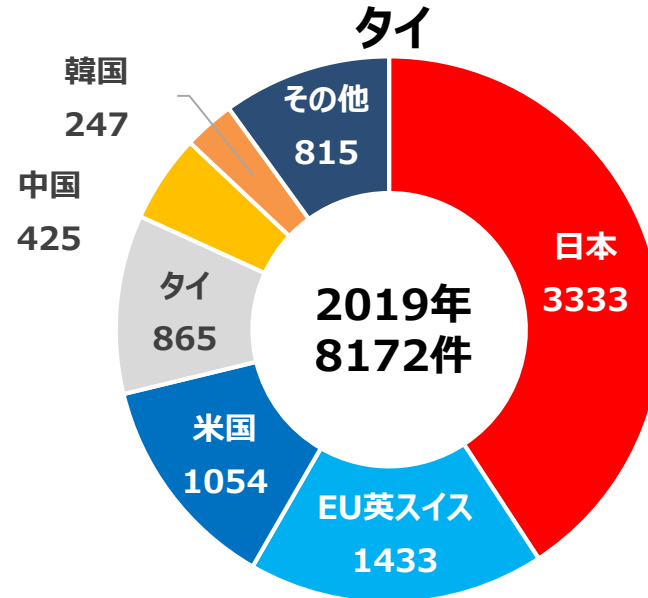
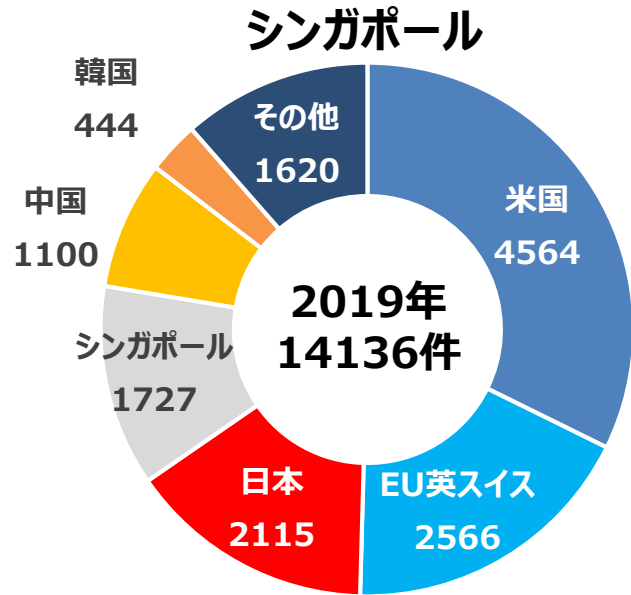
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/gtir.html> のデータを加工

シンガポールへの直接投資額 (2018)



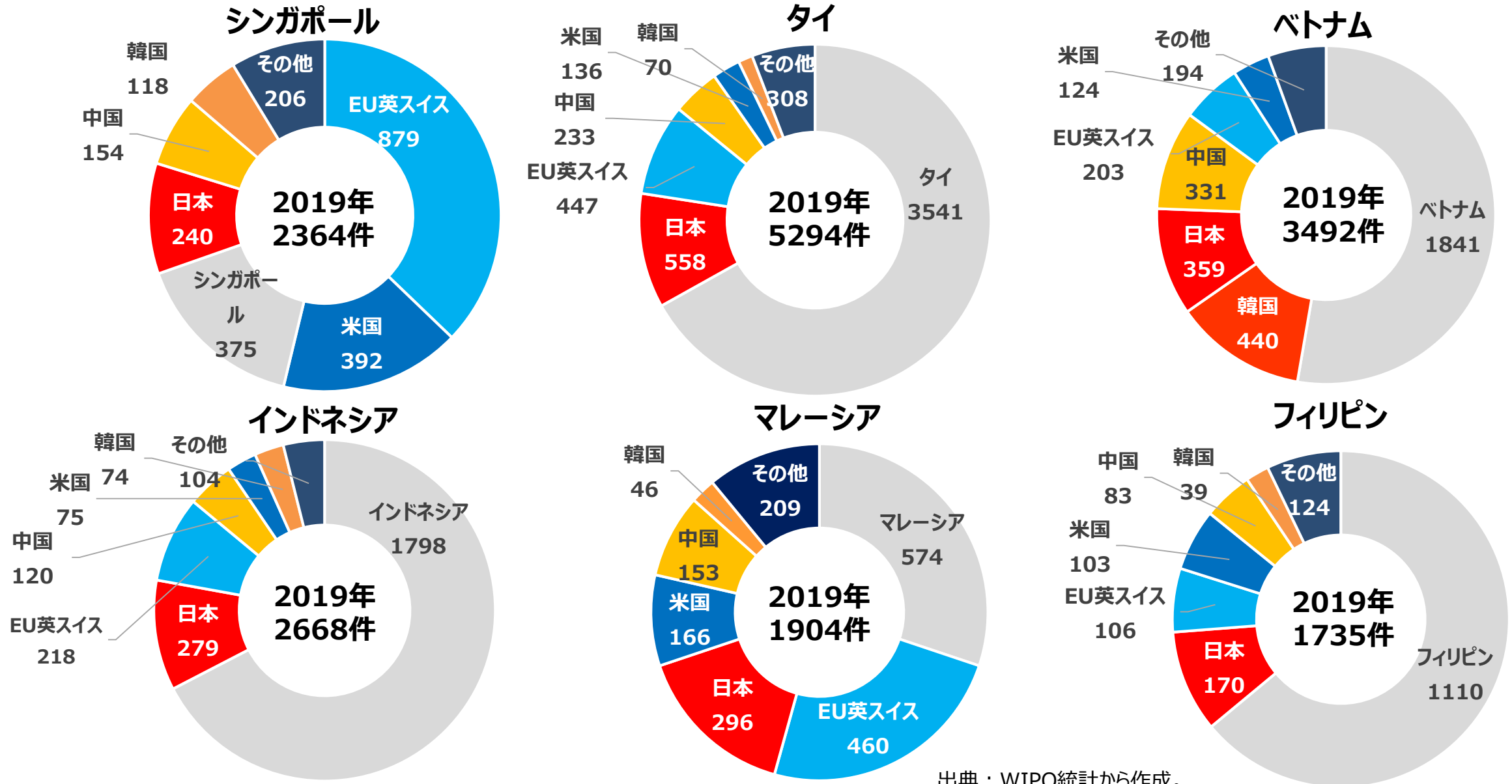
(出典) シンガポール統計局 <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/trade-and-investment/foreign-direct-investment/latest-data>

1. ASEAN主要国の特許出願状況



出典：WIPO統計から作成。

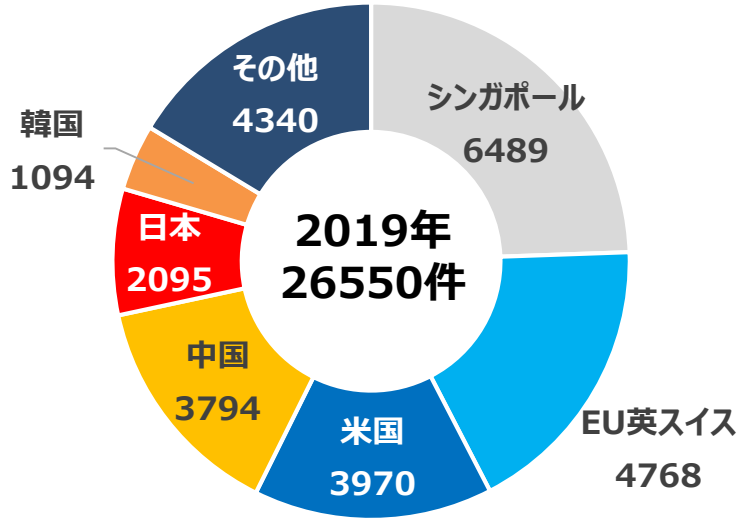
1. ASEAN主要国の意匠出願状況



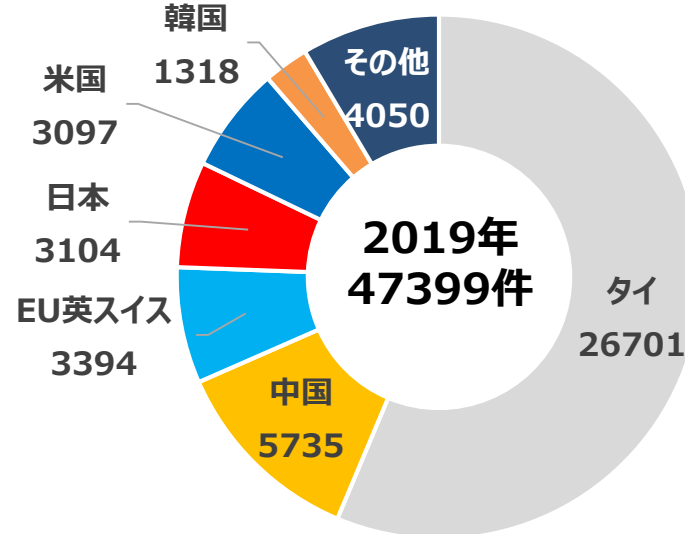
出典：WIPO統計から作成。

1. ASEAN主要国の商標出願状況

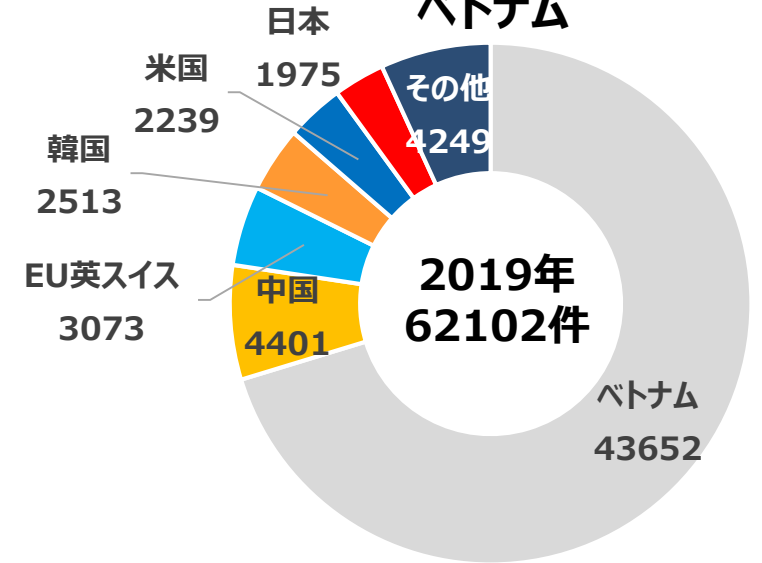
シンガポール



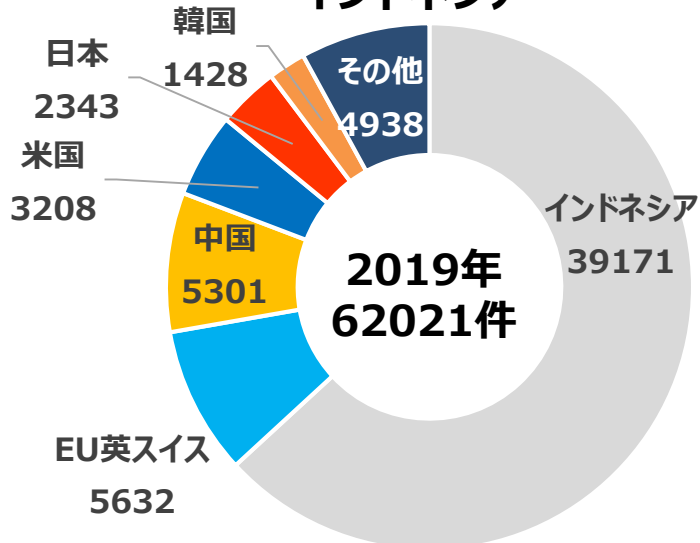
タイ



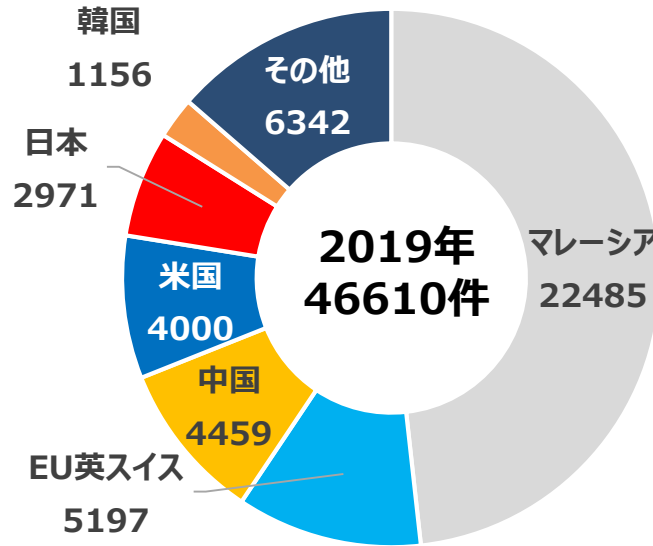
ベトナム



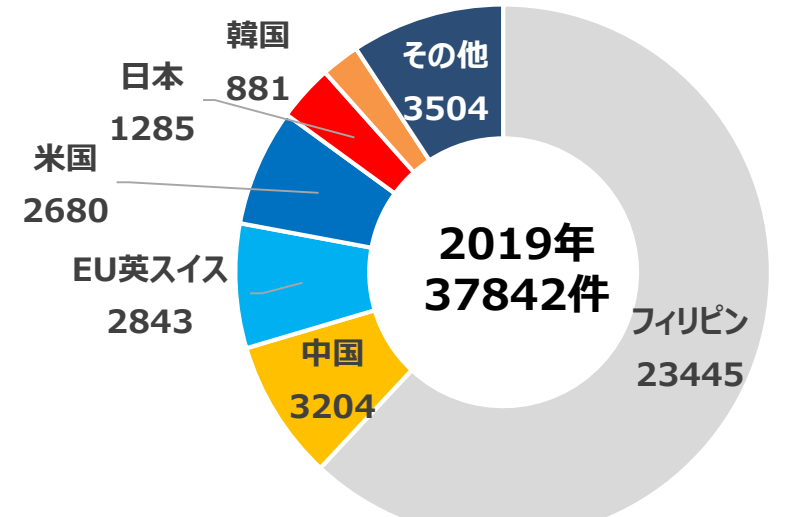
インドネシア



マレーシア



フィリピン



出典：WIPO統計から作成。

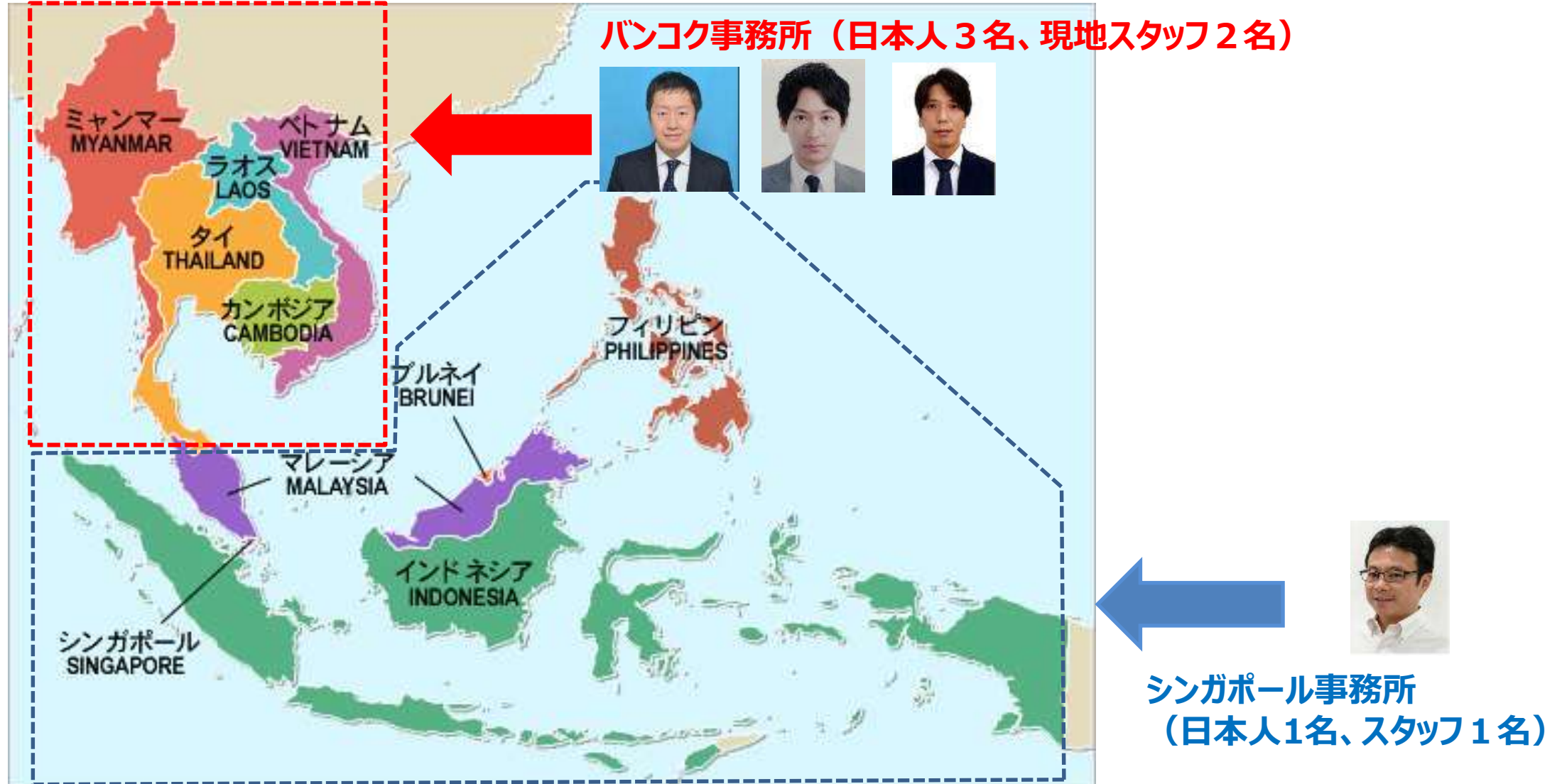
1. ASEAN内+インドの商標出願状況 (2017-2019)

		出願国									
		ブルネイ	カンボジア	インド	インドネシア	ラオス	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
基礎国	ブルネイ	442	2	3	8	2	11	3	11	4	19
	カンボジア	1	7180	2	8	4	7	6	9	35	24
	インド	20	89	862525	545	28	742	658	608	518	598
	インドネシア	30	27	115	147672	19	560	429	406	281	278
	ラオス	2	4	2	4	546	0	3	4	5	7
	マレーシア	13	26	357	1434	5	61829	727	1506	998	735
	フィリピン	26	36	89	295	18	232	63654	140	97	187
	シンガポール	179	414	1852	3709	216	4998	1763	19278	2717	2100
	タイ	20	102	555	825	91	875	794	612	81353	1350
	ベトナム	47	145	119	202	121	246	177	229	313	116648

出典：WIPO統計から作成。

2. ASEANにおける知財アタッシェの課題

2. JETROシンガポール・バンコク知財部の概要

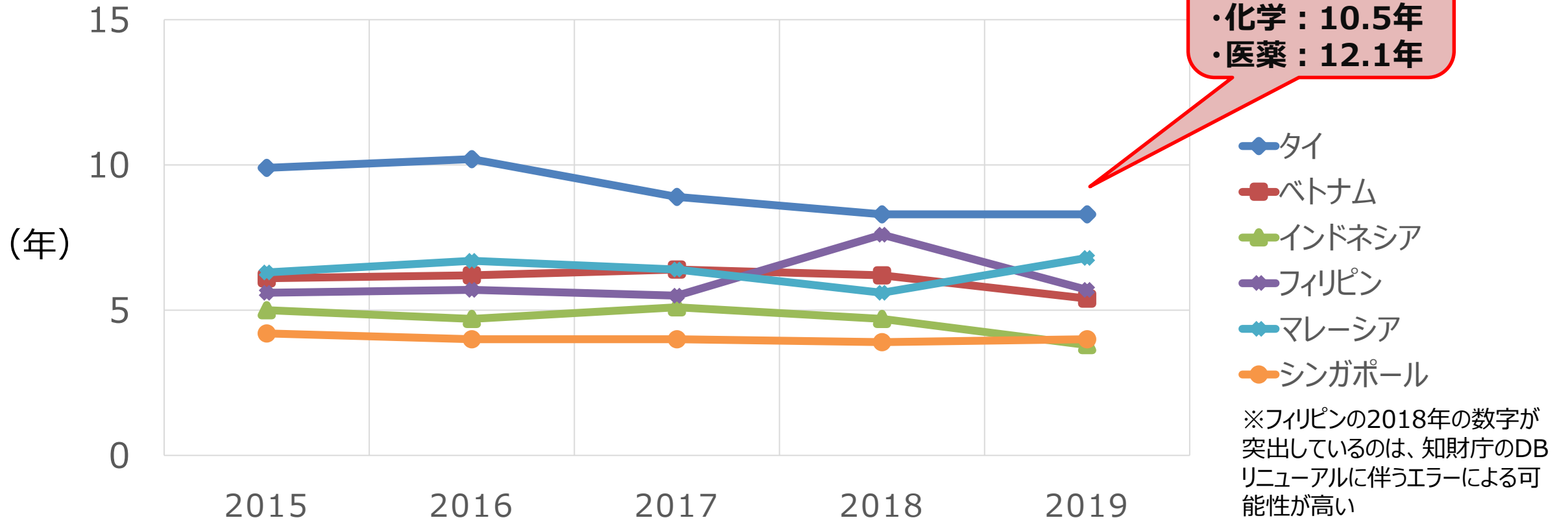


2. ASEANにおける知的財産に関する課題

- 1) 知的財産権出願の処理の遅延（審査＆案件管理）
- 2) 知的財産権のエンフォースメント
（オンライン模倣品対策など）
- 3) 知的財産制度におけるその他の「ギャップ」
（IT関連特許の審査運用、審判制度、紛争解決メカニズムなど）
- 4) 知的財産・ビジネス・イノベーションの結びつき

2. 知的財産権出願の処理の遅延

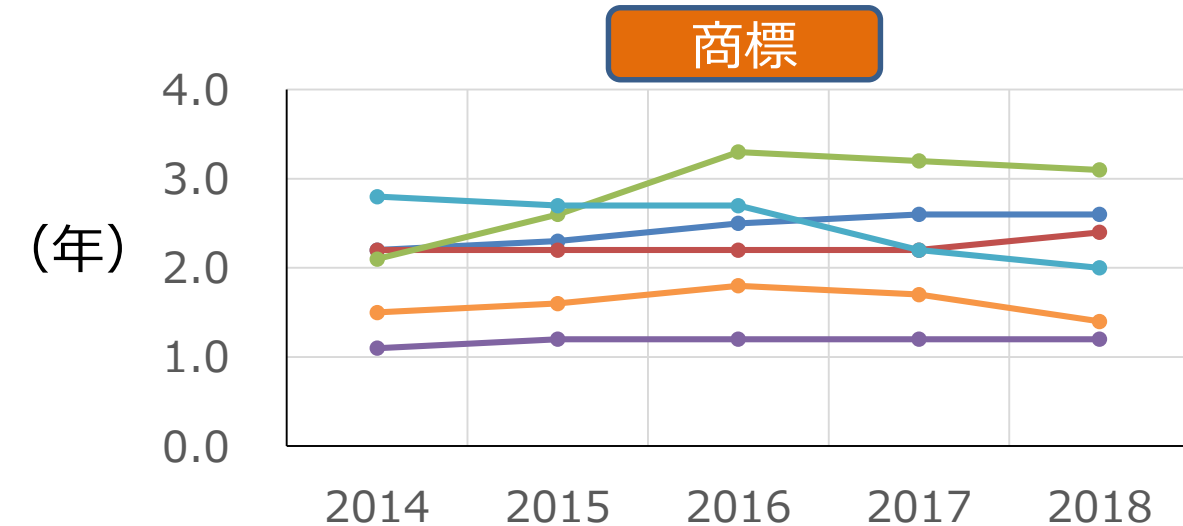
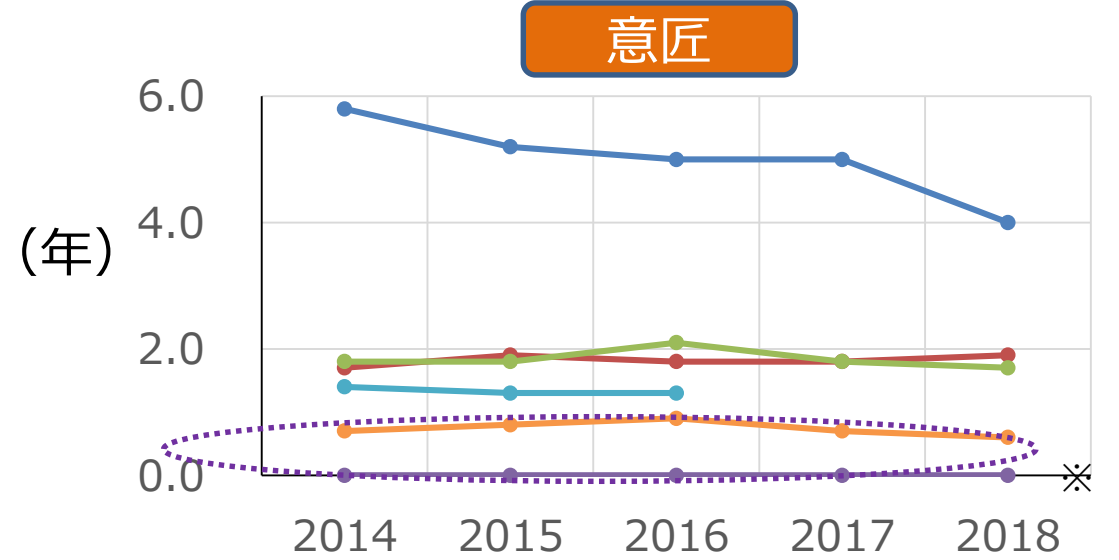
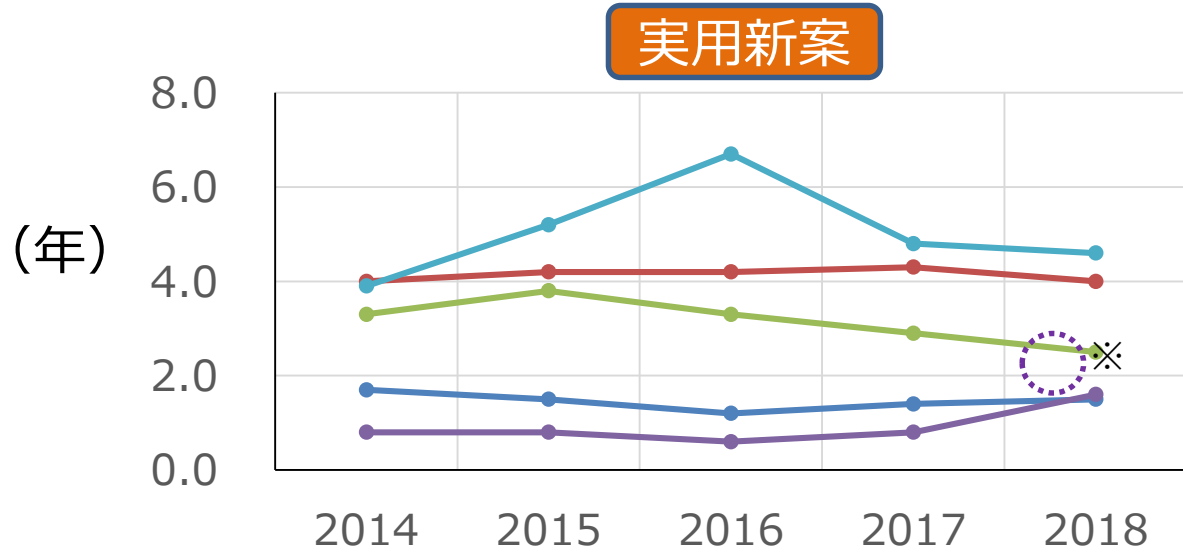
ASEAN主要国における権利化期間（特許）



- 依然として審査遅延の問題は残るが、**タイについては改善**されつつある。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (19年) 8.3年, 登録2798件

2. 知的財産権出願の処理の遅延

ASEAN主要国における権利化期間（実案、意匠、商標）



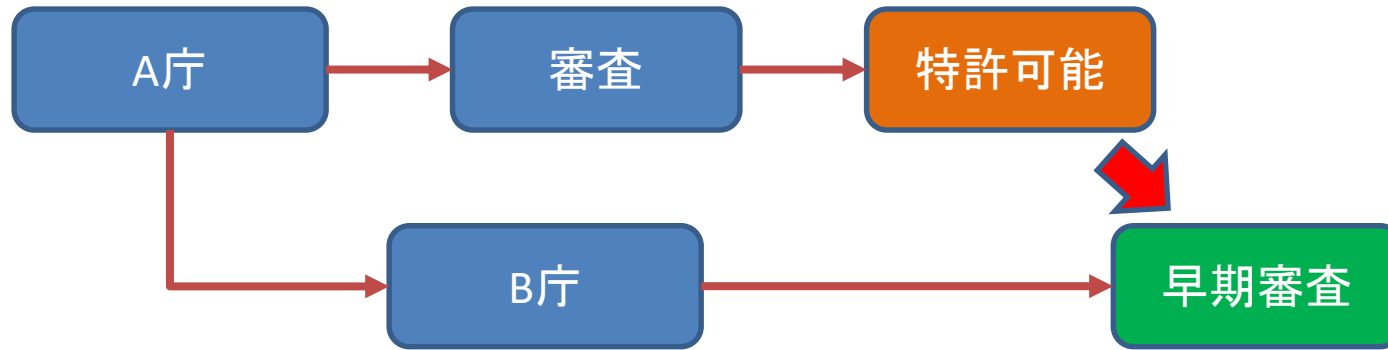
- タイ
- ベトナム
- インドネシア
- フィリピン
- マレーシア
- シンガポール

※フィリピン知財庁のDBリ
ニユーアルに伴うエラーによる可
能性が高い

2. 権利化期間の短縮に向けて～特許審査ハイウェイ(PPH)

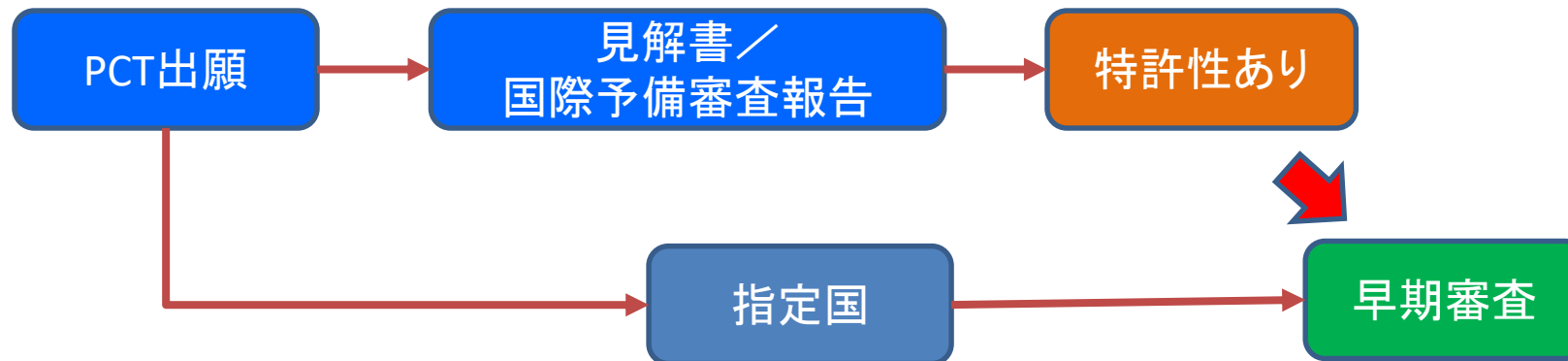
Patent Prosecution Highway (PPH)

第一庁で出願が特許可能と判断された場合に、第二庁で対応出願を早期審査



PCT-PPH

PCT見解書等で特許性ありと判断された場合に、指定国で早期審査



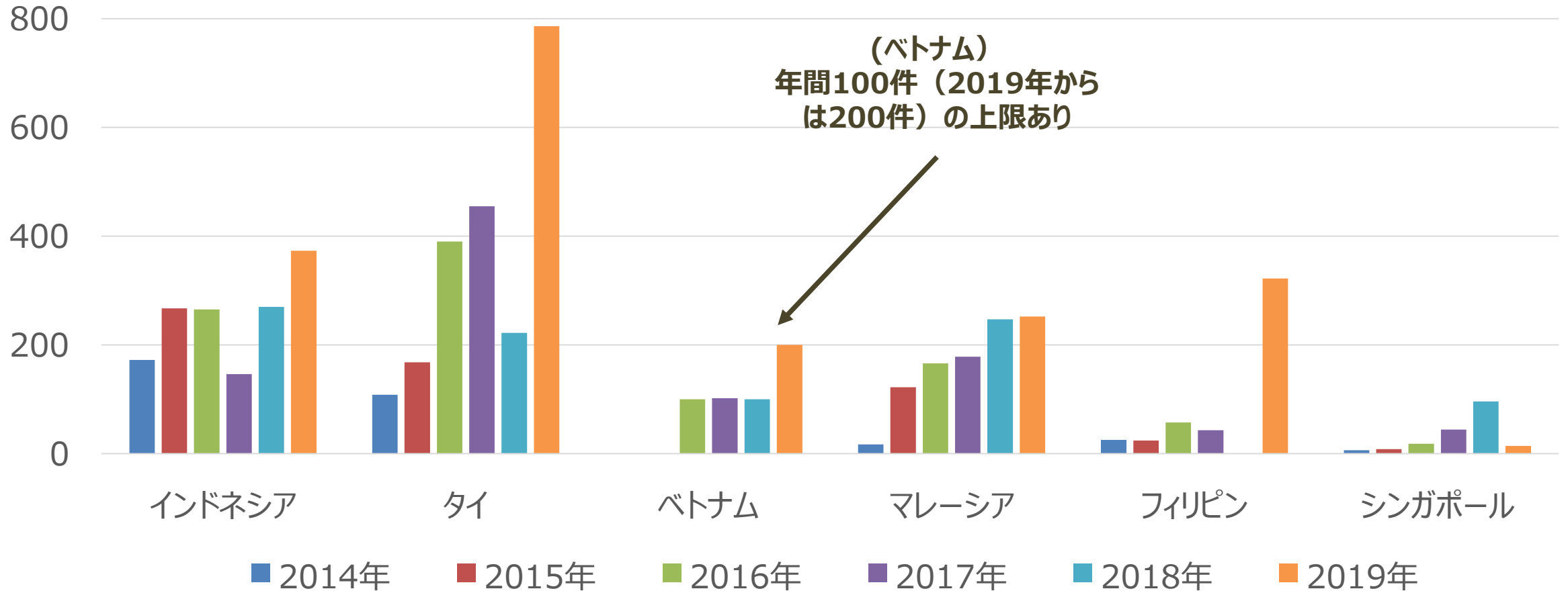
もっとも、現実にどの程度早くなるかは、各庁のキャパシティー次第



キャパビルの必要性

2. ASEAN各国でのPPHの利用件数

2019年12月時点のデータ



<PPHの開始時期>

インドネシア	2013年6月、	タイ	2014年1月、	ベトナム	2016年4月
マレーシア	2014年10月、	フィリピン	2012年3月、	シンガポール	2009年7月

2. 案件管理の改善によるPPHの迅速化（インドネシア）



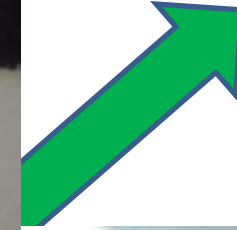
① PPH案件が不明
所在を搜索開始



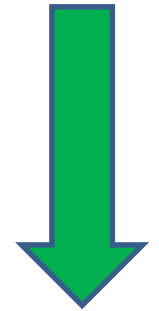
② PPH案件専用の
赤色包装袋を用意



③ 案件管理手法に
ついての改善提案



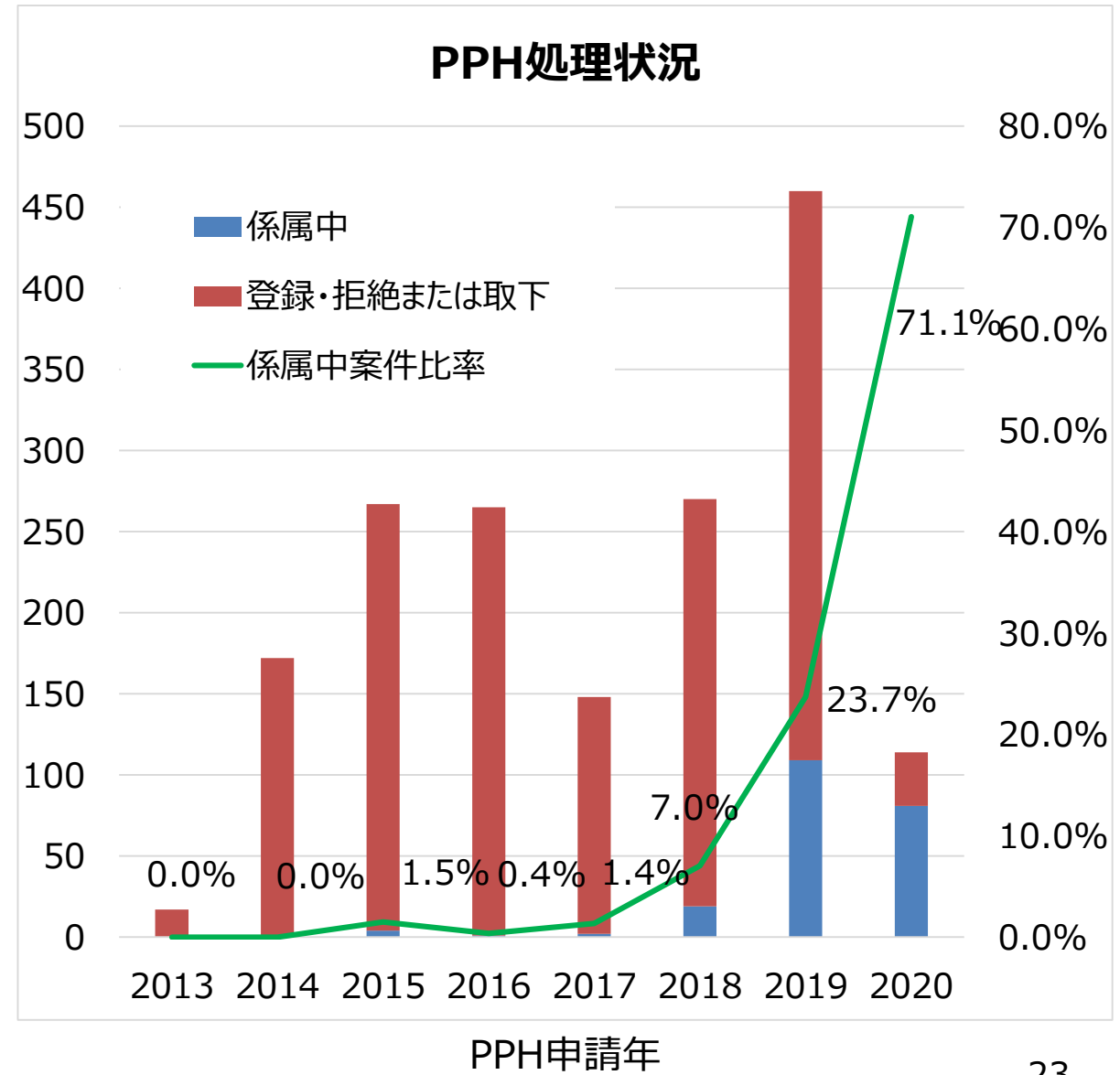
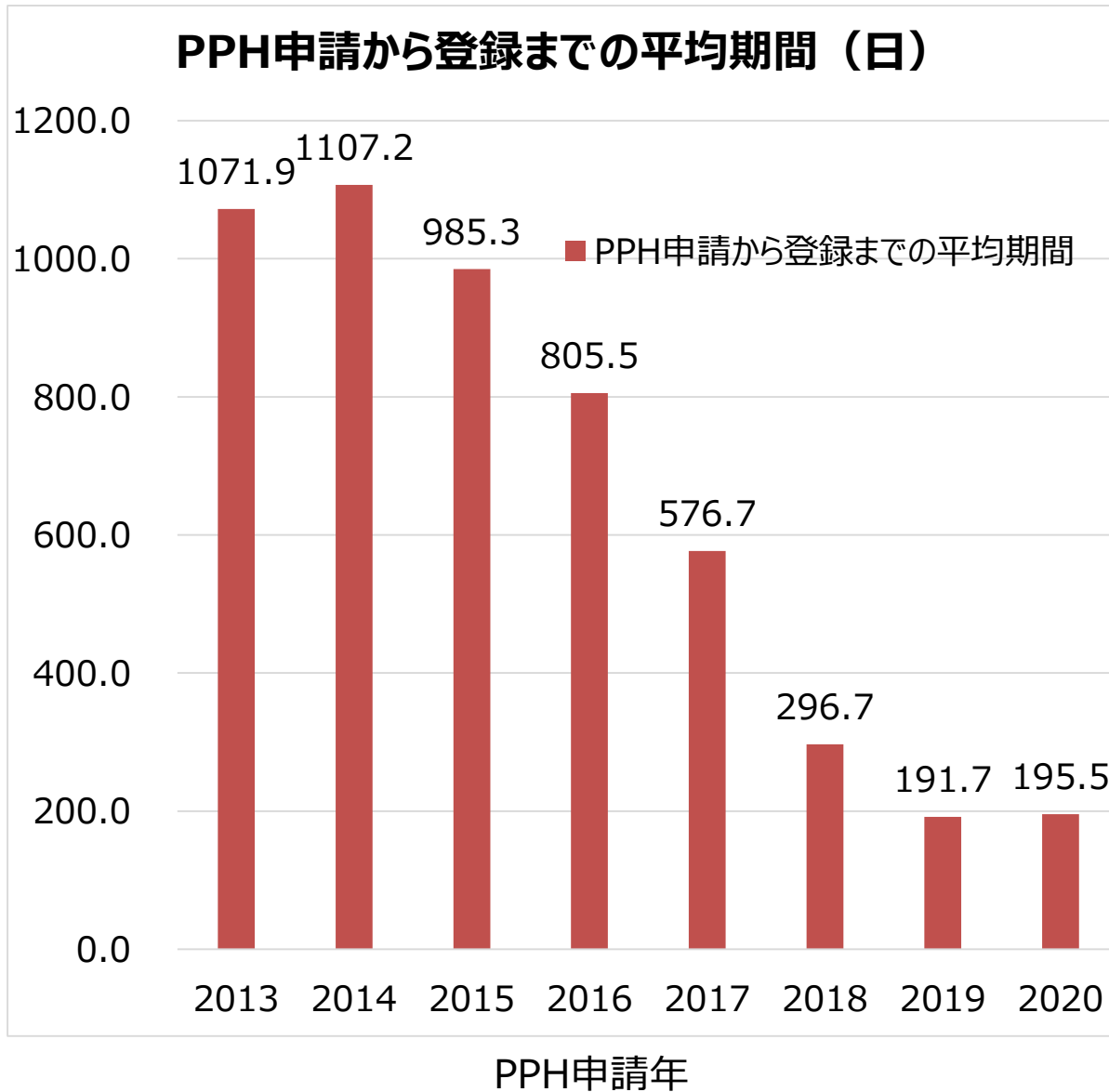
④ マニュアル作成
職員研修の実施



⑤ PPH案件の月次
リスト管理開始

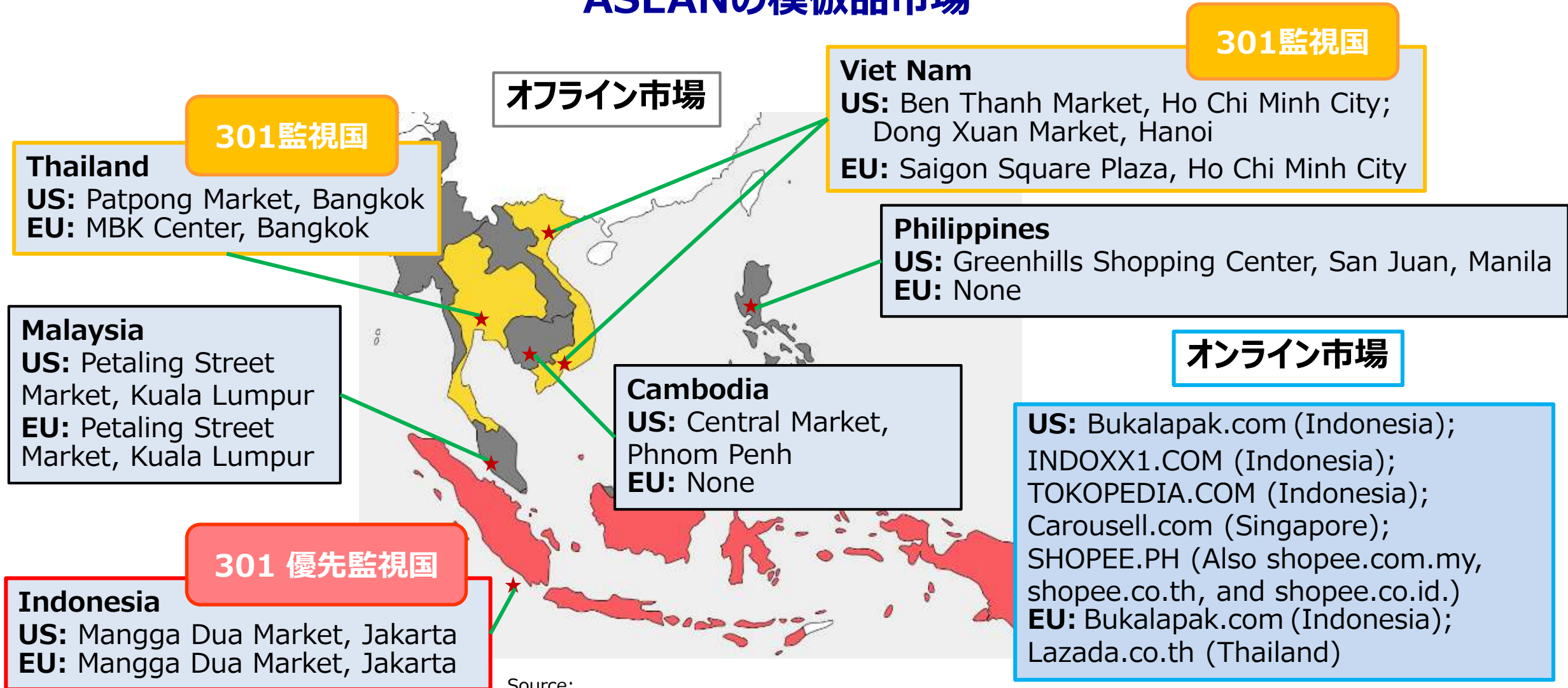


2. 日インドネシアPPHの案件処理状況(2020.11)



2. 知的財産権のエンフォースメント

ASEANの模倣品市場



Source:

2018 Notorious Markets List (USについて)

Commission Staff Working Document, Counterfeit and Piracy Watch List, SWD (2018) 492 final (EUについて)

2. オンライン詐欺の増加（シンガポール）

オンライン取引詐欺に使用されたプラットフォーム

プラットフォーム名	件数 (2019年前半)	件数 (2020年前半)
Carousell	532	884
Shopee	72	371
Facebook	278	342
Lazada	62	221
Instagram	73	19
他のプラットフォーム	185	252
合計	1,202	2,089

(出典) <https://www.police.gov.sg/Media-Room/Statistics>

2. オンライン詐欺

オンライン取引詐欺

被害者 = 購入者

偽ブランドの販売
= 知財権侵害

被害者 = 権利者

お金だけもらって
商品を渡さない

偽物を渡すものの
商標権侵害ではない
(偽の金貨の販売など)

2. コロナウイルス禍と偽物マスク

'Total disregard for people's lives': Hundreds of thousands of fake masks flooding markets as coronavirus depletes world supplies

Borzou Daragahi 25/3/2020

msn | news
powered by Microsoft News



MSN News (2020年3月25日)
「コロナウイルスのパンデミックの壊滅的な影響に取り組んでいる世界では、以前は電話のハンドバッグやデザイナージーンズを製造していた、**不衛生なスウェットショップで製造された何十万もの偽造医療用マスク**で溢れている。」

(出典) <https://www.msn.com/en-sg/news/world/total-disregard-for-peoples-lives-hundreds-of-thousands-of-fake-masks-flooding-markets-as-coronavirus-depletes-world-supplies/ar-BB11GXug?li=BBR8Cnr>

2. オンライン上のエンフォースメント強化（フィリピン）

政府

ECプラットフォーム

権利者

① 知財庁（IPOP HL）のオンライン上の模倣品対策権限を強化する法改正（国会審議中）

- ECプラットフォームに対する警告通知および遵守命令により、模倣品・海賊版を提供する**サイトの削除**
- 従わない販売業者に対し、地方政府または貿易産業省に違反者の**営業許可の取消申立**
- 侵害行為の**停止命令**
- 模倣品や海賊版の、**オンラインプラットフォームや物理的店舗からの除去命令**

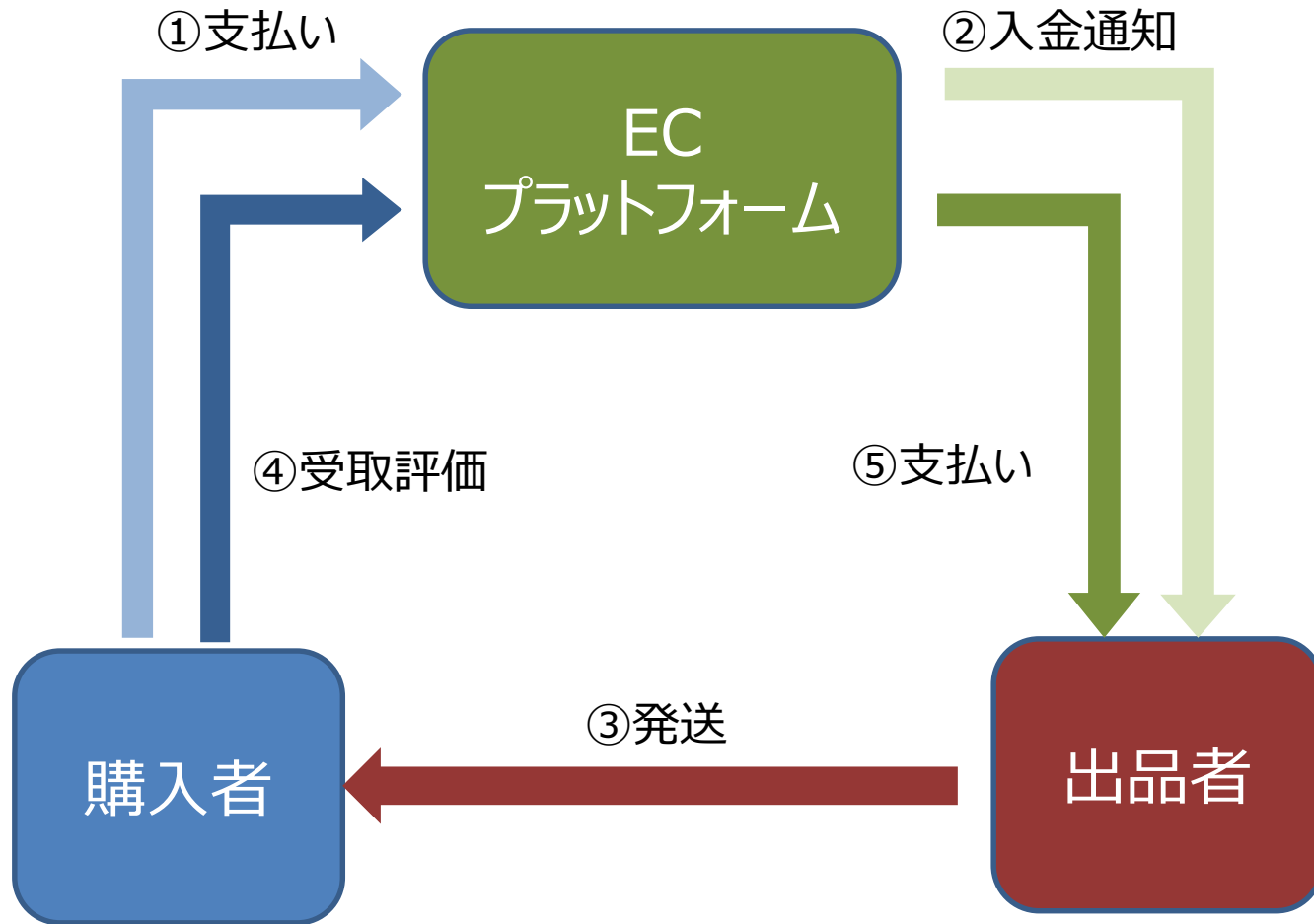
② ECプラットフォームと商標権者による模倣品対策MOUの署名（2021/3/1）

- ECプラットフォームは**ノーティス・テイクダウンの仕組み**を提供
- 商標権者は監視を強化し、ECプラットフォームに**真正品や侵害品の情報を提供**
- いくつかの目標値（KPI）を設けて、成果を1年間注視



（出典）<https://www.ipophil.gov.ph/news/ipophl-updates-enforcement-rules-to-add-teeth-to-online-counterfeiting-piracy-crackdown/>
<https://www.ipophil.gov.ph/news/lazada-shopee-and-ip-right-holders-band-together-in-fight-vs-rising-online-counterfeiting-piracy/>

2. オンライン決済手段を通じた模倣品対策



- 購入者に商品が届くまでEC事業者が代金を一時受け取り
- 購入者が商品を受け取ってからEC事業者が販売者に入金
- **発送された商品が偽造品の場合、出品者に対する支払いはなされない。**
- 偽造品や届いた商品に不備や破損があった場合、**商品代金について補償対応**を実施。

2. 今後の課題：SNS上の模倣品販売

売買を目的とした「プライベートグループ」の存在



Philippines
Buy & Sell

■ プライベートグループ・メンバー3.5万人

このグループについて

Please paki indicate kung Legit or Fake yung binebenta niyo.
Thank you!

- 🔒 プライベートグループ内の投稿を見ることができるのはメンバーのみです
- 👁️ 検索可能グループを検索できます。
- 📍

「本物または偽物を販売しているかどうかを示してください。ありがとうございました！」

(出典) <https://www.facebook.com/groups/1455753394475057>

他方で、模倣品販売サイトを探して、指摘する投稿者も

2. 知的財産制度におけるその他の「ギャップ」

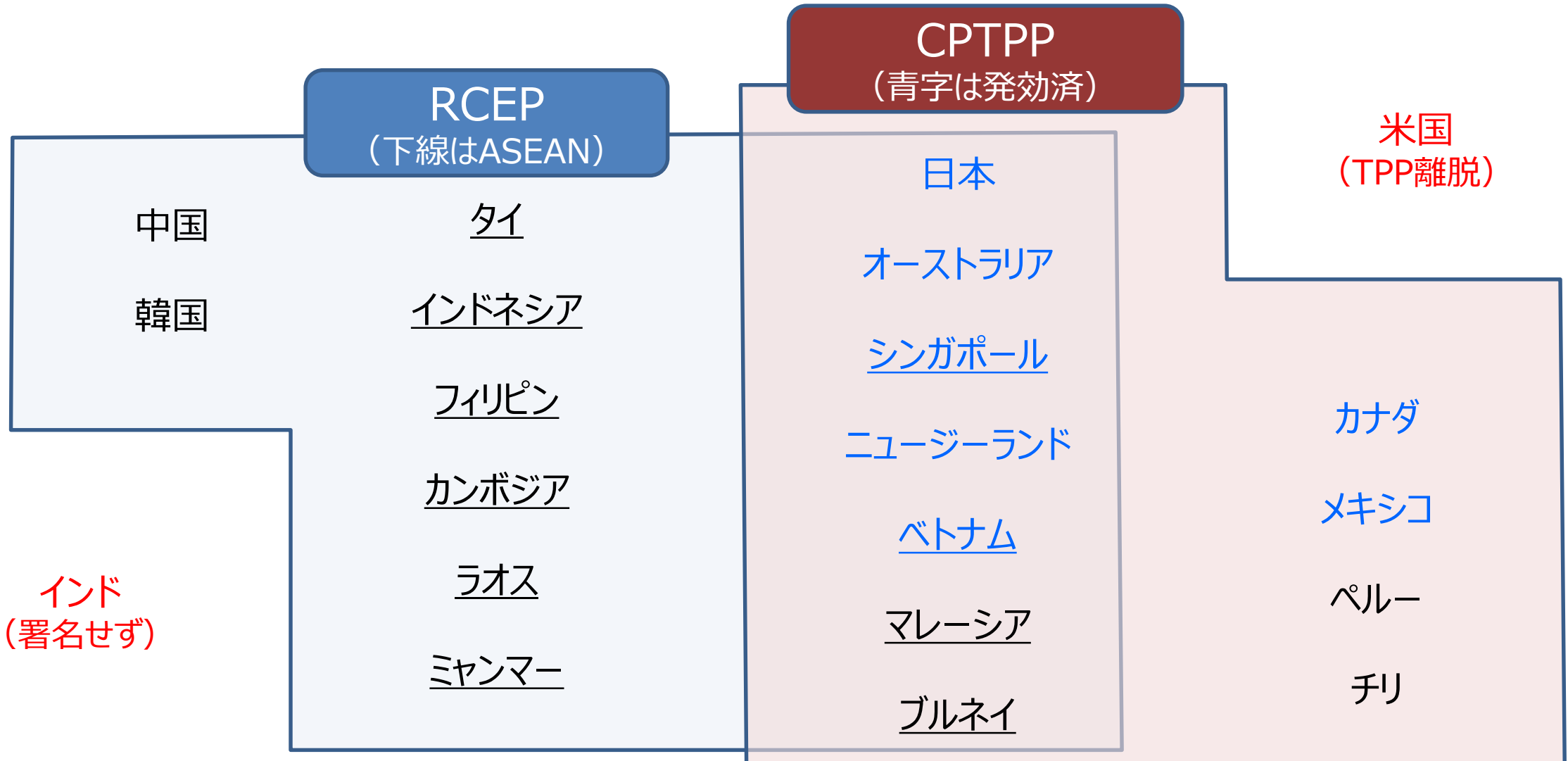
ASEAN各国の法整備・条約加盟状況

(注) 青文字はTPPの要件。なお、TPPの要件としては、マドプロ(*)の代わりにシンガポール条約の加盟でもよい。

		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	ミャンマー	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
条約名	WIPO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	TRIPS	○	△	○	△	△	○	○	○	○	○
	パリ条約	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	PCT (特許)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	ハーグ (意匠)	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○
	マドプロ (商標) *	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	ブダペスト条約	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○ (2021.6.1)
	TLT	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	ベルヌ条約	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○
	WCT	×	×	○	×	×	○	○	○	×	×
	WPPT	×	×	○	×	×	○	○	○	×	×
UPOV1991	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	

2. 知的財産制度におけるその他の「ギャップ」

EPA/FTAによる知財制度の底上げ



2. RCEPによる知財制度の底上げ

RCEP知財章の主な項目

- 音商標の保護（第11.19条）
- 悪意の商標出願を拒絶・取消する権限を定める義務（第11.27条）
- 周知商標の決定条件として自国又は他国で商標として登録されていること等の要求禁止（第11.26条）
- 特許の出願公開（第11.44条）
- 物品の一部に具体化された意匠等の保護（第11.49条）
- 司法当局が民事手続において損害賠償額を決定する際に、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮し、侵害者に対し損害賠償を支払うよう命じる権限を有すること（第11.60条）
- 著作権・商標権侵害品の輸入に対する職権差止手続の採用・維持（第11.69条）
- 著作権・商標権侵害品の輸入に対する当局の廃棄命令権限（第11.72条）

2. 悪意の商標出願の拒絶・取消

～悪意の出願とは～

悪意の出願とは、特許権、意匠権や商標権などに対し、**出願する権利のない者が出願し、権利を取得**してしまうことをいう。

なぜ、冒認商標出願が発生するか

商標取得のリスク（失敗しても出願が拒絶されるだけ）**に比べて、成功した時の利益が大きい。**

（冒認出願後の行為）

1. 商標ブランドの影響力を生かし、関連市場を独占。正規品の中に偽物を混ぜて利益を得る。
2. 競争相手の市場参入を阻止する。自社は必ずしも商標を使用せず、競争相手の使用を阻止。
3. 侵害訴訟を起こすと脅しつつ、元商標所有者から高額の商標譲渡料を求める。

「悪意」について各国でどのように具体的に運用されるかが課題

2. 知的財産制度におけるその他の「ギャップ」

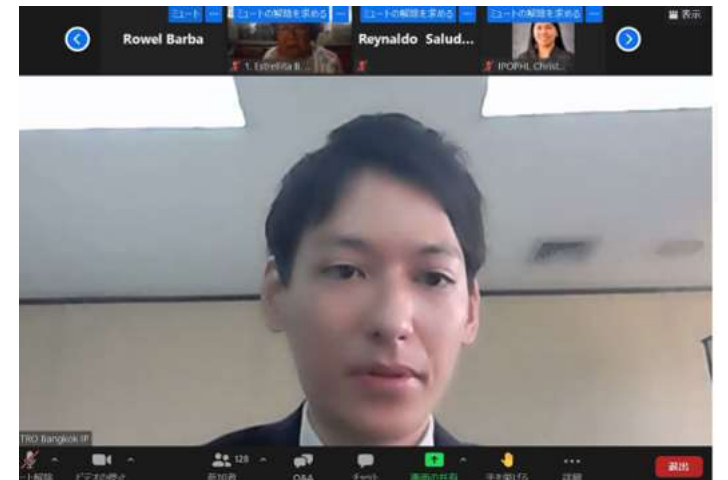
法令と運用のギャップ

- ① 審査基準・判断の透明性向上
- ② 判断の公正・適正確保



対話、トレーニング

- マレーシア商標ワークショップ（2020年10月、オンライン）
- フィリピン商標ワークショップ（2021年3月、オンライン）
- インドネシア商標ワークショップ（2021年4月、オンライン）



2. 知的財産・ビジネス・イノベーションの結びつき

技術ニーズに基づく企業マッチングの必要性

(1) コロナ後、各国政府による**地元企業を育成する方向性**の強化

- シンガポール：National Innovation Challenge (NIC) = 中小企業が国の実証を主導
- マレーシア：Industry 4WRD = 中小ものづくり企業のDX化に対する補助金等



単独受注でなく、地元企業の成長を技術面で支援する形の市場浸透戦略が重要に

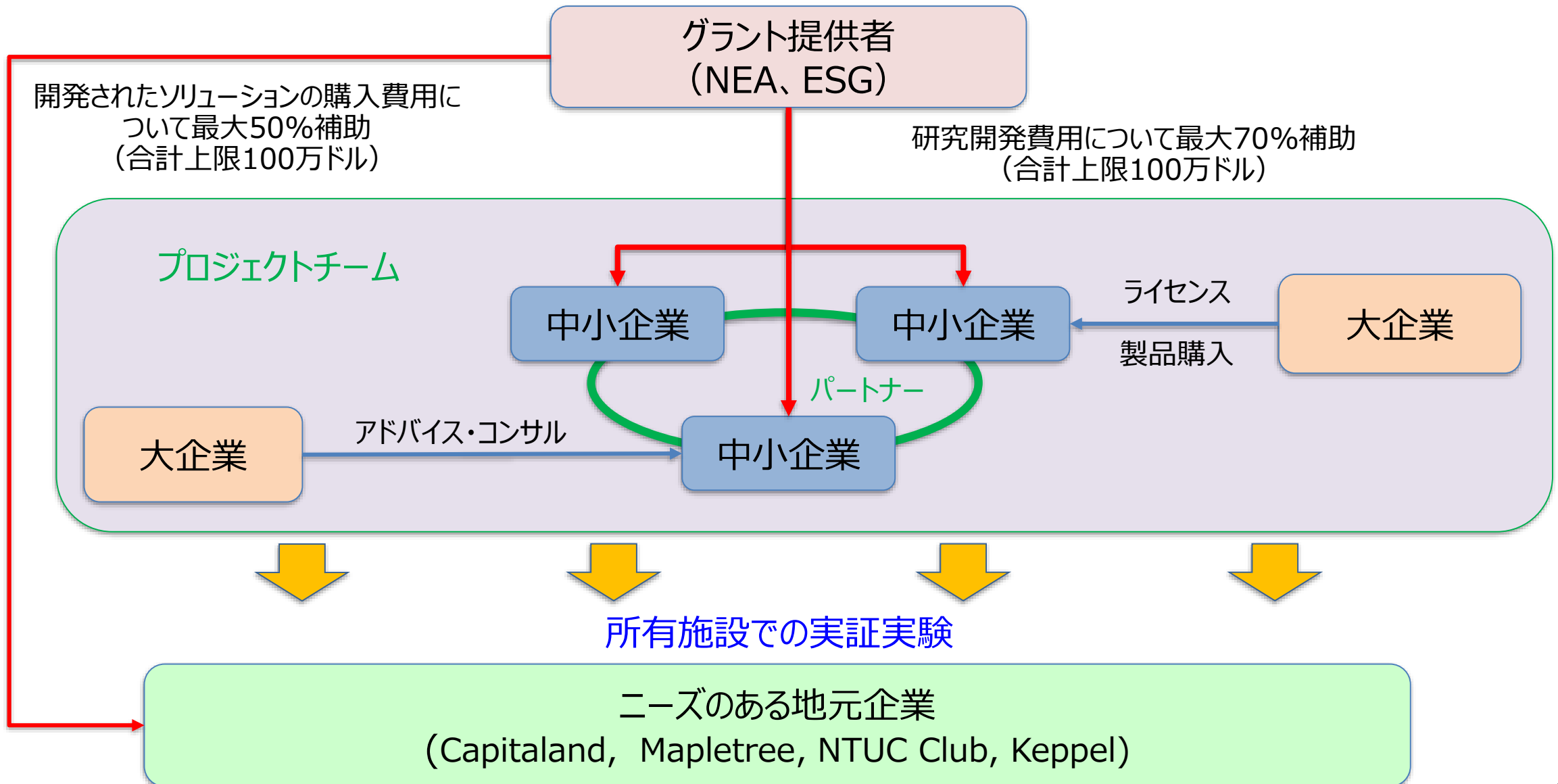
(2) 日系企業と現地技術市場の**ミスマッチ**

- マッチングイベントは「技術ニーズのある大企業に、地元企業の技術を売り込む」構図のものがほとんど
- 他方、日系企業はASEANで自社技術を売り込みたい



地元のニーズを技術に翻訳して、技術を保有する日系企業に**つなぐメカニズム**の必要性

2. 中小・スタートアップをイノベーションの主役に据えるスキームの例



2. 技術ニーズに基づく技術マッチングのアプローチ

- ニーズ企業からIntermediary等を介したマッチング：

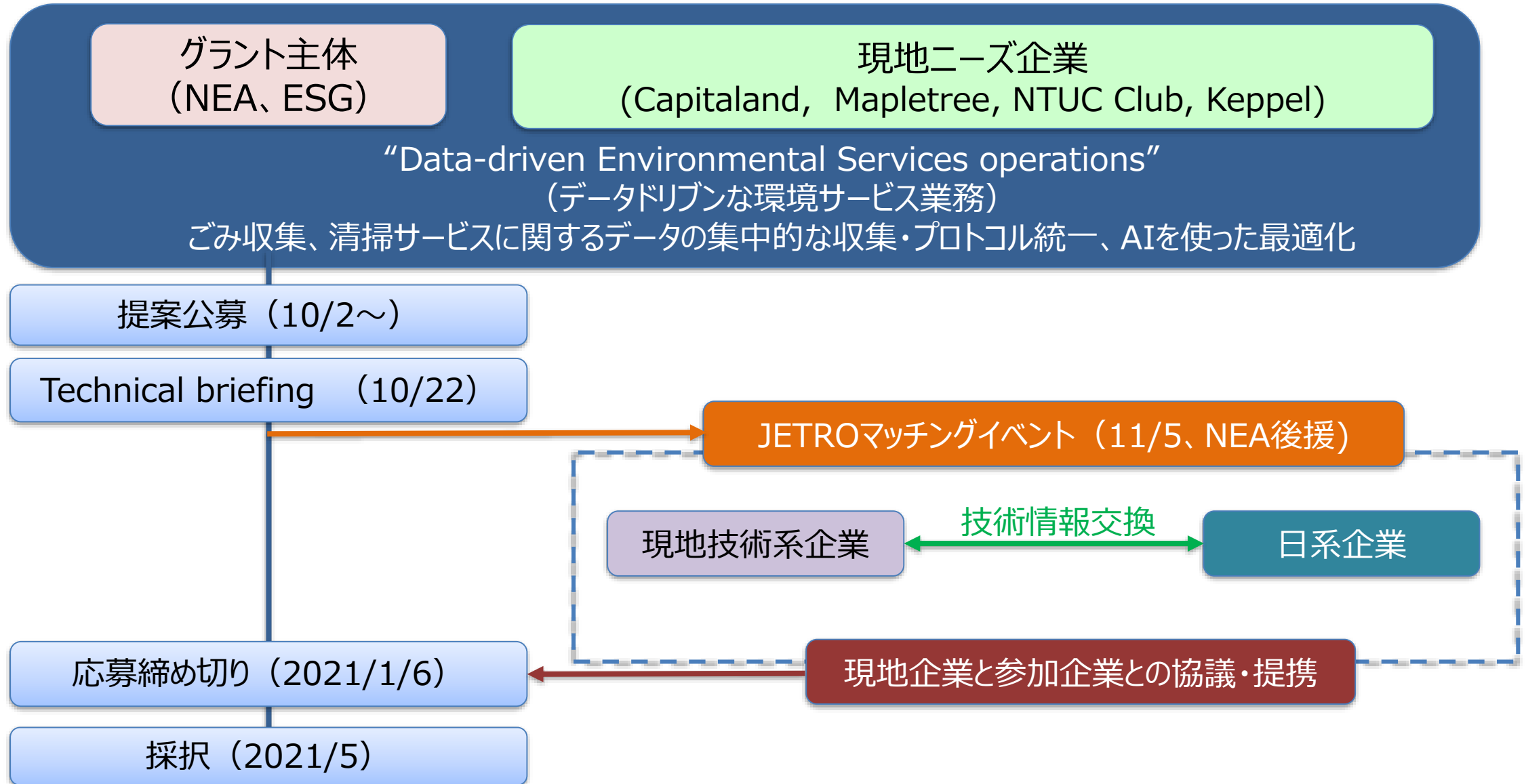
(例) Intellectual Property Intermediary (IPI) からJETROへの照会

→ 特許DBの特許などから企業を特定、**JETROからJPO等を介してコンタクト**

- 政府等が行う技術プロジェクトの公募に連動させたマッチング：

(例) **公募に応募予定の現地企業から技術ニーズを聴取し、技術を保有する日系企業とマッチング**

2. プロジェクト連動型マッチング



2. プロジェクト連動型マッチングの利点（ヒアリングによる）

（地元技術系企業の利点）

- 最終的な**買い手が明確**
- **何を作るのかが明確**なので、**役割分担がスムーズ**に進む
- 日系企業は**失敗例やトラブルシューティングのノウハウが豊富**。開発の無駄が減らせる
- 将来、本プロジェクトの**先にあるビジネスに参入**する場合、日系企業に他社より早くアクセスできる

（日系企業の利点）

- 最終的な**買い手が明確**
- 何を作るかが明確なので、**地元企業のアプローチ・考え方が明確に理解できる**。
- 地元企業が**地元で利益の上がるビジネスモデル**を構築してくれる
- **水平分業への移行を低リスクで試行**できる。
- **海外での実証**に成功すれば、**日本に逆輸入**することも可能となる

3. ASEAN各国の知財概況と知財アタッシェの活動

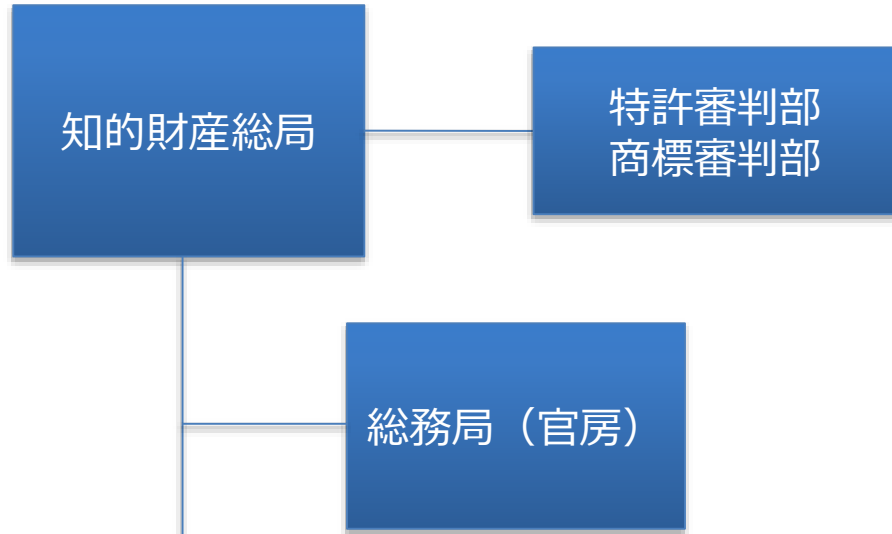


3(1) シンガポール、インドネシア、
マレーシア、フィリピン、ブルネイ

海側ASEAN地域

3 (1) インドネシア

▶インドネシア知財総局組織図



▶インドネシア知財総局 フレディ・ハリス総局長



2017年11月、総局長に
就任

就任の際、4年以内に世
界10位内の知財庁になる
と抱負を述べた

▶インドネシア知財総局



法務人権省に所属
1988年、著作権・特許・商標総局として設立
1998年 知的財産総局に組織改編
2015年 知的財産総局に改称
職員数：約600名

3 (1) インドネシア 税関取締りの実例

- 2019年12月6日、スラバヤ港でStandard社製ボールペンの模倣品約85万本を商標権に基づいて摘発。

<https://dgip.go.id/ballpoint-tiruan-asal-tiongkok-gagal-masuk-Indonesia>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/318ebd81c8026861.html>

- 税関登録に基づく初の摘発。
- 2020年11月6日、タンジュン・エマス港で中国から輸入された「ジレット」ブランドのカミソリの模倣品（カミソリの柄39万本およびヘッド52万1,280本）を摘発。

<http://bctemas.beacukai.go.id/komitmen-lindungi-hak-kekayaan-intelektual-bea-cukai-bongkar-upaya-peredaran-pisau-cukur-impor-palsu/>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/0893e1f3318c00eb.html>

- 外国商標の税関登録に基づく摘発としては初。



3 (1) インドネシア 税関における税関法規・運用実態

税関差止の対象となる知財権：商標権、著作権及び隣接権、特許権、小特許権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、地理的表示

○税関登録制度：あり

登録対象：商標権，著作権



これまでの登録者数は10件程度
取り締まりは過去2件

<税関登録制度の課題>

- **現地事業体での登録**が必要。
- 税関からの連絡に対して2日以内に応答が必要？ → アプリでボタンを押すだけでOK
- スリーストライクルール（税関の連絡に対して3回応答しないと税関登録が削除される）
- 高額の保証金？ → 保険の購入でOK

3 (1) 特許実施義務と雇用創出オムニバス法

特許実施義務 (2016年改正特許法)

- 特許権者は、**インドネシアにおいて製品を製造／製造方法を使用する義務を負う**
- 特許製品の製造又は製造方法の使用は技術移転を伴わなければならない
- 特許付与後不実施のまま36か月経過した場合に**強制実施権**の対象、また**特許取消し**の対象（同法第20条、第82条、第132条）。

特許実施の猶予制度 (2018年法務人権大臣規則15号→2019年法務人権大臣規則30号)

- 特許権者は、その理由を説明することにより、国内実施義務の**適用猶予**を求めることができる。
- 適用猶予が認められる場合、その期間は**5年間を最長**とし、**更新も可能**。
- 適用猶予の申請は**特許付与日から3年以内**に行わなければならない。

3 (1) 特許実施義務と雇用創出オムニバス法

特許法第 20 条は特許権の**国内実施義務**を定めるため、TRIPS 協定第27条第1項に違反する可能性があるとして、**先進各国の政府や企業団体から批判**



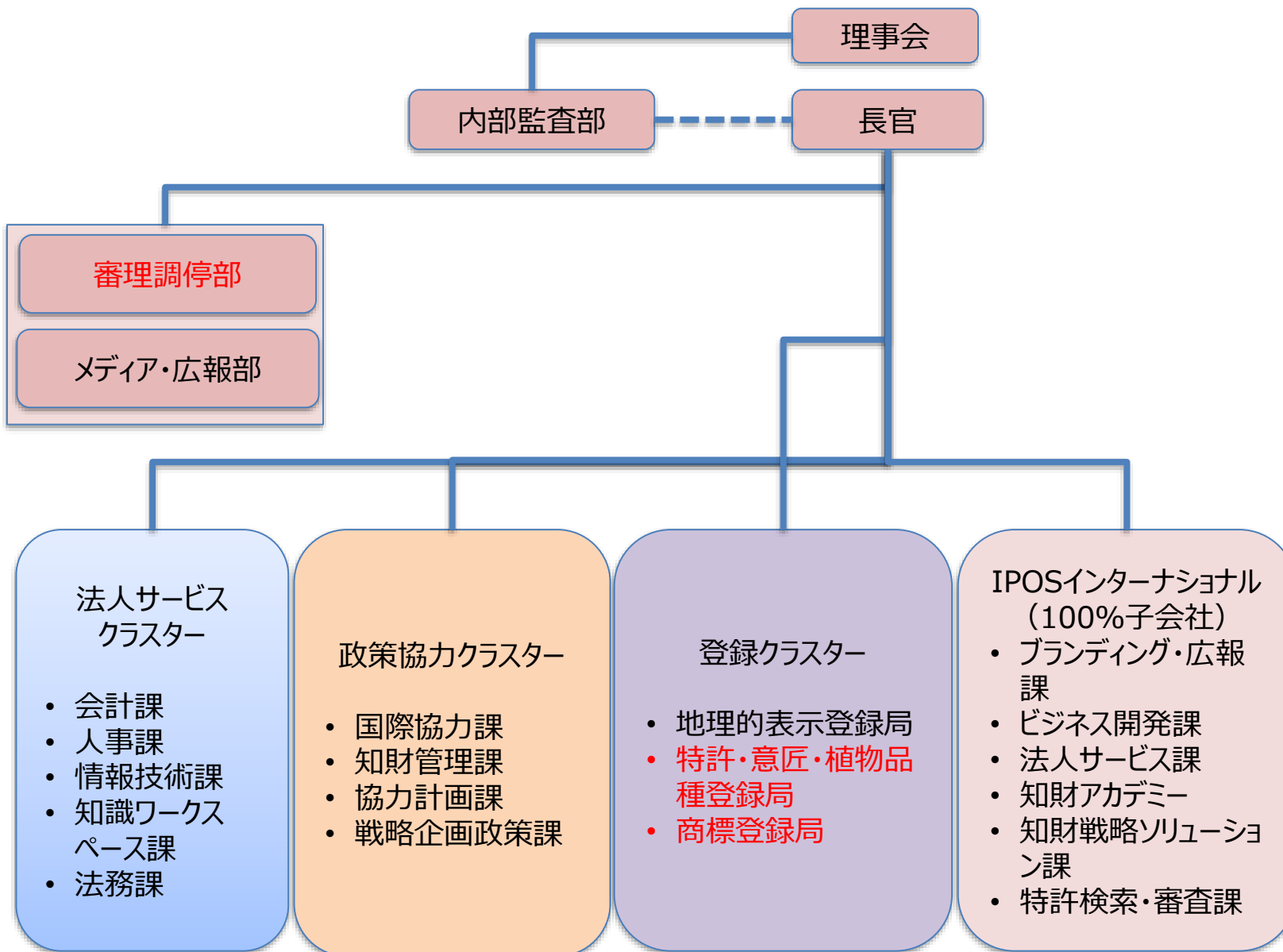
雇用創出オムニバス法 (2020年11月2日公布・施行)

- オムニバス法107条2項→特許法20条の改正
- 特許法第20条第2項で「特許の実施」として、特許製品の**製造に加え、輸入、またはライセンス供与**も追加

2021年2月3日に公布・施行された法務人権大臣規則2021年第14号

- **特許実施猶予制度の廃止**

3 (1) シンガポール



▶シンガポール知財庁 レナ・リー長官



1992年 国防省法務官
2008年 司法長官室
2018年 在ハーグ公使参事官
海洋法問題担当
大使兼外務大臣
特使
2020年8月 IPOS長官に
就任

▶シンガポール知財庁



法務省に所属
1999年、商標・特許登録局からシンガポール知財庁 (IPOS) に
職員数：約300名
(うち、特許審査官約100名)

3 (1) シンガポール 知財の動き (地理的表示 = GI)

- EUSFTA交渉を機に、2019年4月から登録制度を導入。FTA発効の2019年11月21日から、ワイン・スピリッツに与えられていた追加的保護を農産物や食品にも拡大。
- EUSFTAの知財章には、EU側の196件のGIについて、FTA発効後に速やかに登録手続きに入ることが定められているが、2019年4月から先行的に一部GIについて登録手続きが開始。142件の申請に対し、139件が登録済み。なお、日本のGIも1件、申請中。

※追加的保護とは、例えば「～風 (Style)」等を付ける第三者の使用方法も認めないレベルの保護のこと。

すでに登録されたGIの例

- フランス
 - Champagne (スパークリングワイン)
 - Cognac (ブランデー)
- イタリア
 - Chianti (ワイン)
 - Gorgonzola (チーズ) など



日本のGIの例

善通寺産四角スイカ



神戸ビーフ



3 (1) シンガポール 知財紛争解決のハブを目指して

<シンガポール国際仲裁センター (SIAC) > → 仲裁

- 知財を含む、様々な分野を担当できる400人以上の仲裁人ネットワーク
- 緊急仲裁、簡易（早期）仲裁の充実
- 正確な手数料見積り、低廉な費用、迅速な処理（中間値11.7月）
- 2017年に452件の新たな申立（2016年の343件から約3割増加）
（うち、約9割は国際案件。**知財案件は数パーセント**）

<WIPO仲裁調停センター (AMC) > → 調停がメイン

- 知財に特化。営業秘密漏えいを防止するための秘密保持ルールの充実。
- 充実した仲裁・調停人データベース（2000人以上）
- 国際機関であることに基づく中立性
- 緊急仲裁、簡易（早期）仲裁
- **一方当事者の申立に基づく調停**（WIPO調停規則4条、**解決率70%**）
- **約70件／年の申立**（うち7割が調停、3割が仲裁）。
- 処理期間（中間値） 調停：4.5月、簡易仲裁：7月、通常仲裁：13.5月

3 (1) シンガポール 知財紛争解決のハブを目指して

WIPO-AMCの手数料減免措置

COVID-19の影響にかんがみ、2020年10月1日から2020年12月31日まで、IPOSで継続する事件に関する最初の10件の調停につき、**事務手数料を無料**として、**調停人費用の上限を5,000ドル**に。

(<https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/ipos/mediation>)

IPOSのEnhanced Mediation Promotion Scheme

調停事件の当事者は、調停の結果のいかんに関わらず、**10,000ドルまで**（外国知財が関連する場合は12,000ドルまで）の**補助金**を受け取ることができる。受け取りのために、いくつかの要件が存在する。

補助金のカバー範囲は：

- 仲裁サービス提供者への費用
- 仲裁人費用
- 弁護士・代理人費用のうち50%

(<https://www.ipos.gov.sg/growing-your-business-with-ip/funding-assistance>)

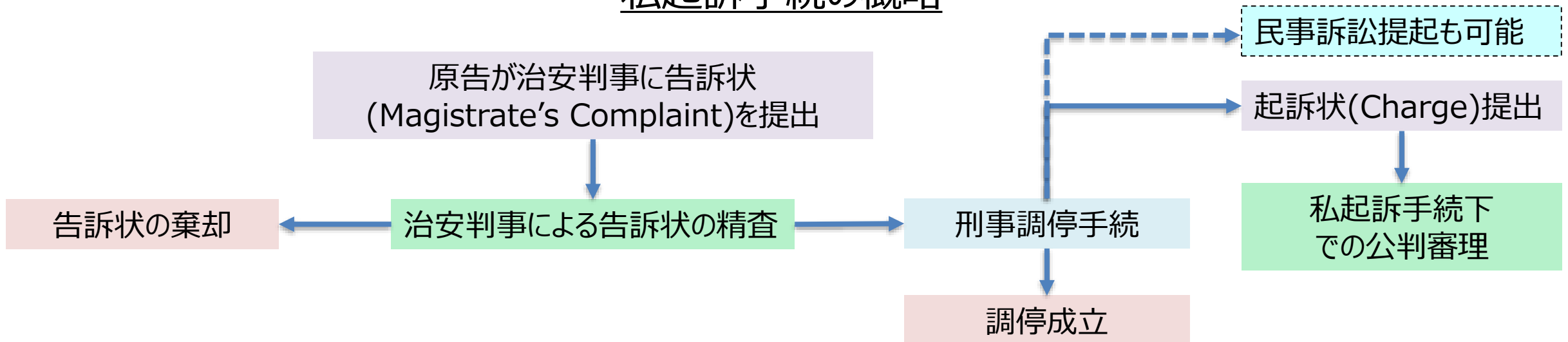
<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/growing-your-business-with-ip/funding-assistance/emps-faqs.pdf>)

3 (1) シンガポール 知財紛争解決のハブを目指して

シンガポールにおける刑事措置

- シンガポールにおける刑事救済は**商標権と著作権**の侵害についてのみ可能。
- 知財権侵害を含む、逮捕に令状が必要な犯罪については、警察は被害者（またはその代理人弁護士）が検察官役を担い、刑事訴追をする「**私起訴**」(private criminal prosecution) の手続を取るよう勧められることがある。

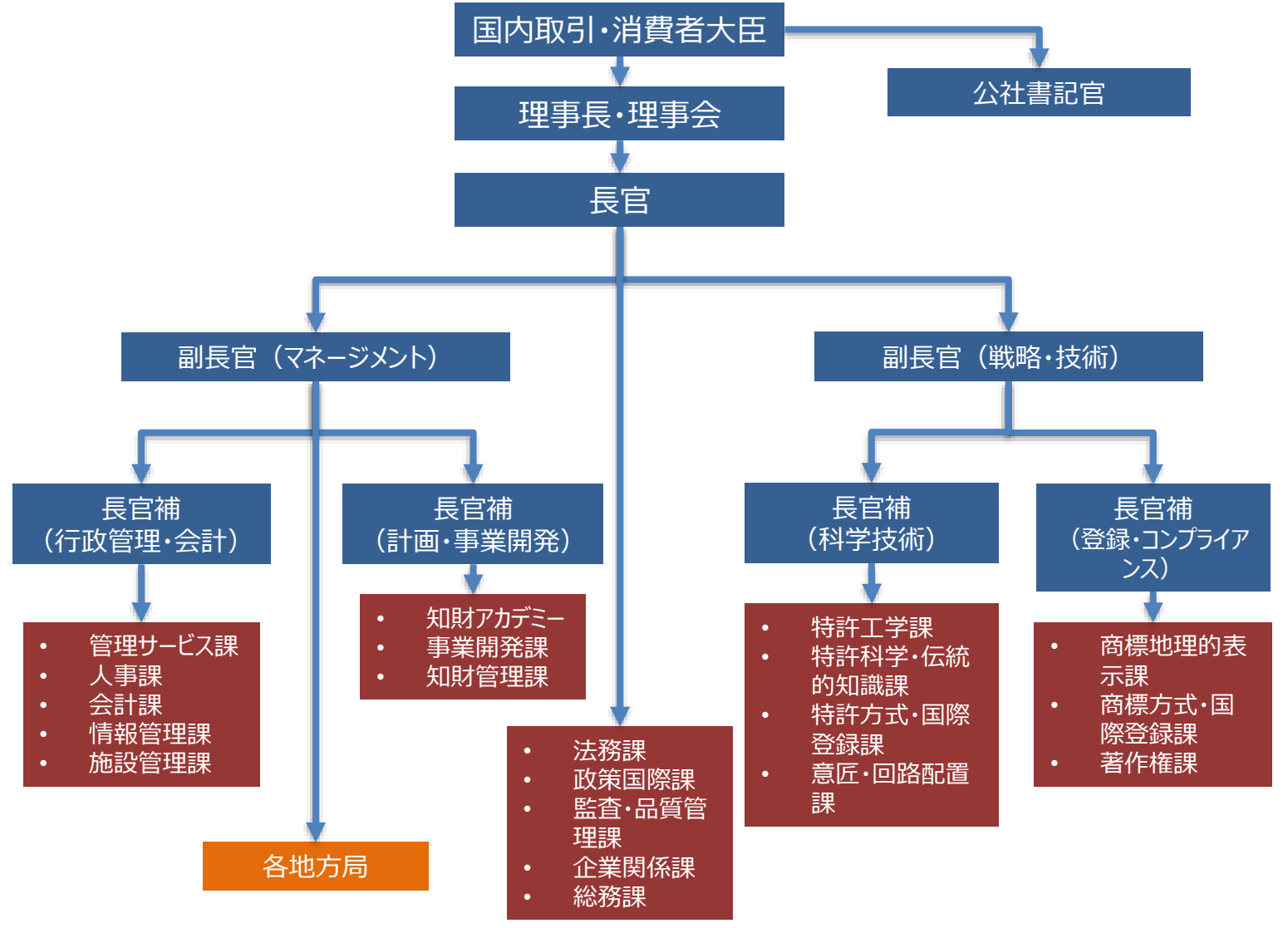
私起訴手続の概略



(参考) 在シンガポール日本国大使館「シンガポールの司法制度の概要」 <https://www.sg.emb-japan.go.jp/Japanese/criminal.pdf>

3 (1) マレーシア

マレーシア知財公社組織図



マレーシア知財公社 モハメド・ロスラン・マハユディン長官



1988年マラ工科大学卒業（法学士）
 国内取引・消費者省等を経て
 2019年1月
 マレーシア知財公社長官に就任

マレーシア知財公社



国内取引・消費者行政省に所属
 2003年「国内取引・消費者行政省知的財産部」が公社化
 職員数：約400名強
 うち、特許審査官約100名強（20名程は方式審査官）

(参考) MyIPOウェブサイト <http://www.myipo.gov.my/en/about/?lang=en>

3 (1) マレーシア 最近の動き

商標法改正 2019年12月

マドリッド協定議定書対応

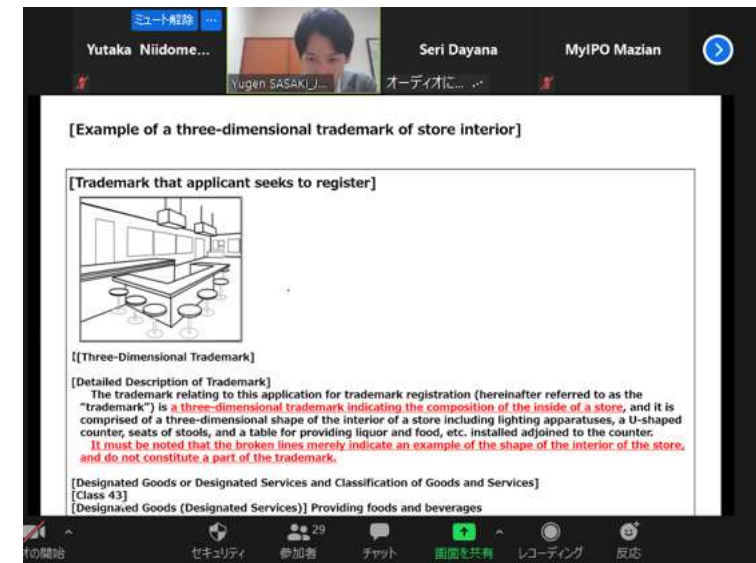
- マドリッドルートの出願の審査はまだ実績がない。
- 現在、商標審査官27名在籍。8名をマドリッドルート出願の審査に充てる予定。

新しいタイプの商標の保護

- 色、音、臭い、動き等の新しい商標の出願受理を開始。
- 新しい商標はすでに約100件受理、ただし審査はまだ開始していない。
- 音の出願はMP3のデータファイルを提出する必要あり。
- 臭いの出願はまだ。臭いの説明と、化学組成や構造式の記載も可能

JETRO・MYIPO商標ワークショップ開催 2020年10月

バンコク事務所佐々木副部長を講師として、MyIPO商標審査官に対し、日本の新しい商標についての審査運用を説明。MyIPO側からは審査の現状について説明



3 (1) マレーシア Basket of Brands (BOB) 制度

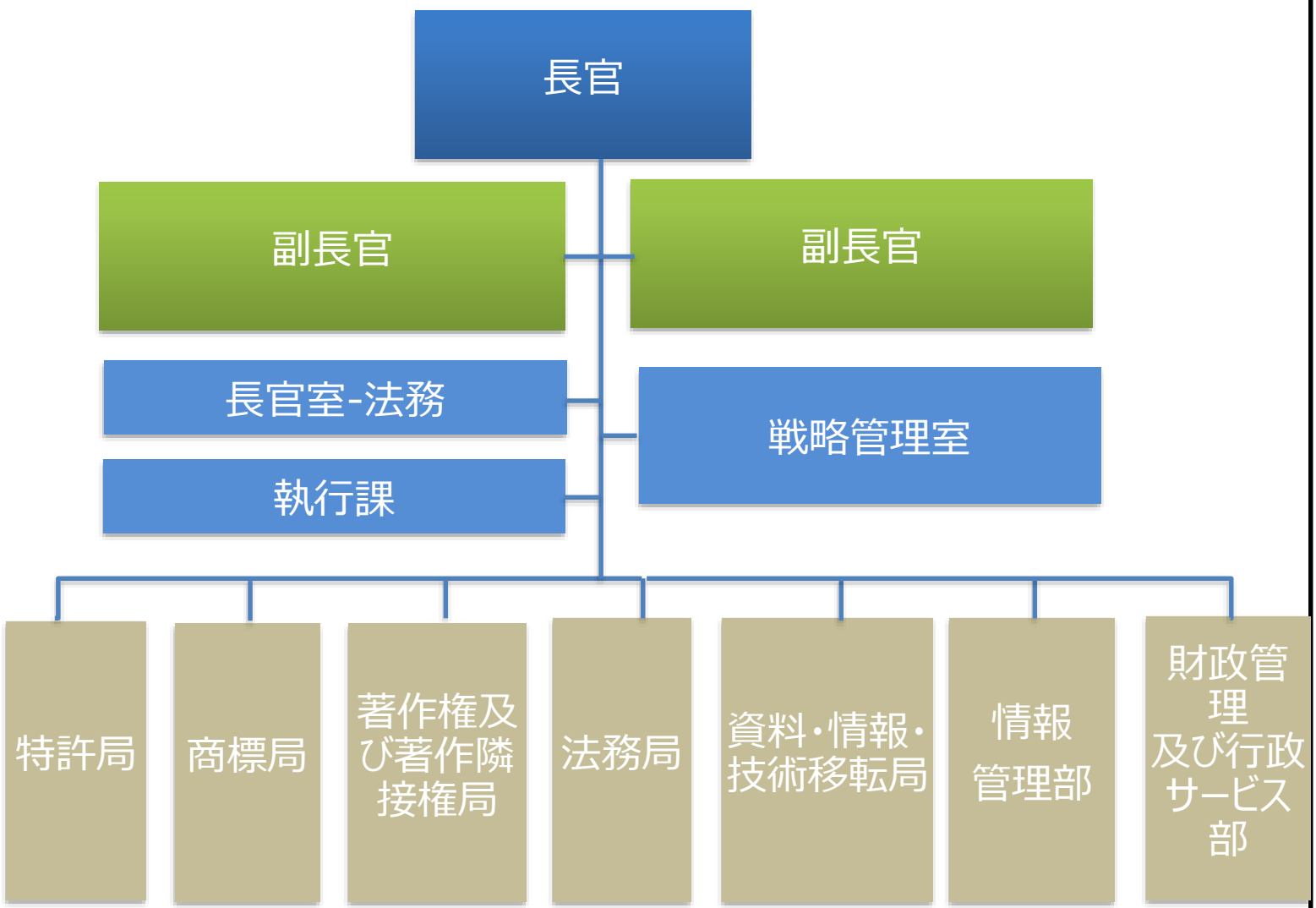
(概要)

- 2011年に取引表示法に導入。
- 権利者は商標侵害事件に関連する訴訟に協力する／検証を行うことに同意。
- 権利者に関するデータベースを作成。
- BOBリストに基づいてMDTCAは商標の侵害事件について積極的な取締りを行う。
- 商標侵害事件の調査の完了を短縮する。

(提出書類)

- 商標登録証
- 取引表示命令 (Trade Description Order (TDO)) = 商標侵害物品が虚偽の取引表示であることを宣言する裁判所の命令書。ただし、侵害品が登録商標の精巧な偽造品である又は登録商標と同一である場合にはTDOがなくても取締りの申立が可能)
- 認可書またはPower of Attorney (代理人により手続きをする場合)
- 権利者またはその代理人により署名された、商標侵害事件の捜査に協力する旨のConsent Letter

➤ フィリピン知財庁組織図



➤ フィリピン知財庁 バルバ長官



Barba & Associates法律事務所マネージングパートナー、貿易産業省筆頭次官を経て、

2020年2月
フィリピン知財庁長官就任

<https://www.ipophil.gov.ph/the-director-general/>

➤ フィリピン知財庁



REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
OF THE PHILIPPINES



貿易産業省に所属

1998年 特許・商標・
技術移転部から知財庁
に移行。

3 (1) フィリピン エンフォースメントの強化に向けて

フィリピン知的財産権委員会 (NCIPR, 2008-)

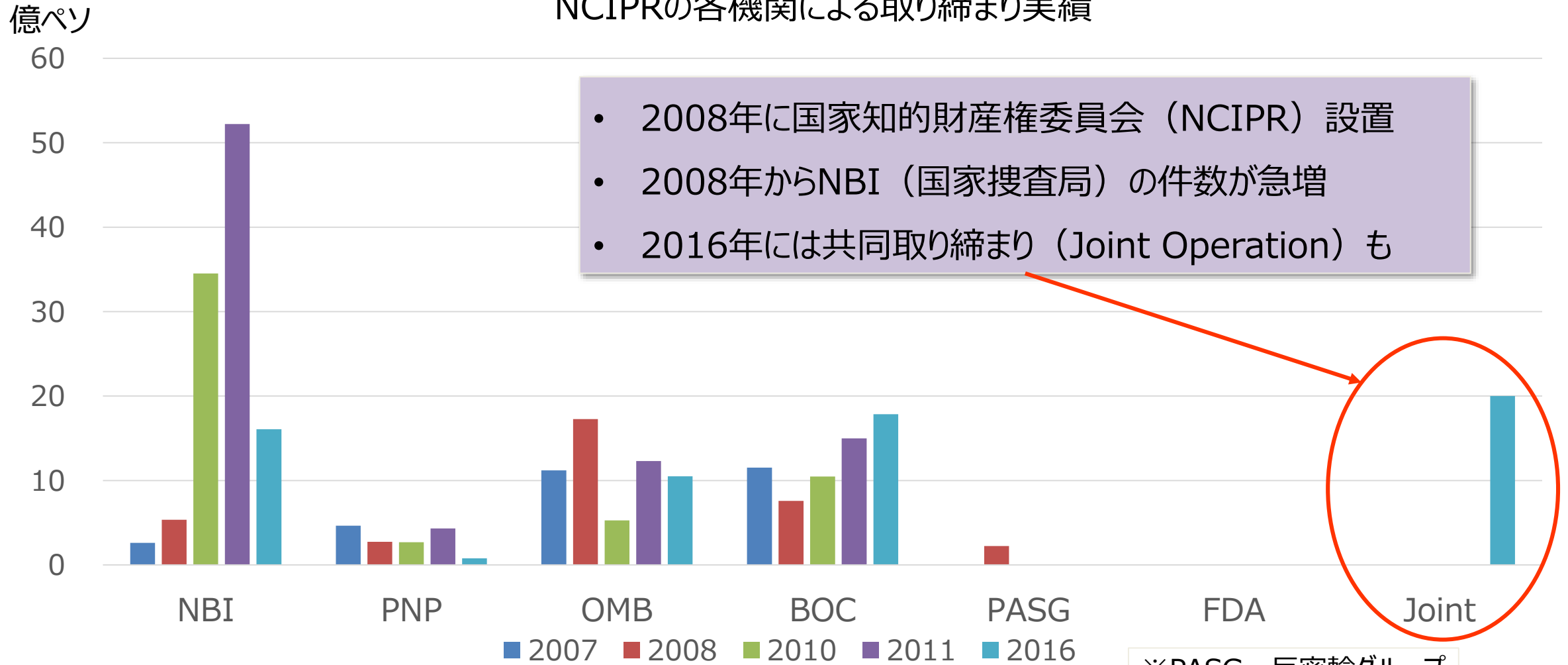
- 貿易産業省 (DTI、議長)
- 知的財産庁 (IPOP HL、副議長)
- 司法省 (DOJ)
- 内務地方政府省 (DILG)
- 関税局 (BOC)
- 国家通信委員会 (NTC)
- 国家捜査局 (NBI)
- フィリピン国家警察 (PNP)
- 光学メディア委員会 (OMB)
- 国家書籍開発委員会 (NBDB)
- 食品医薬品局 (FDA)
- 特命使節室



(出典) IPOP HLプレゼンに基づく

3 (1) フィリピン エンフォースメントの強化に向けて

NCIPRの各機関による取り締まり実績



- 2008年に国家知的財産権委員会（NCIPR）設置
- 2008年からNBI（国家捜査局）の件数が急増
- 2016年には共同取り締まり（Joint Operation）も

※PASG = 反密輸グループ

(出典) IPOPHLウェブサイトのデータに基づく : <https://www.ipophil.gov.ph/ncipr-statistics/>

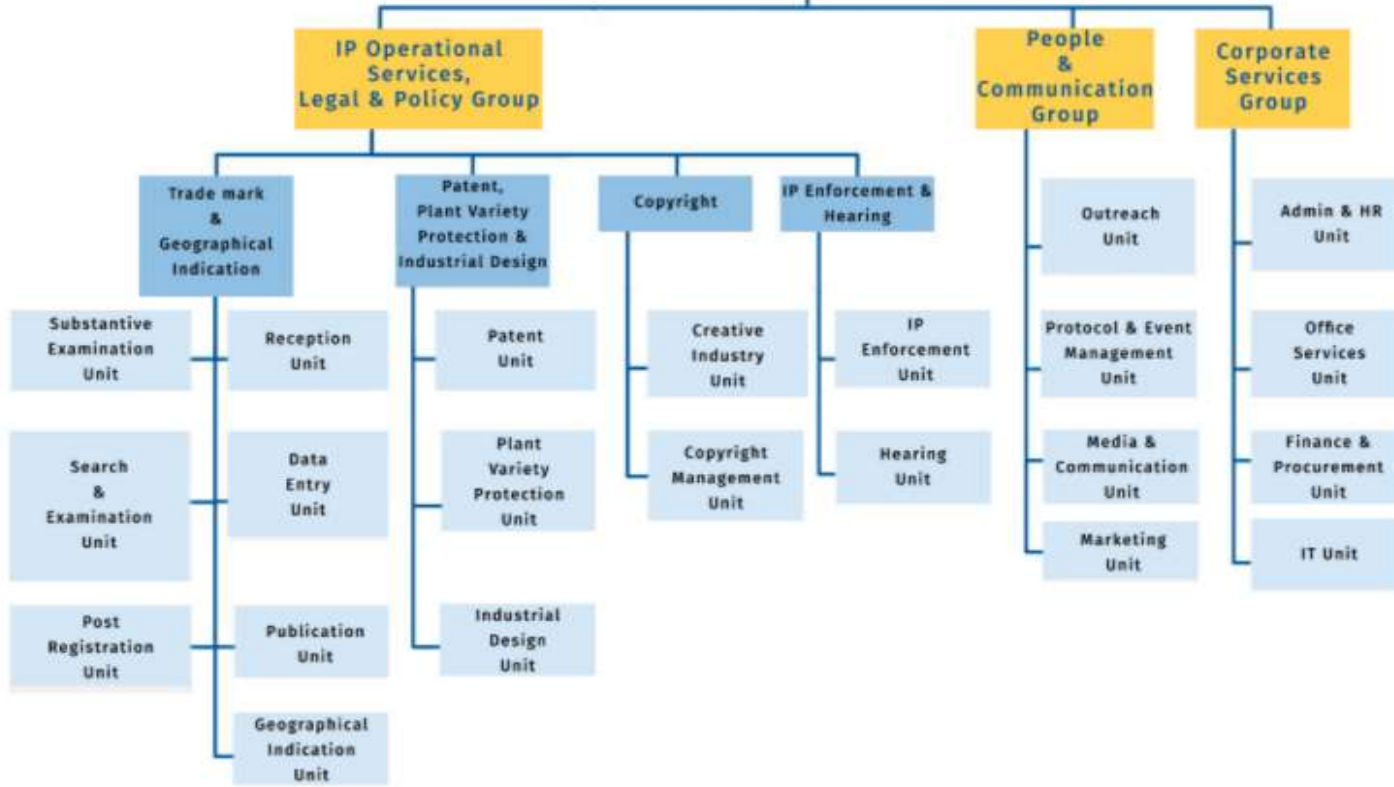
3 (1) ブルネイ

ブルネイ知財庁組織図

ATTORNEY GENERAL'S CHAMBERS
PRIME MINISTER OFFICE

REGISTRAR
(AG)

DEPUTY REGISTRAR
/ Head of BruIPO



ブルネイ知財庁 ノラジザ長官

ブルネイ知財庁



法務長官室に所属

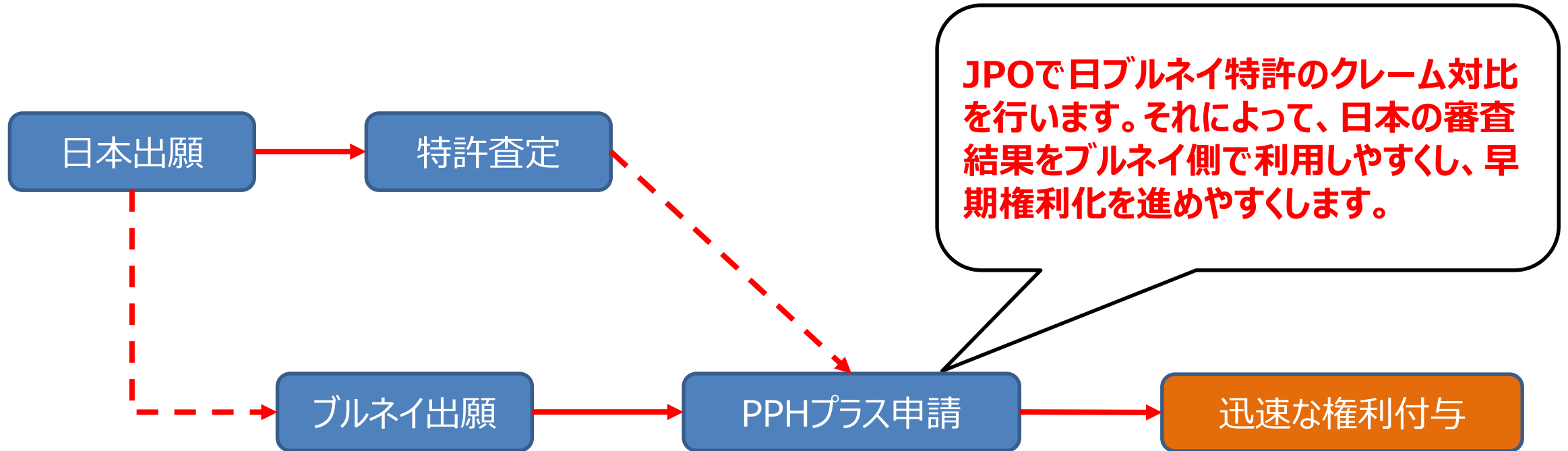
2013年 エネルギー・産業省特許登録部が改組。

2019年 エネルギー・産業省から法務長官室に移管

職員数：約20名

3 (1) ブルネイ PPHプラスによる特許登録の早期化

2017年10月1日より、日本との間で特許のPPHプラス開始



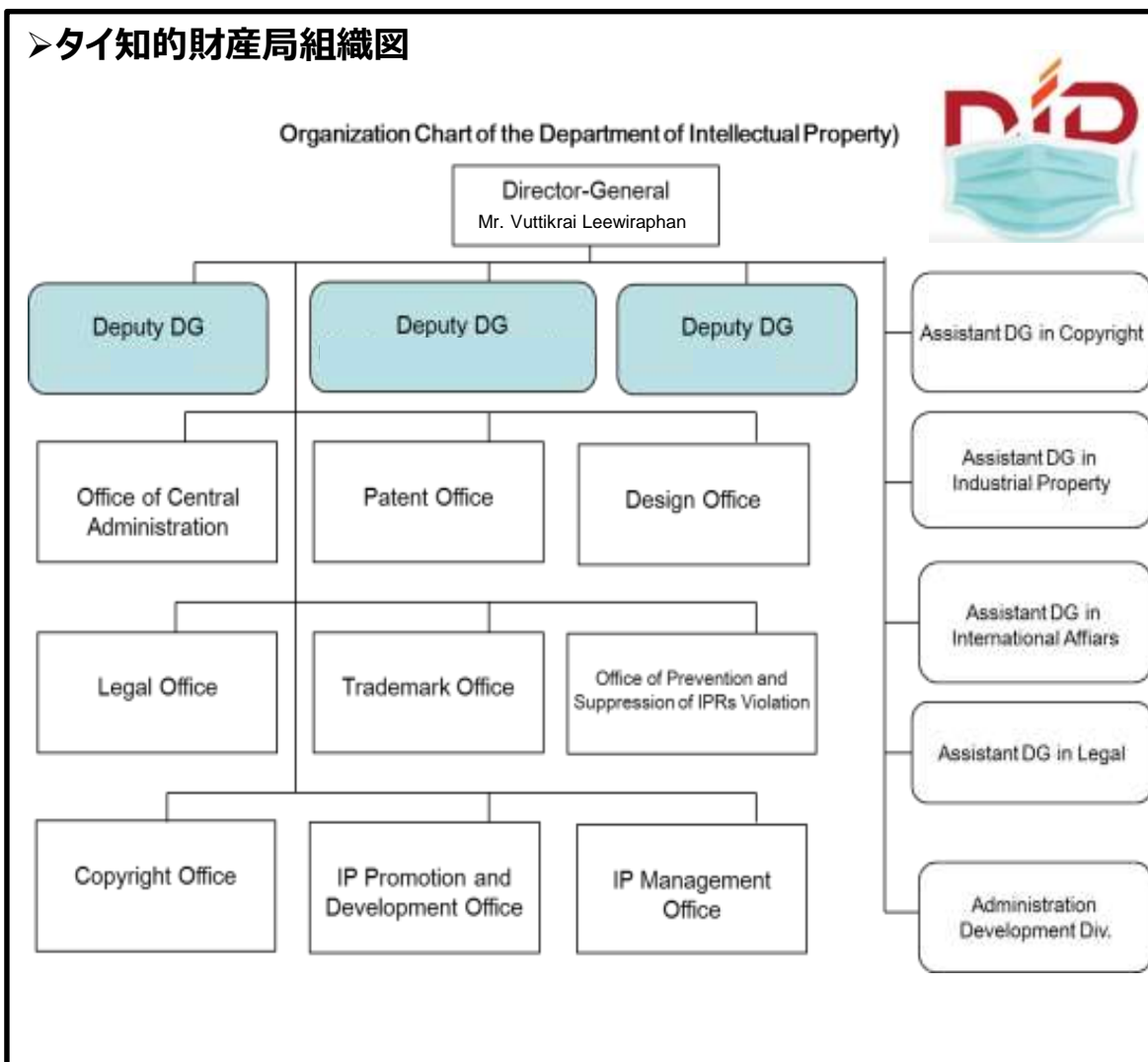
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

3. (2) メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）の知財概況



陸側ASEAN地域

タイ知的財産局組織図



タイ知的財産局 ウティクライ局長



商務省事務次官室監察官、商務省事業開発局局長を経て、

2020年10月
タイ知財局長に就任

タイ商務省知的財産局

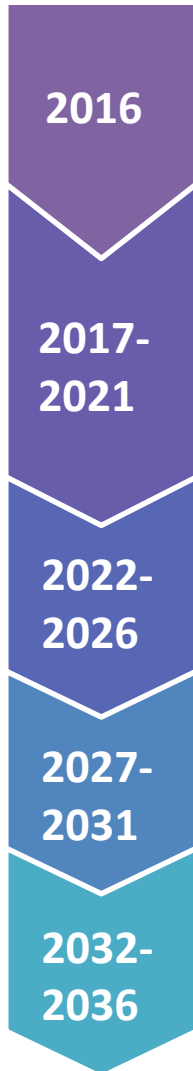


商務省に所属

1992年に商務省に知的財産局が創設

職員数：約500名
(うち、特許審査官約100名)

3 (2) タイ 20年知財ロードマップ (2016年策定)



2016
知財の登録及び保護の効率改善・登録期間の短縮
レッドゾーンにおける知財侵害品の根絶
GI製品の品質管理向上支援

2017-2021
権利化期間の短縮と手続の簡素化
レッドゾーンにおける**知財侵害品の完全な根絶**
国際標準に沿う知財保護サービスの提供
企業における知財管理とイノベーションの啓発
GI製品への高付加価値化

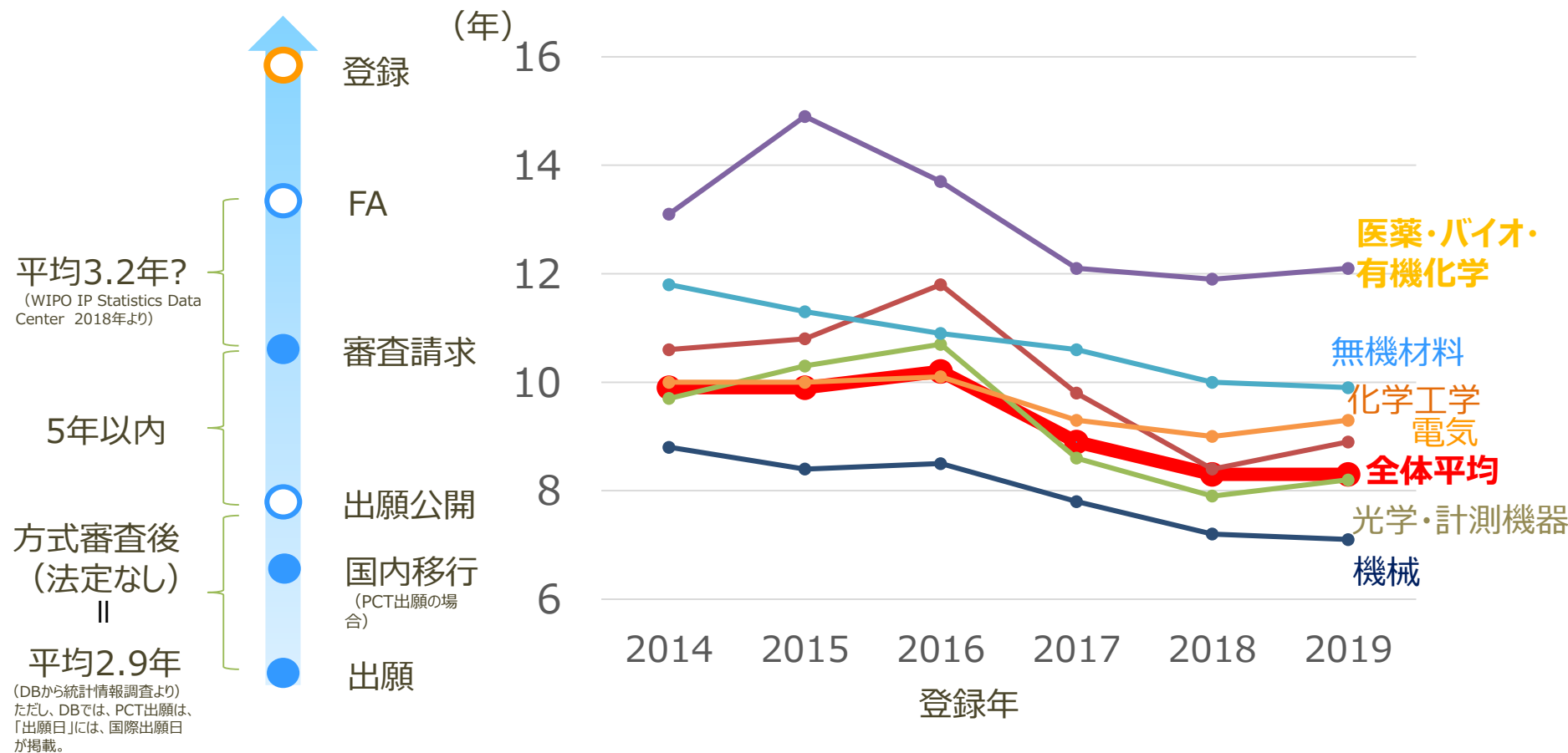
2022-2026
製品やサービスの価値を増やすためのツールとしてのイノベーションと知財の使用
企業間の技術交換の促進
仕事のさらなる効率化のための組織の調整
知財侵害に対する予防及び抑止に関する情報の集積
GI製品の国際市場への参入

2027-2031
タイの知財の国際化 – タイ企業及び輸出事業者が製品の輸出国で知財保護を受けることができるように –
商業化のためのタイ企業の知財データベースの利用促進
知財侵害に関する情報の提供と知財侵害から保護するための抑制課の役割の調整
GI製品の国際市場における促進と支援方法の確立

2032-2036
知財権の獲得及び財政的有利のための知財の利用の促進
タイが、知財と高度な技術を利用する発明と産業のための基盤となることを可能とする、知財の登録システムのさらなる改善
GI製品による収入の安定性確保

2016年～2021年 **権利化期間の短縮・知財侵害への取締強化**
2022年～2036年 知財の利用促進
2016年～2036年 GIの保護

3 (2) タイ 特許 権利化期間 (出願から登録まで)



- 依然として審査遅延の問題は残るが、**タイについては改善**されつつある。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (19年) 8.3年, 登録2798件
- 日本出願人の登録率は、全体の30%と比べて高く、50%前後。

3 (2) タイ 特許 知財局 (DIP) の審査官数

Source : タイDIP ANNUAL REPORT 2019



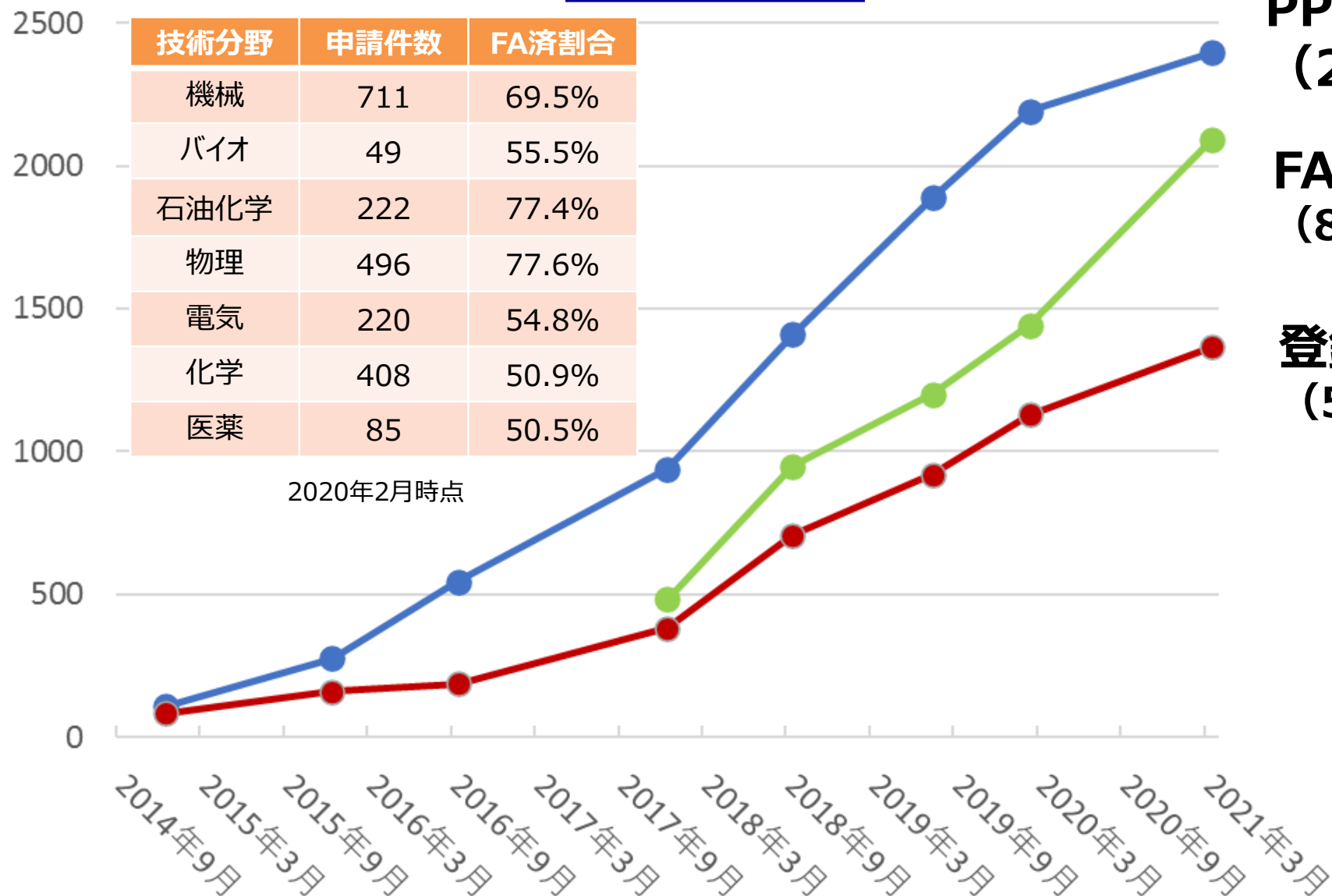
- 8つの審査グループ
- ・機械 (工学)
 - ・電気
 - ・物理
 - ・化学
 - ・石油化学
 - ・医薬
 - ・バイオ
 - ・小特許

- ✓ 2016年から段階的に審査官を大幅増員
- ✓ 採用後、1~2年は主に方式審査を担当
- ✓ 実体審査では、ベテランも若手も同じ処理目標件数 (ただし、ベテランは若手の指導、WG活動等にも従事)



3 (2) タイ 特許権利化期間の短縮 – PPHの実績

累積件数推移



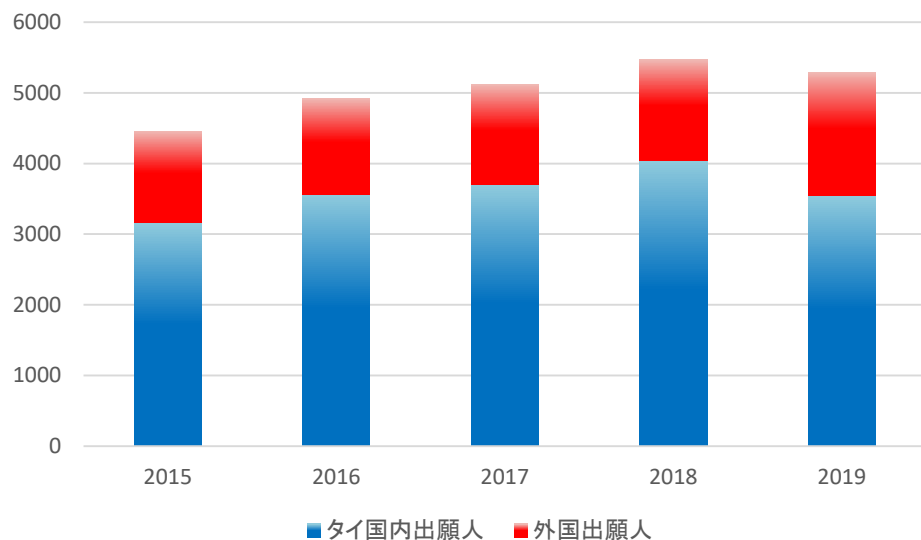
**PPH申請件数
(2,395件)**

**FA済件数
(87.3%)**

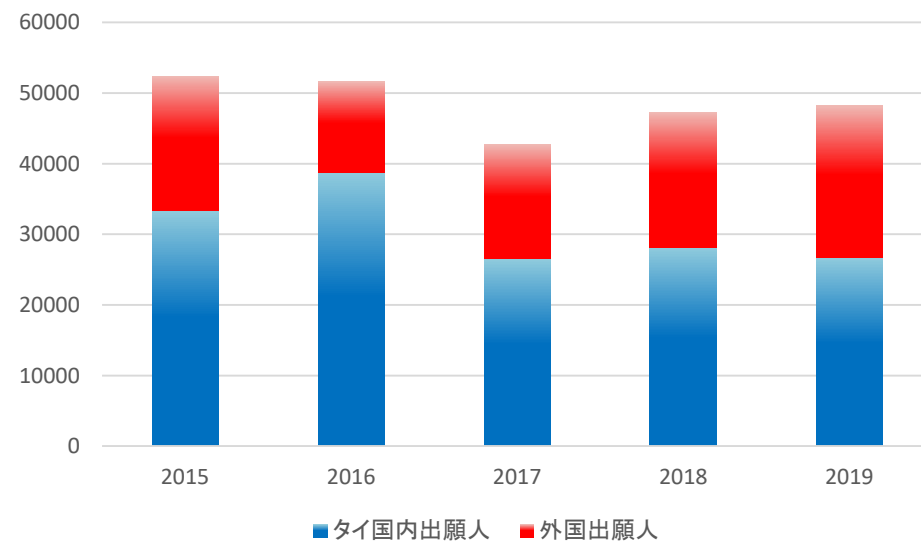
**登録済件数
(57.0%)**

3 (2) タイ 意匠、商標 権利化期間の短縮

意匠の出願件数

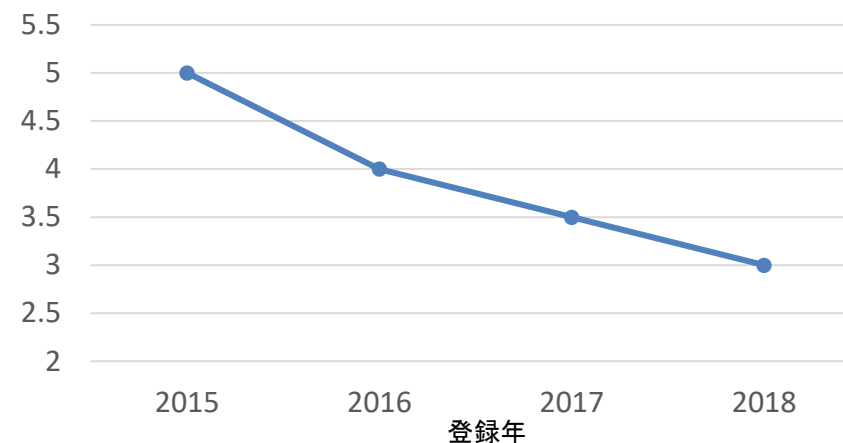


商標の出願件数



出所：ASEAN 6 各国の産業財産権DBから得られる統計情報調査(ジェトロバンコク)2020年3月

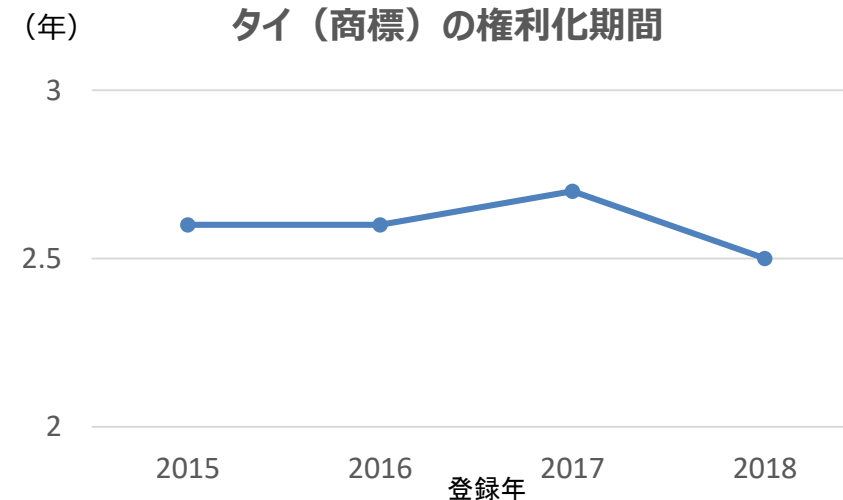
タイ (意匠) の権利化期間



	意匠審査官	商標審査官
2019年	38名	34名
2015年	9名	20名

出所：タイDIP ANNUAL REPORT 2019

タイ (商標) の権利化期間



3 (2) タイ 知財関連法の改正状況

○特許法（発明、小発明、意匠含む）

⇒主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正案について、2017年5月に第1回パブコメ、2018年1月末に第2回パブコメ。

☆特許法（発明特許）改正案と特許法（意匠特許）改正案は別々に作業が進められていたが、一つの改正案として作業を進める方針に変更。この特許法（発明、意匠含む）改正案が2020年 9月に公表され、パブコメ募集が行われた。

→ 法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → タイDIPへパブコメ提出

発明特許： 権利化前

- ①出願公開時期の法定化（18か月）
- ②自発分割の導入
- ③審査請求の出願日基準化（3年）
- ④新規性の世界公知基準の明確化

発明特許： 権利化後

- ①登録後の誤記訂正
- ②ライセンス登録制度の緩和

意匠特許

- ①権利期間の伸長（10年→15年）
- ②部分意匠制度、関連意匠制度の導入
- ③自発補正、分割の導入
- ④公開遅延請求制度の法定化
- ⑤ハーグ協定への対応

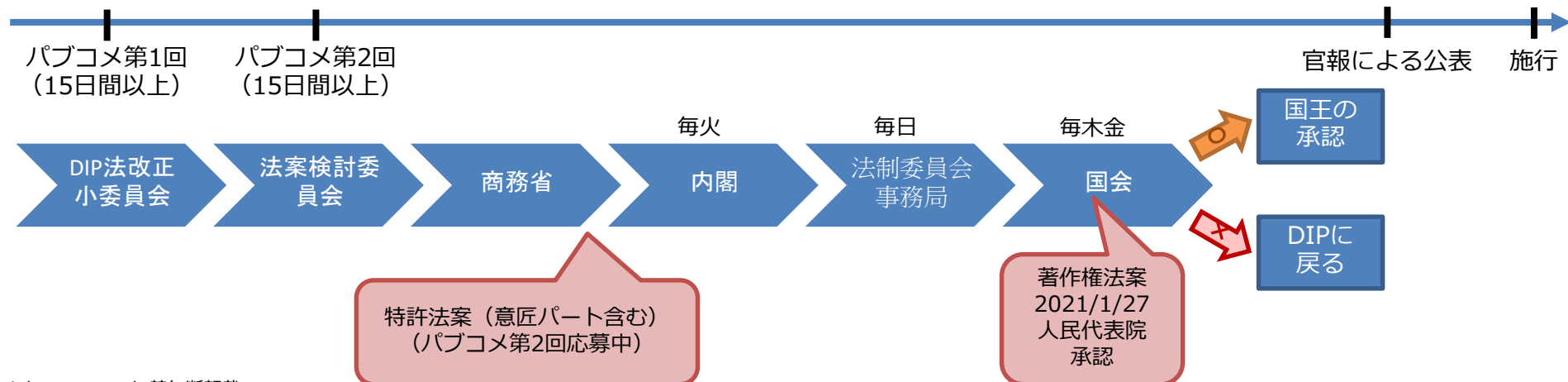
○著作権法

⇒著作権法の改正予定。2018年2月、2019年9月にパブコメ。

☆2020年9月29日、タイ内閣で改正案承認→今後議会で審議予定（承認後、半年～1年で施行）
インターネット上の模倣品販売業者への対策強化が目的

3 (2) タイ 知財関連法の改正 現在の状況

年	法律	公表日	施行日
2016	商標法 Trademarks (No. 3) Act B.E. 2559 (2016)	2016年4月29日	2016年7月29日
2017	コンピュータ犯罪法 Computer Crimes Act (No. 2) B.E. 2560 (A.D. 2017)	2017年1月24日	2017年5月24日
2018	著作権法(マラケッシュ条約に係る規定) Copyright Act (No.4) B.E. 2561 (2018)	2018年11月11日	2019年3月11日
2019	著作権法案(サービス提供者の責任の制限および世界知的所有権機関の著作権条約への加入に係る規定) Copyright Act (No. ...) B.E. ...	N/A	N/A
	特許法案 Patent Act (No. ...) B.E. ...	N/A	N/A



- 衣類、時計、バッグ、化粧品、電子部品、自動車部品など様々な模倣品が横行。
- 衣類、時計、バッグ等の外国人旅行客も購入するような模倣品は、バンコク市内の著名な通り、ショッピングセンター等で販売。
- 他方、自動車部品、電子部品の模倣品等は、バンコク以外にも各地で、様々な販売形態にて販売。
- タイ国内で製造される模倣品も存在するものの、タイ税関によると、タイで流通している模倣品の約90%は中国製。
- 実務上輸出品の差止がなされることは稀であり、中国から流入後、再び他国に模倣品が輸出されるケースもある。



海賊版映画のDVD



模倣化粧品

3 (2) タイ 模倣品流通の実態 ～タイへの流入貨物量

●カンボジア、ラオス、ミャンマー国境からの陸路を通じたタイへの流入貨物量



95億THB (2011年)



85億THB (2017年) ※

※2017年データは未確定、計上漏れあり

349億THB (2011年)



1,557億THB (2017年)

↑
4.5倍

65億THB (2011年)



332億THB (2017年) ※

※2017年は9月までのデータから推定値

↑
5.0倍

●中国から海路による流入貨物量

208億USD (2011年) → 305億USD (2017年) ↑
1.4倍

3 (2) タイ エンフォースメントの状況

	刑事措置	民事措置（民事訴訟）	水際措置
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト ・比較的迅速 	<ul style="list-style-type: none"> ・差止めに加えて損害賠償請求が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト ・迅速
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償は得られない ・有罪を認めると減刑になることが多い ・刑事訴訟開始後の途中和解不可（著作権以外） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高コスト（1審） <u>数百万円～数千万円</u> ・判決が遅い（1審） <u>特許：1.5～3年</u> <u>商標：1～1.5年</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許・意匠は対象外 ・差押え、破棄後の刑事措置不可（罰金支払に応じない場合は除く） ・罰金の抑止効果は高くない

- コスト・期間の観点から、模倣品対策として**刑事措置が主流**となっている。
- 民事訴訟の件数は少ないが、競合他社との争いでは民事訴訟が使われるケースもあり。
- タイ国内への流入を防止するため水際措置も有効。

3 (2) タイ エンフォースメントの状況 – 刑事摘発件数

経済警察 (ECD : Economic Crime Suppression Division) による刑事摘発の件数

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (1~4月)
商標権	5,054	5,960	6,553	5,012	4,888	3,936	2,786	658
著作権	4,359	3,592		1,504	1,844	1,930	1,079	156
特許権 (小特許・意匠権)	29	13		158	33	18	5	0
その他	268	359		-	-	-	-	-
合計	9,710	9,924	6,553	6,674	6,765	5,884	3,870	814

Source: タイDIP提供資料

特別捜査局 (DSI) ※による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020 (1~4月)
商標権	23	20	25	4	1
著作権	0	0	0	0	0
特許権 (小特許・意匠権)	0	0	0	0	0
その他	-	-	-	-	-
合計	23	20	25	4	1

➤ 商標権・著作権に基づくエンフォースメントが大半。

※DSI(Department of Special Investigation)

・法務省傘下の特別部隊

(米国における FBIに相当する機関)

・模倣品価値が1000万THB以上で、タイ経済にインパクト、国際関係に影響を及ぼす事件を担当。

3 (2) タイ エンフォースメントの状況 – 訴訟件数

知的財産権に関する訴訟件数（裁判所（CIPITC）による第1審）

刑事訴訟	2014	2015	2016	2017	2018
商標権	2716	3669	2807	2965	2531
著作権	872	869	831	648	673
特許権 ※小特許・意匠権含む	9	22	13	23	18
合計	3597	4560	3651	3636	3222
民事訴訟	2014	2015	2016	2017	2018
商標権	73	83	107	100	87
著作権	56	51	55	78	51
特許権	25	15	50	32	23
合計	154	149	212	210	161

Source: C I P I T C (知的財産・国際取引中央裁判所)

- 外国企業同士の裁判は少。被告がタイ企業の裁判が大半。
- 民事では長期化する傾向。刑事では即日判決も。

3 (2) タイ インターネット上の模倣品対策

<インターネット取引の実情>

- ・タイでの一日のインターネット利用時間は、**9時間1分**（世界5位）で、そのうち**82%**は商品購入を行う。
（参考：日本のインターネット利用時間 4時間22分 そのうち69%が商品購入）

出所：DIGITAL 2020: GLOBAL DIGITAL OVERVIEW

<模倣品の流通状況とその対応>

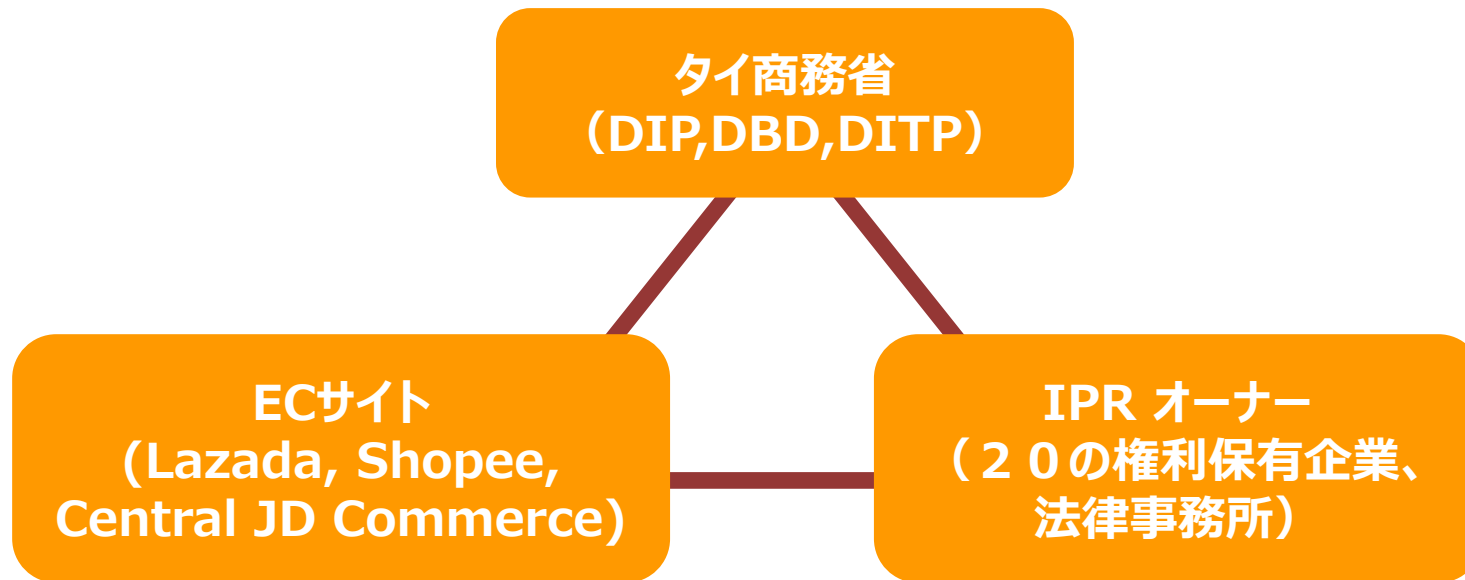
- ・模倣品の数は増加傾向。執行当局による業者特定が難しい等の理由により、模倣品販売業者にとってインターネット上での模倣品販売は実店舗よりも安全と認識されている。



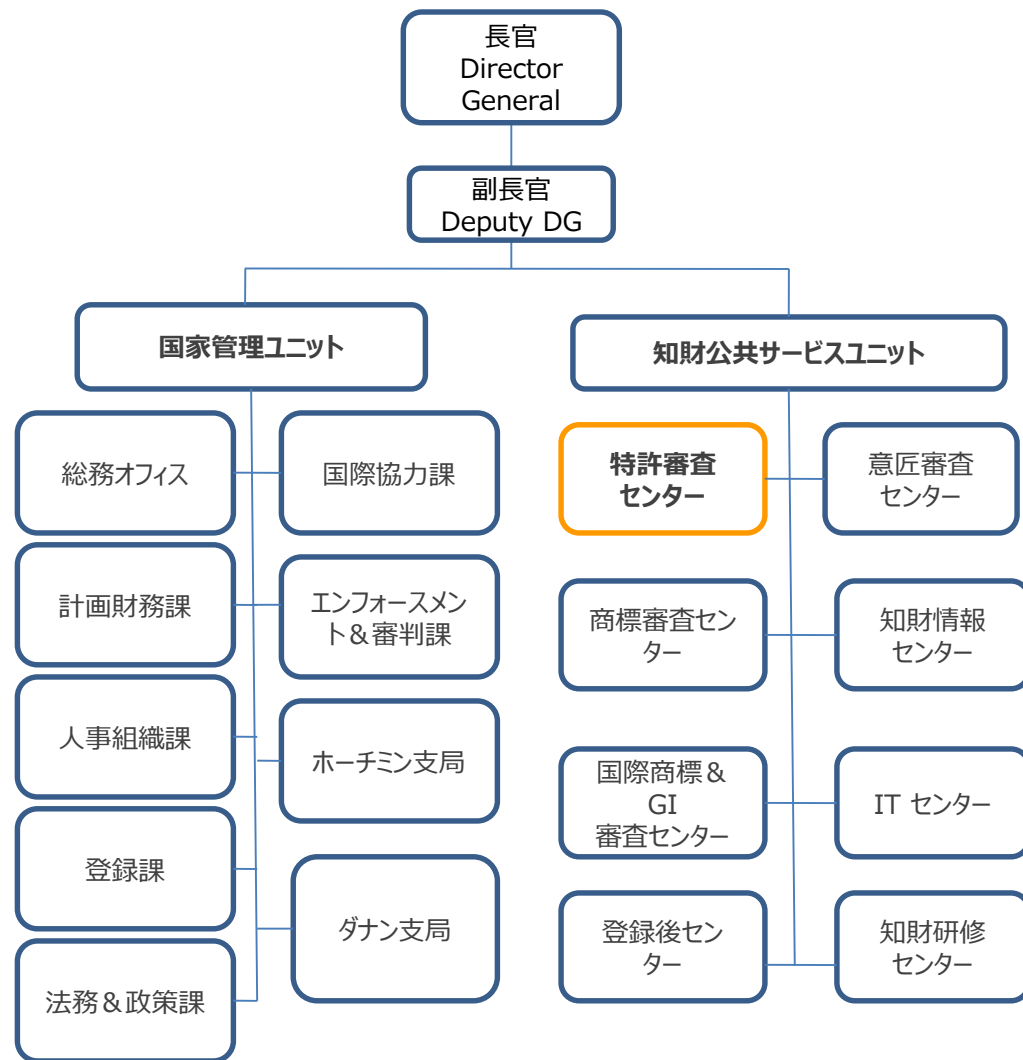
3 (2) タイ インターネット上の模倣品対策

<インターネットにおける知財権保護に関するMOU>

- 2021年1月11日、タイ商務省内の3部局（知的財産局、事業開発局、国際貿易振興局）とインターネットプラットフォームオペレータ（Lazada, Shopee, Central JD Commerce）、権利者、法律事務所（20 IPR Owner）との間で、インターネット上での知的財産の保護に関するMOUを締結。
- DIPがインターネット上で侵害品を監視し、疑わしいものについては権利者に情報を共有し、権利者が確認を行うといったインターネット上のIP侵害品を排除する枠組みを構築する内容となっている。



▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam) 組織図



▶ベトナム科学技術省 フィー長官



1986年 ベトナム国家大学哲学部講師
政府官房総務局、科学教育文化局等を経て
2017年3月より
ベトナム知財庁長官に就任

▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam)



科学技術省に所属
1982年に創設された、国家発明室を前身とし、現在は科学技術省の一組織
職員数：約360名
(うち、特許審査センター71名、意匠審査センター12名、商標審査センター61名)

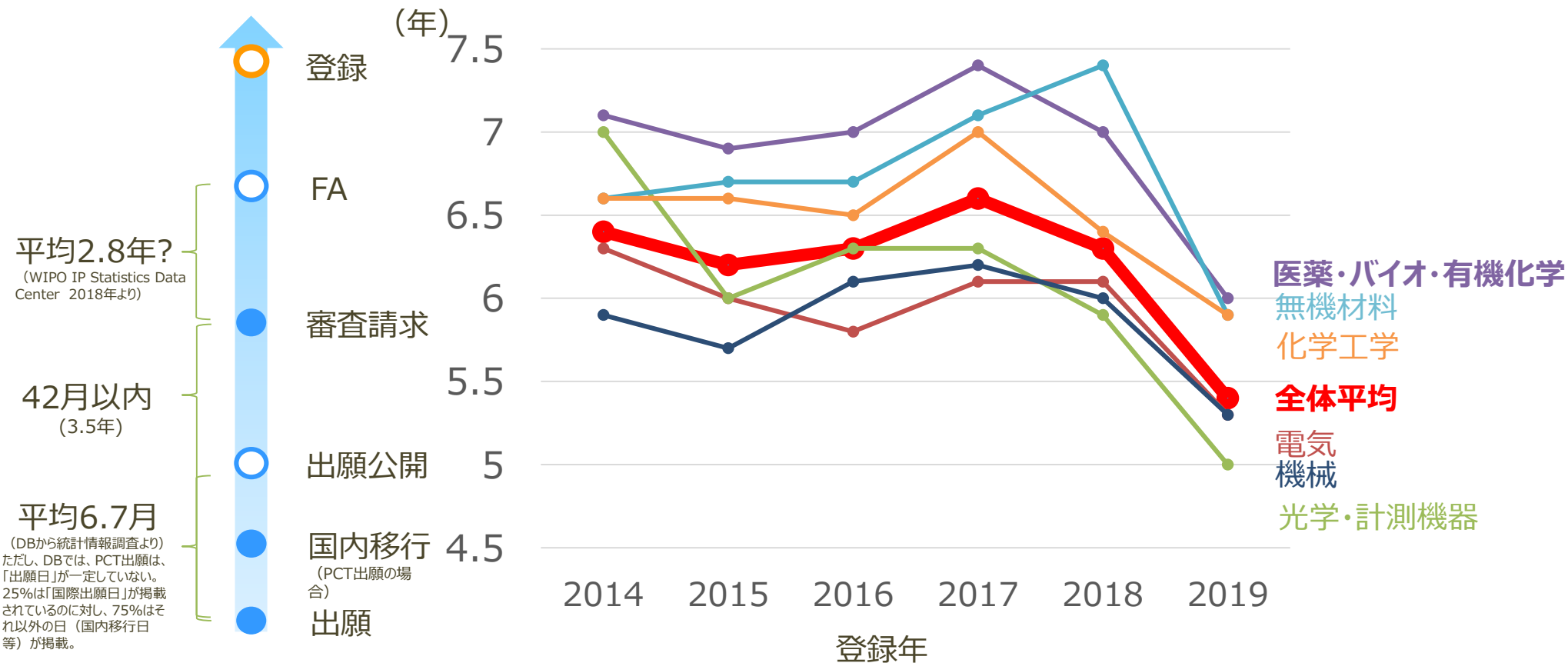
3 (2) ベトナム国家知的財産戦略

2030年までの国家レベルの知的財産戦略を定めたDecision No.1068/QD-TTgがベトナム首相によって承認。
(2019年8月22日)

- ✓ 2030年までにベトナムが知的財産権の創設、保護及び実施に関して**ASEANの筆頭国**となること
- ✓ 社会及び産業界の要望を受け、**迅速、透明かつ公正な知的財産権の保護システム**を作り上げること
- ✓ **知的財産権の執行**をより改善し、知的財産権侵害を減少させること
- ✓ 新たな**知的財産権の創出を促進**させ、Global Innovation Indexにおけるベトナムの地位を向上させること等

Global Innovation Index(2020)	順位
シンガポール	8
マレーシア	33
ベトナム	42
タイ	44
フィリピン	50
ブルネイ	71
インドネシア	85
カンボジア	110

3 (2) ベトナム 特許権利化期間 (出願から登録まで)



特許審査センターの人数
71名 (うち審査官55名)

3 (2) ベトナム 特許権利化期間の短縮 - PPHの実績

- ・特許の審査待ち案件は約18,000件
(年間出願件数の約3年分)
- ・特許審査期間は約5～6年。



日ベトナム特許審査ハイウェイ (PPH) の実施

- ・2016年4月より試行開始 (受付上限100件/年)
 - 2016年: 4月1日～8月24日受付終了
 - 2017年: 4月1日～5月30日受付終了
 - 2018年: 4月1日～4月3日受付終了
 - 2019年: 4月1日(2時間)100件受付終了、10月1日(40分)100件受付終了
 - 2020年: 5月4日(25分) 100件受付終了



2019年度より、
受入**上限200件**/年に拡大



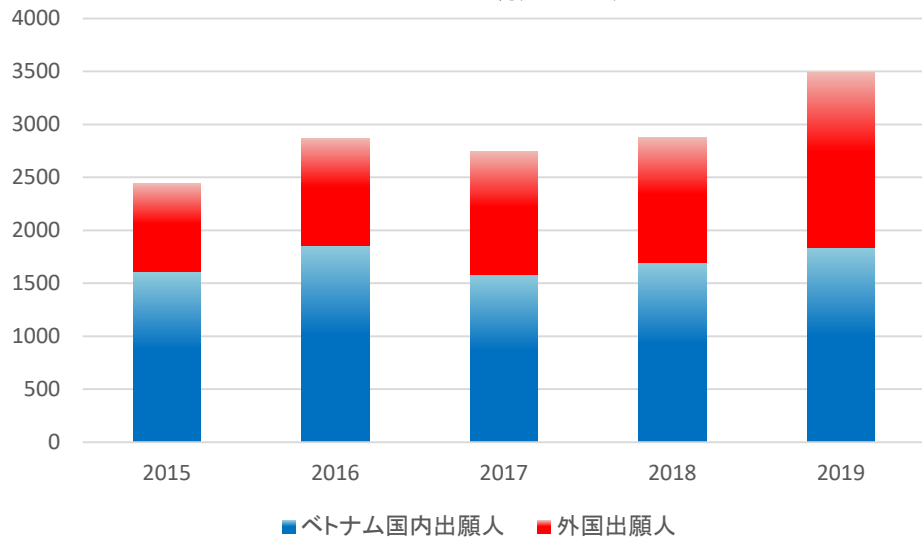
2019年7月-12月実績

- 審査期間
 - FA:平均約**5.7**月※
 - 最終:平均約**6.1**月※
- 審査結果
 - 特許率: **100%**
 - FA特許率: **80%**
- これまでに分かっている課題
 - ・出願公開前にPPH申請がされた場合はすぐに審査ができない
(出願公開を待たなければならない)
 - ・**ベトナム語への誤訳が多い**

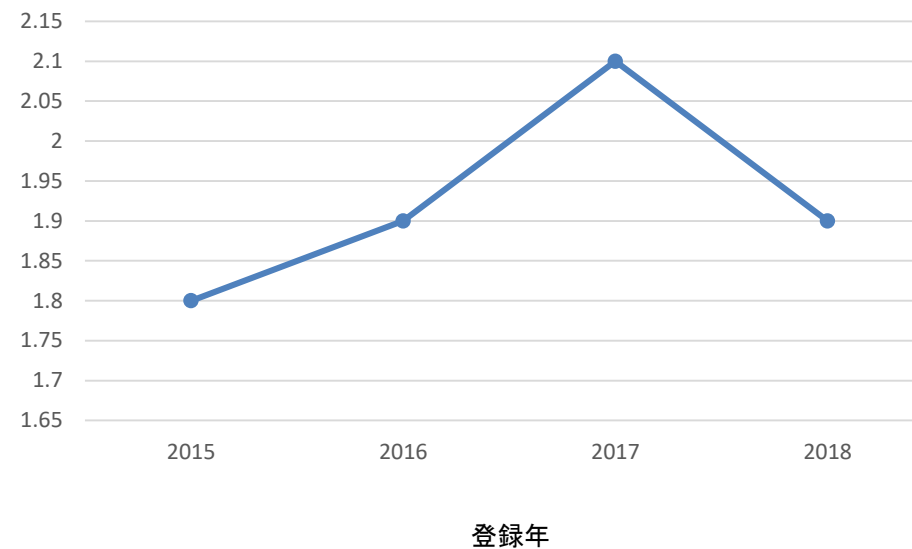
※PPH申請日または公開日の遅い方からカウント

3 (2) ベトナム 意匠

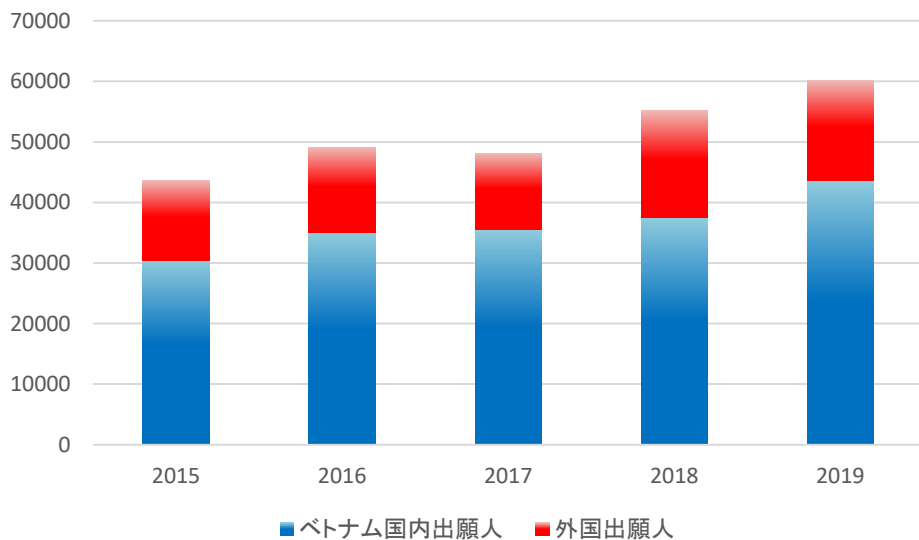
意匠の出願件数



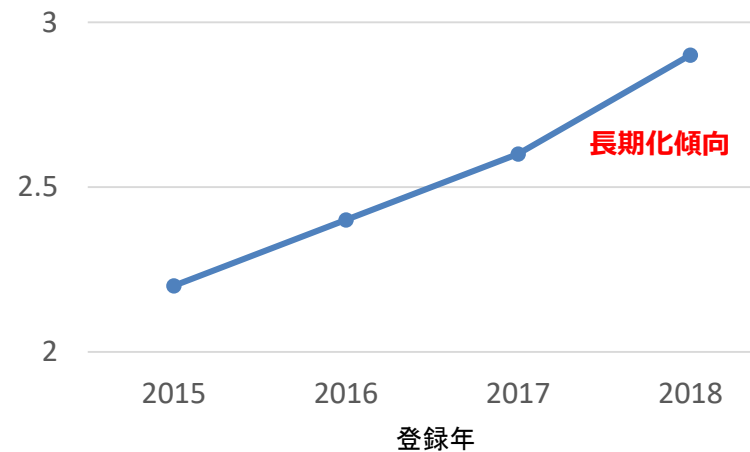
ベトナム（意匠）の権利化期間



商標の出願件数



ベトナム（商標）の権利化期間



- ✓ 今般、ベトナム国会において、ベトナム知的財産法を2021年法改正プログラム（2022年6月に国会承認される予定）に含めることが承認。
- ✓ 今回の改正は、**(1)国際的な合意（CPTPP、EVFTA（EU越間の自由貿易協定）との整合、(2) 知的財産権の執行に関する手続きの簡素化・効率化等を目的**としている。

特許

- ① 拡大先願規定の追加
- ② 秘密特許、安全保障管理規定の追加
- ③ 遺伝子資源、伝統的知識規定の追加

知財権保護

- ① 行政罰を受ける知財権侵害行為を限定
（著作権、商標、GI、植物品種に限定）
- ② 知財権関連の輸出入国境管理措置を限定

意匠

- ① 部分意匠
- ② 公開遅延制度の導入

商標

- ① 音の商標の追加
- ② 無効理由追加（悪意の商標）

→ **法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → IPベトナムへパブコメ提出**

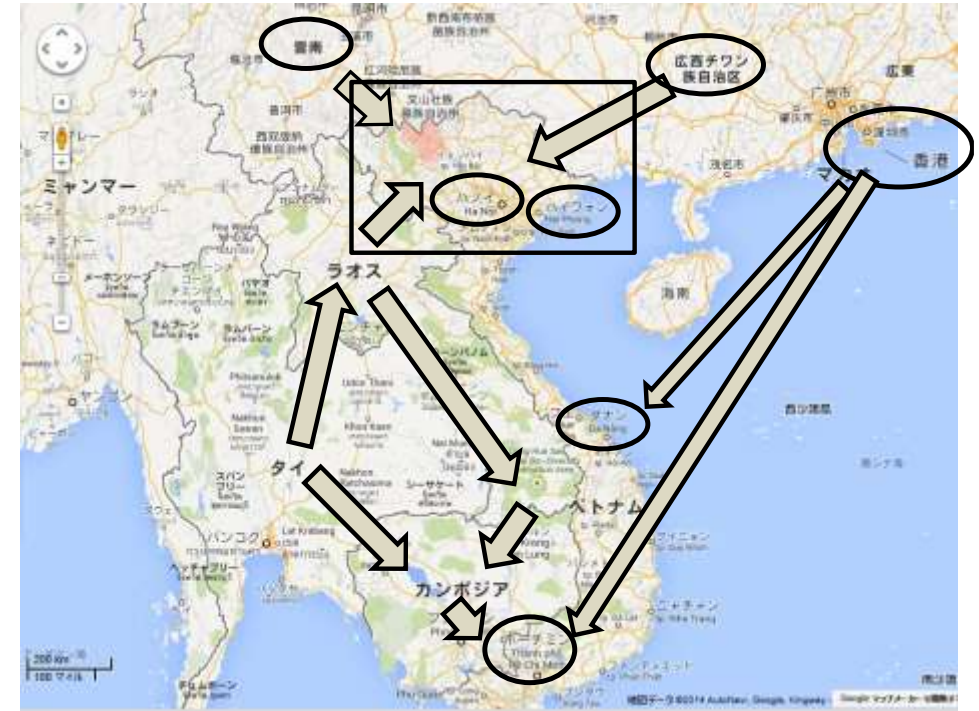
Roadmap of IP Law amendment

11/2020	4/2021	12/2021	5-6/2022	7/2022	Timeline
Draft is open for comments	Submit the Draft to the Government	Submit the Draft to the National Assembly for considering	Submit the Draft to the National Assembly for approval	The Law comes into effect	

※IPベトナムからの情報

3 (2) ベトナム 模倣品の流入実態

- ハノイ、ホーチミンを中心としてベトナム全土にわたり模倣品が氾濫しており、中でも、消耗品や衣類、時計、カバン等の模倣品が多い。
- 模倣品の多くはベトナム国内で生産されるものではなく、国外から、主に中国から流入しているといわれている。
- 一部衣料品等に関しては、ベトナム国内でも模倣品が生産されている。
- 模倣品流入ルートは、①陸路、②海路、③他国経由と、様々である。



<中越国境（ラオカイ）の風景>



3 (2) ベトナム エンフォースメントの種類と特徴

	行政措置	刑事措置	民事措置（訴訟）	水際措置
対象	特、意、商、著	商、著	特、意、商、著	特、意、商、著
期間	1～2か月	捜査は60日程度 刑事訴訟（1審） 半年～1年程度	1～2年程度 （1審）	
費用	数十万円	刑事訴訟までいくと 数百万円	数百万円	
件数	市場管理局(MSA): 年12,000-15,000件 科学技術省(MOST): 年100件	・警察：250-400件 ・刑事訴訟：年数件程度 （特許は過去5年間0）	年30-40件程度	年100件程度
その他	特許はMOST、意匠・商標 はMSAに相談が多い	・特実意は刑法の対象から削 除(2009～)	・知財裁判所はなし ・損害に係る証拠収集、 事実証明が困難 ・経験不足により妥当でない判決	

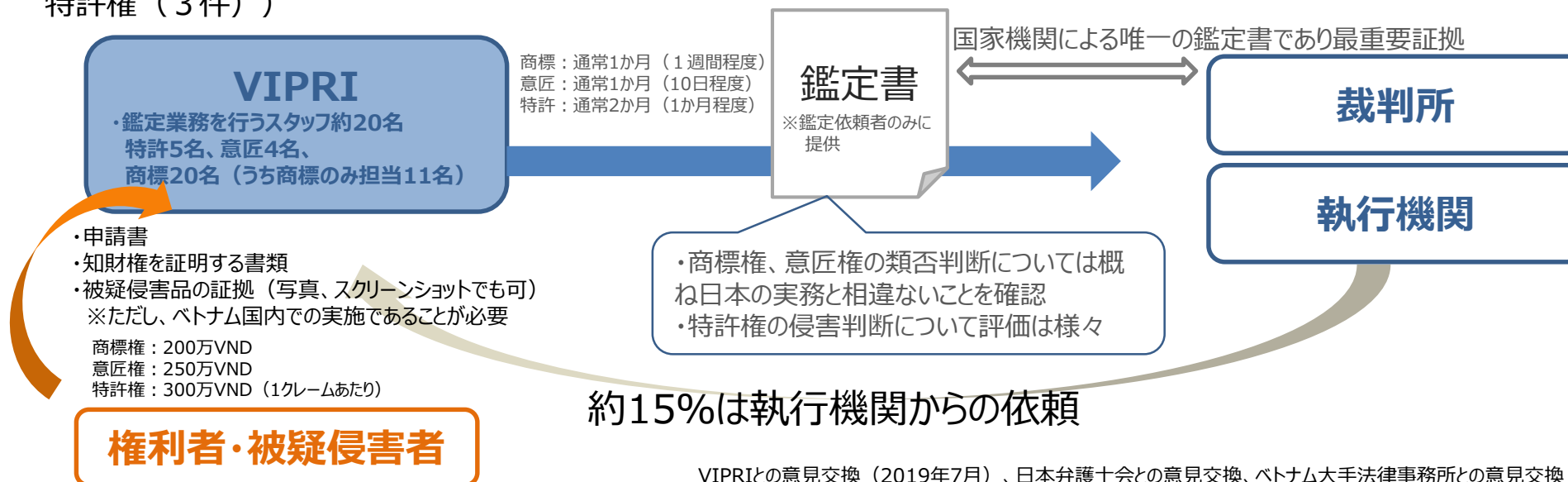
- ・市場管理局（MSA）を利用した行政摘発が手続・コスト・期間の観点から有効
- ・権利侵害においてベトナム知財研究所（VIPRI）の鑑定が重要
⇒VIPRIの類否・侵害判断は、法的拘束力はないものの、各執行機関の判断において最重要の証拠となりうる。

VIPRI ※MOST(科学技術省) の関連機関

- ① 知財に関する研究調査
- ② 執行機関（経済警察、税関など）、中小企業等に対する知財研修
- ③ 侵害事件や行政執行等で活用される侵害有無に関する専門的見解（鑑定）の提供
- ④ 海外機関との協力



特許権・意匠権・商標権・地理的表示について**5467件の鑑定意見**を作成（2009年～2018年）
 商標権：4395件、意匠権：880件、特許権：188件、GI：4件
 （なお、日本企業が関係する鑑定意見は、2009年から2018年9月までで208件、うち商標権（159件）、意匠権（42件）、特許権（3件））



VIPRIとの意見交換（2019年7月）、日本弁護士会との意見交換、ベトナム大手法律事務所との意見交換
 ベトナム知財セミナー（2019年2月）

▶ 国家知的財産委員会 (NCIPR)



- ・国家知財戦略の策定
- ・省庁間連携の円滑化
- ・知財の普及、エンフォースメント

▶ 商務省 (MOC) 知的財産権部組織図

Department of Intellectual Property Rights (D/IPR)

- ・商標、商号、不正競争に関する法律
- ・地理的表示 (GI)
- ・営業秘密



職員数
78名
(商標審査官13名)



▶ 工業・科学・技術・イノベーション省 (MISTI) 産業財産権部組織図

※工業手工芸省 (MIH)から
2020年名称変更。
同時に科学技術革新総局と科学
技術革新研究所を省内に新設。

- ・特許、実用新案、意匠に関する法律
- ・回路配置
- ・種苗法



職員数19名



3 (2) カンボジア 最近の動き

<法改正の状況>

- ・現状、直近で法改正の予定はない。
- ・審判制度の創設、税関登録制度の創設に関心。

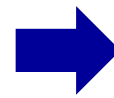


<知財の権利化・エンフォースメント>

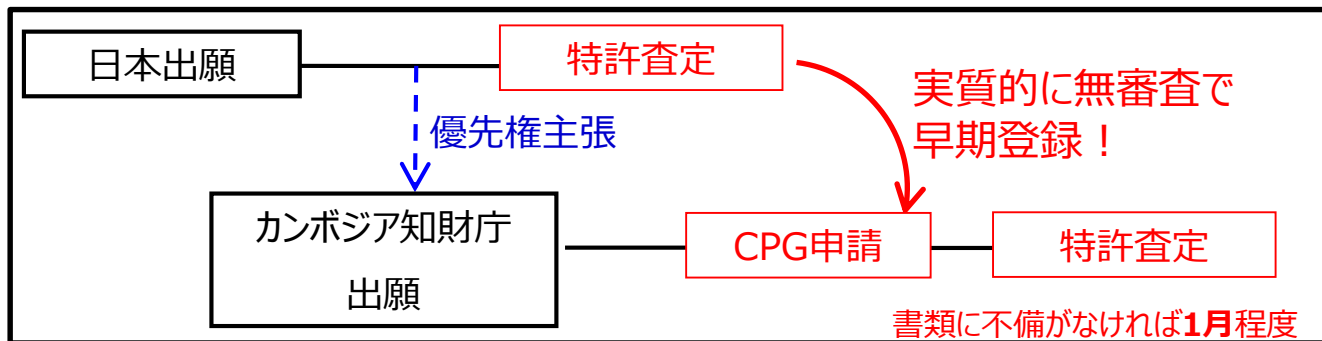
- ・特許： ほぼ100%の出願が外国出願。日本、ヨーロッパの出願が多い。登録数は10件前後。
運用上、特許で実体審査は行われてない。他庁の審査結果待ち or 他庁に審査依頼。
2018年3月1日よりEPOバリデーション開始（医薬品は不可）、SG・CNとは再登録制度あり
- ・商標・意匠： 実体審査あり。商標権侵害にはC&Dレター送付、DIPRによる調停が効果的。
それでも解決しない場合はカンボジア模倣品対策委員会（CCCC）への申立てが有効。
民事・刑事訴訟は非常に困難（予測不可能、高額）で、ほとんど利用がない。

<CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

- ・2016年7月より開始。
日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、カンボジア知財庁でも特許が付与されるもの



カンボジア特許出願は早期権利化のためCPG申請を！



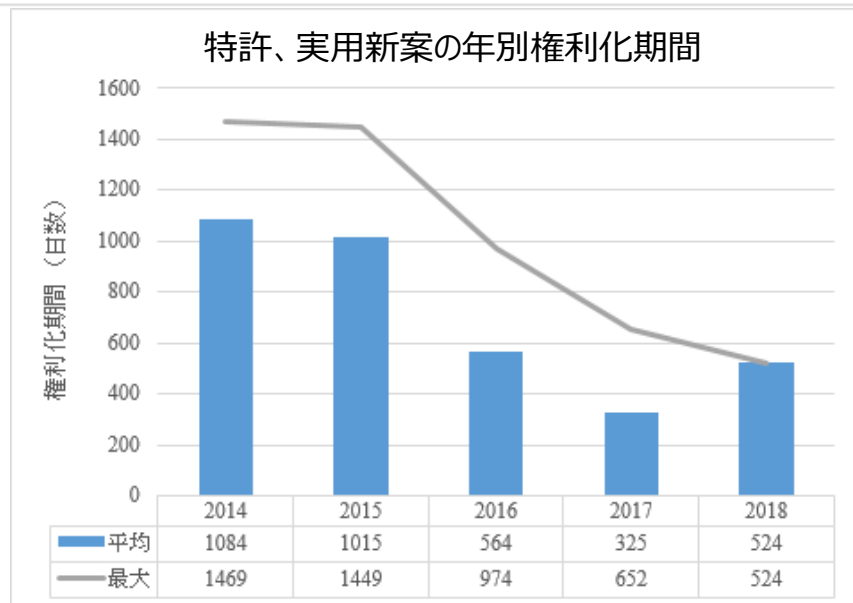
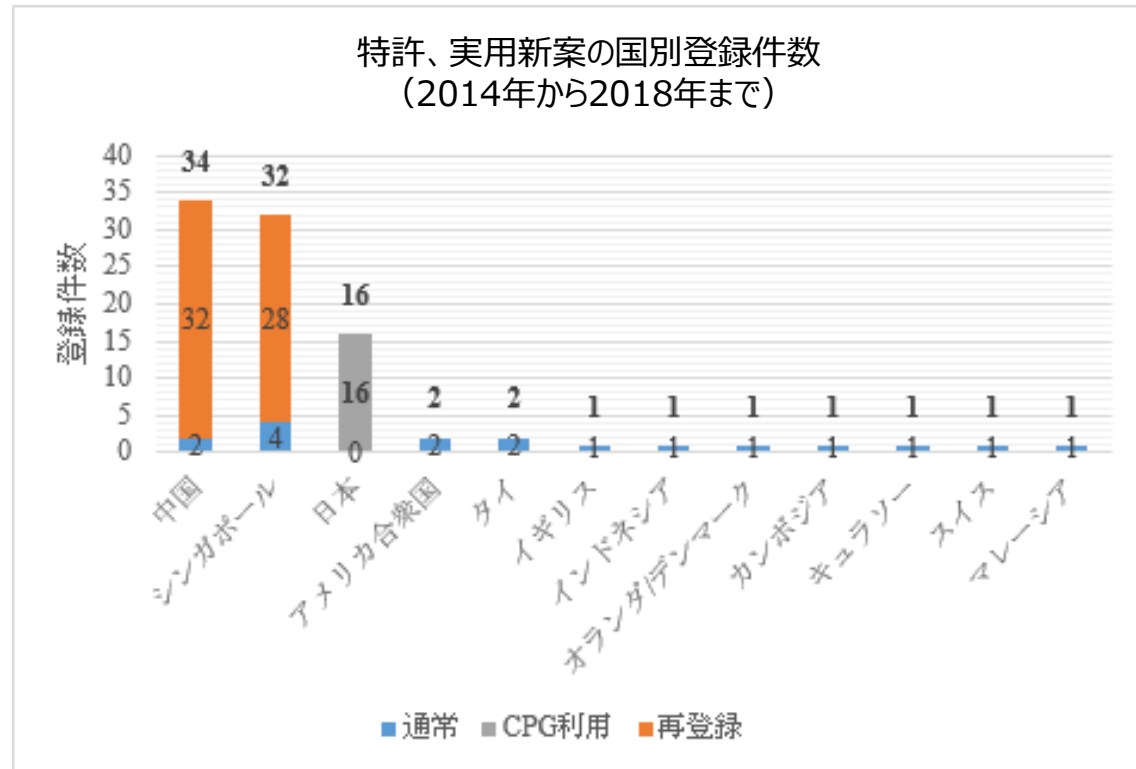
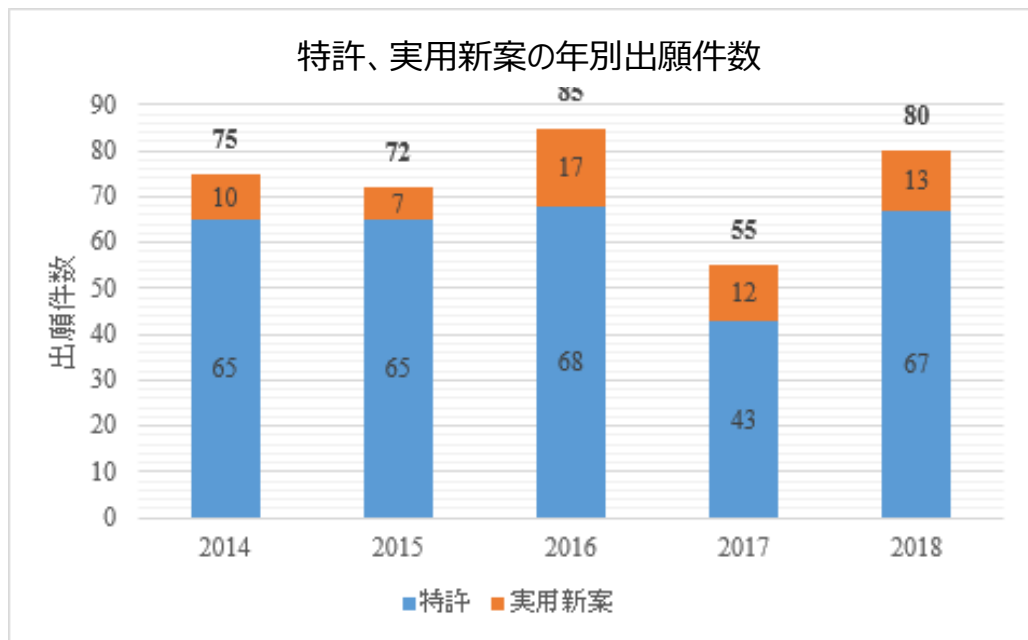
CPG（2020年2月時点）

申請件数	特許査定
33	22

【参考】再登録制度（登録／出願）SG: 38/55 CN:88/207

KIPOとも2019年11月～実施

3 (2) カンボジア 特許、実用新案



カンボジア特許・実用新案審査官の人数
(2020年2月時点)

5名

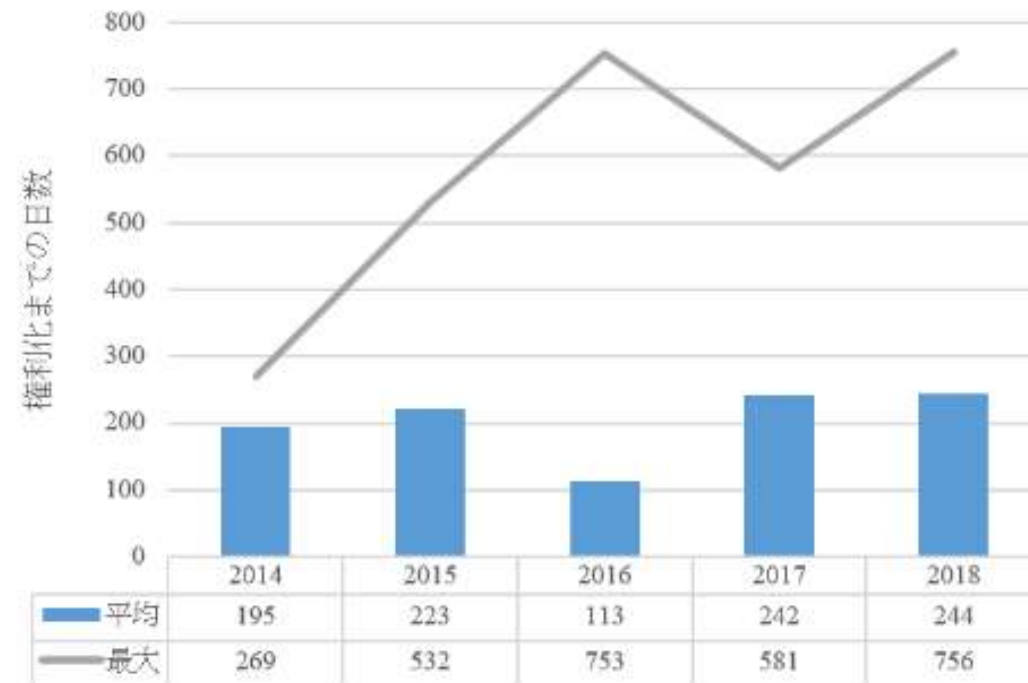
情報ソース：MIH、ASEAN PATENTSCOPEより取得した案件情報
出典：ジェトロ カンボジア・ラオス・ミャンマーにおける知財統計情報の調査（2019）

3 (2) カンボジア 意匠

意匠のルート別出願件数



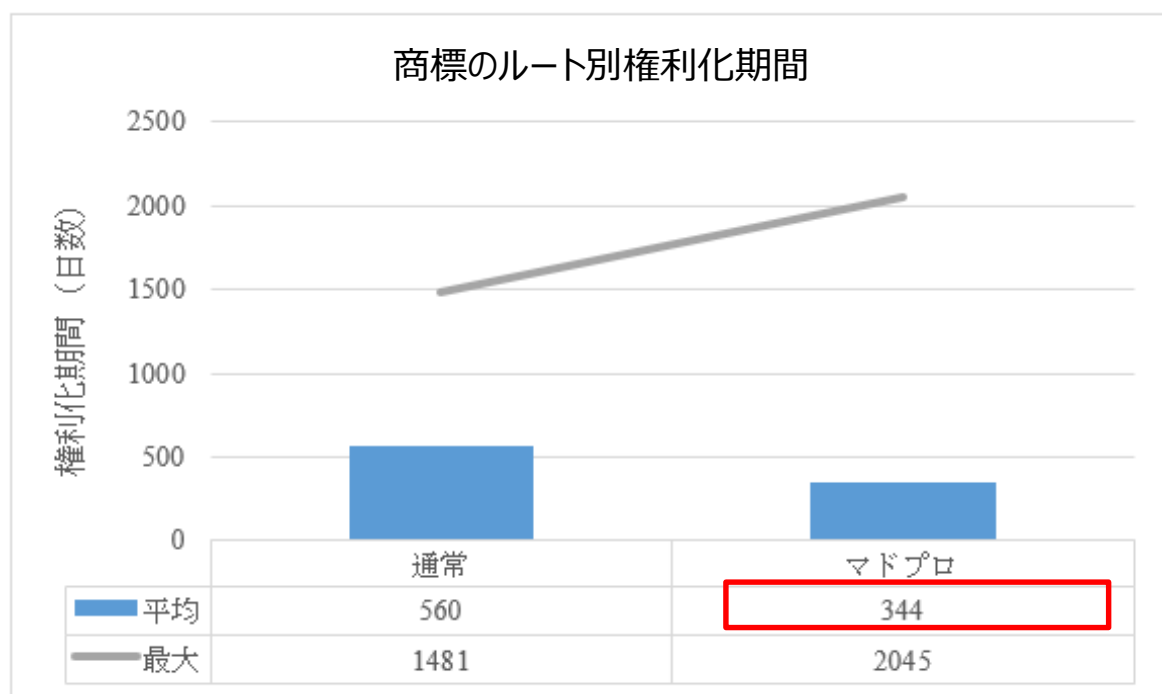
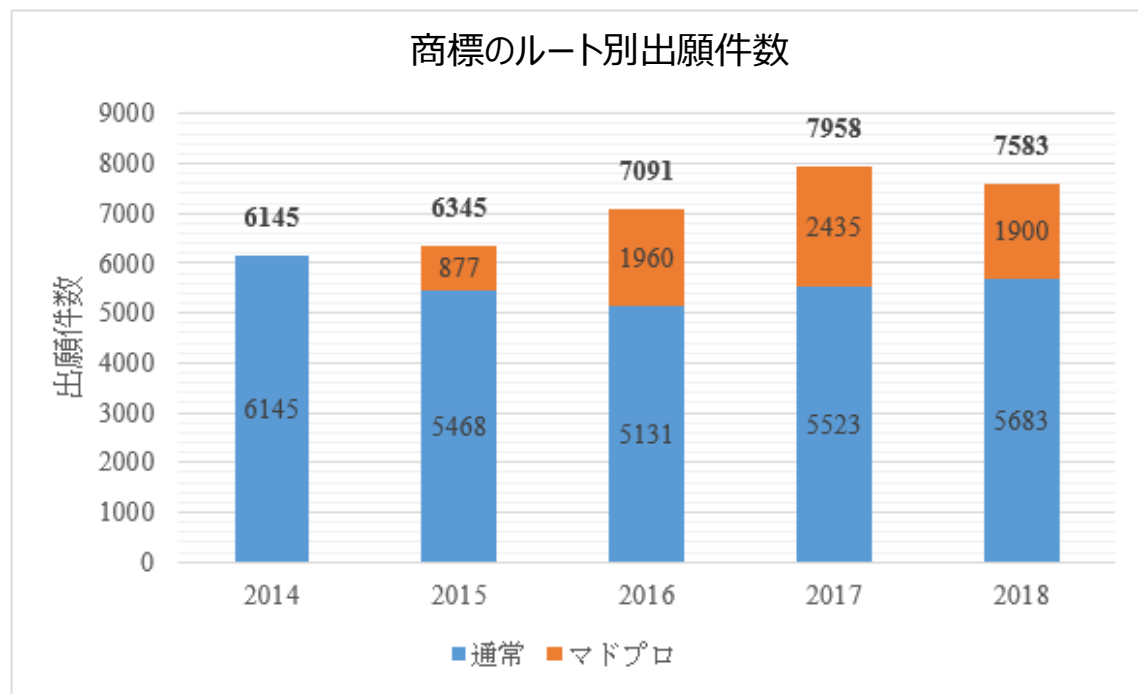
意匠の年別権利化期間



カンボジア意匠審査官の人数
(2020年2月時点)

4名

3 (2) カンボジア 商標

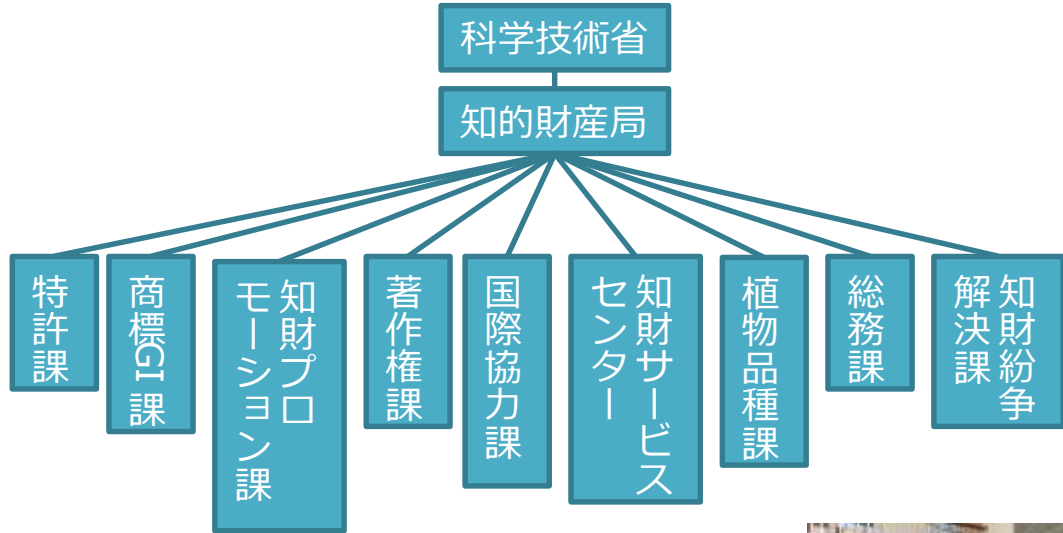


商標審査官の人数(2020年2月時点)

国内出願担当	マドプロ担当	計
8名	5名	13名

- 2018年の出願は約7500件。商標登録率は70%～80%前後で推移。
- マドプロを利用した方が、早期権利化が期待される。

ラオス知的財産局組織図



※2021年2月25日、科学技術省が解体され、知的財産局は商工省へ移管されること決定した旨、発表された。

ラオス知財局 カンラシー知財局長



工業商業省で貿易畑を20数年経験

在タイ・ラオス大使館公使、ラオス工業商業省市場部副部長を経て

2014年 ラオス科学技術省知的財産局局長就任

ラオス科学技術省知的財産局



設立
2011年

職員数
59名

予算
約5万USドル

審査官数
特・意：8名
商標GI：9名

3 (2) ラオス 最近の動き



<法改正等の状況>

- ・**2018年6月に改正知財法が施行**。主な改正内容は以下のとおり。
 - 出願公開制度、出願公開後の異議申立を新設。
 - 税関職員による職権での税関差止め可（商標、著作）。
- ・新財務省通達を策定中。**税関登録制度の導入（意商著）が盛り込まれる予定**。
- ・2019年12月17日付で商標および屋号に関する科学技術省大臣合意（No.2822/MOST）を発布。商標登録に係る原則・手続きを規定。

<知財の権利化・エンフォースメント>

- ・特許：100%に近い出願が外国出願。運用上、特許で実体審査は行われていない。他庁の審査結果を待つ必要あり。登録件数は10件弱。2018年4月より中国と再登録制度開始。星とも再登録制度開始予定（2019年11月MOU合意）
- ・商標・意匠：実体審査あり。警察・税関を利用した行政摘発が有効とされている。真贋判定が困難な場合には、知財局へ真贋判定の依頼可能。

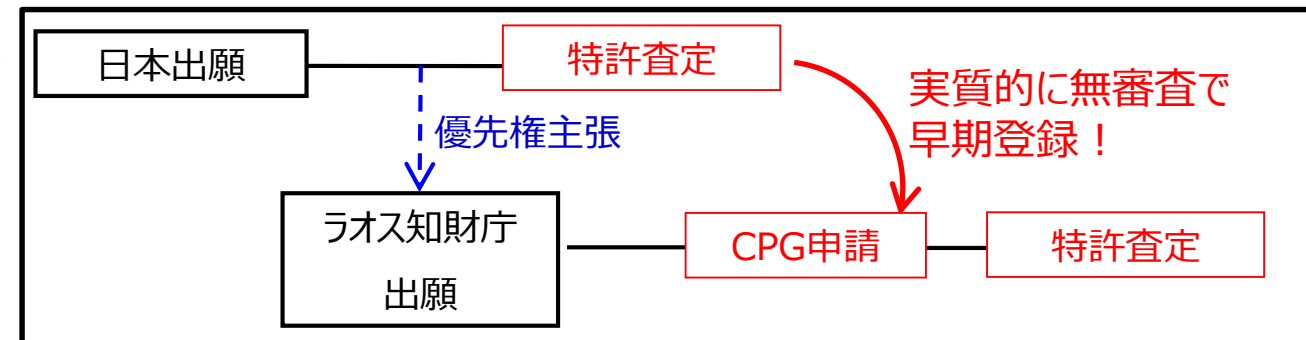
C P G		
申請件数	特許査定	審査中
17	7	10

< C P G（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況 >

- ・2016年11月より開始。日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、ラオス知財庁でも特許が付与されるもの



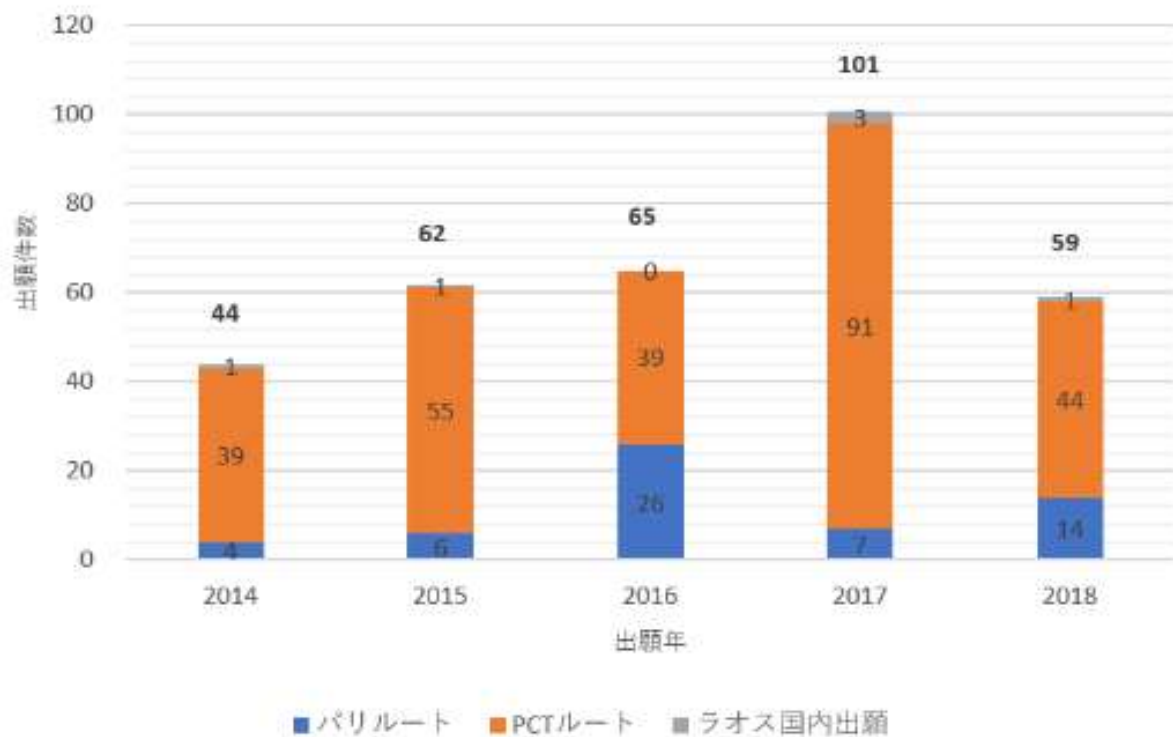
ラオス特許出願は早期権利化のためCPG申請を！



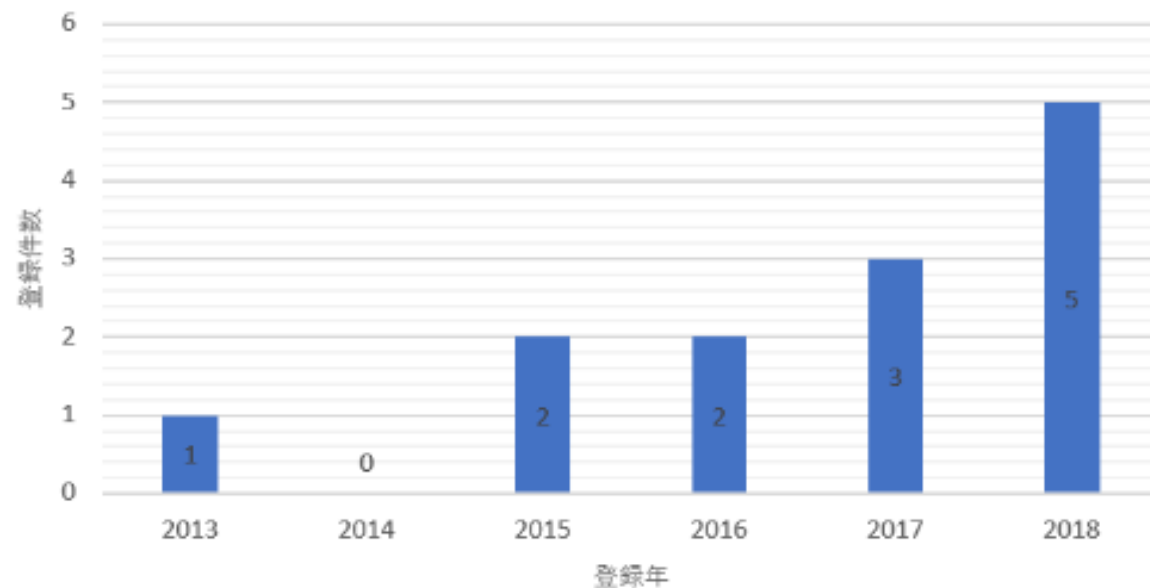
Source: ラオスDIPとの意見交換

3 (2) ラオス 特許、小特許

特許、小特許のルート別出願件数



特許、小特許の年別登録件数



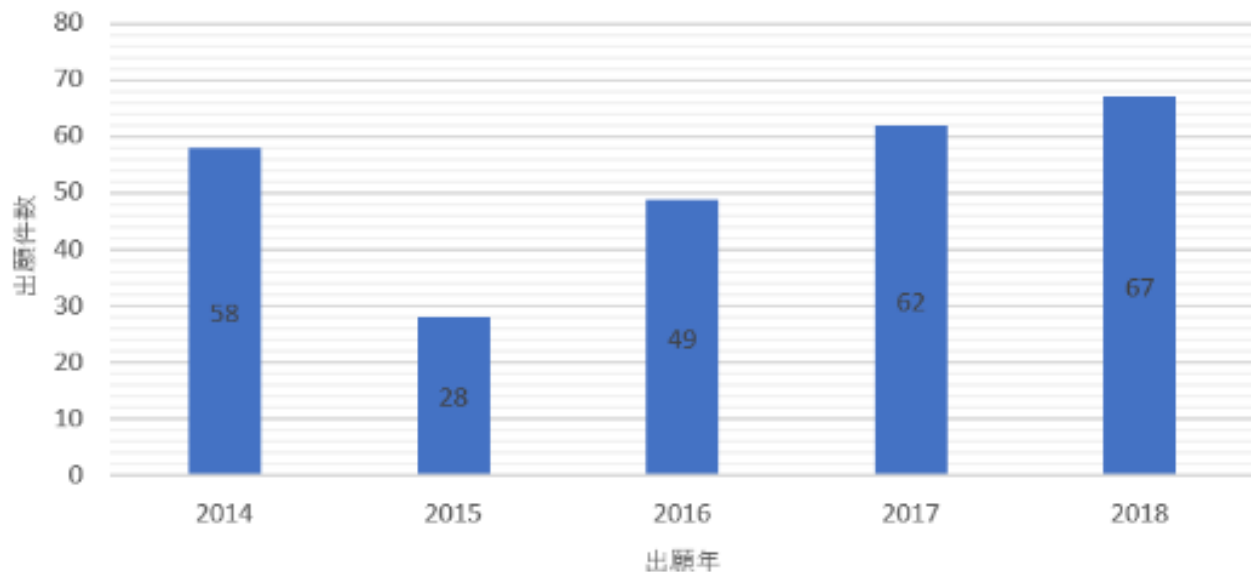
特許審査官の人数(2020年2月時点)

審査官	アシスタント	計
1名	2名	3名

情報ソース：ラオス知財局より取得した案件情報

出典：ジェトロ カンボジア・ラオス・ミャンマーにおける知財統計情報の調査（2019）

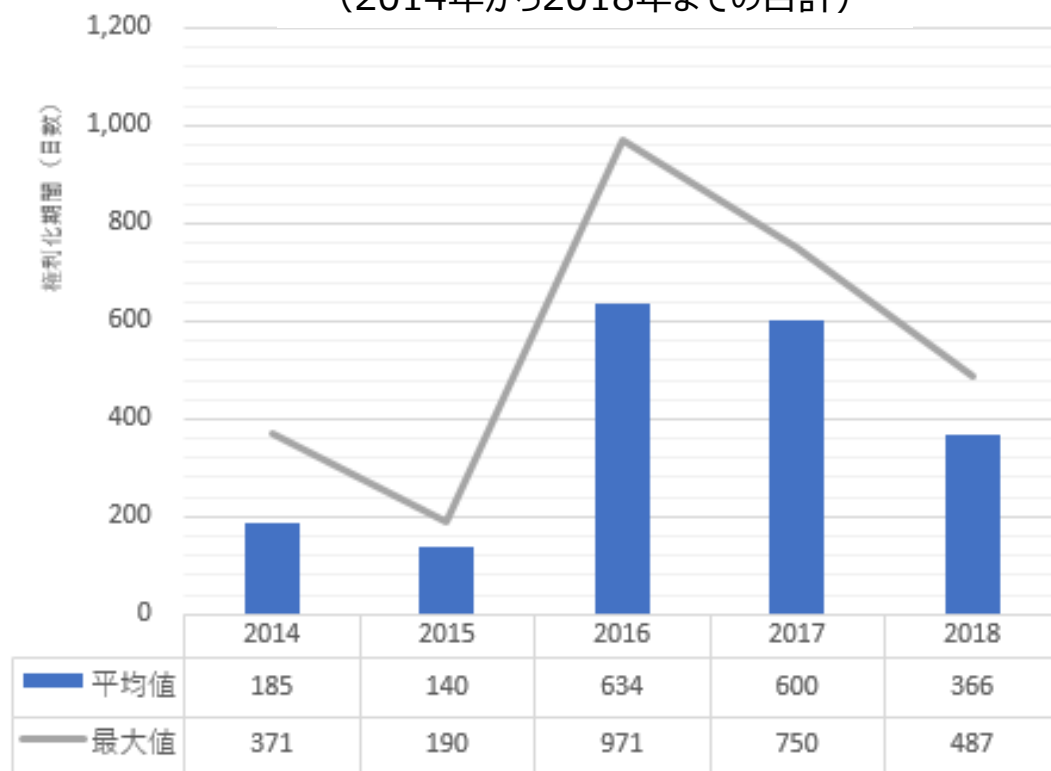
意匠の年別出願件数



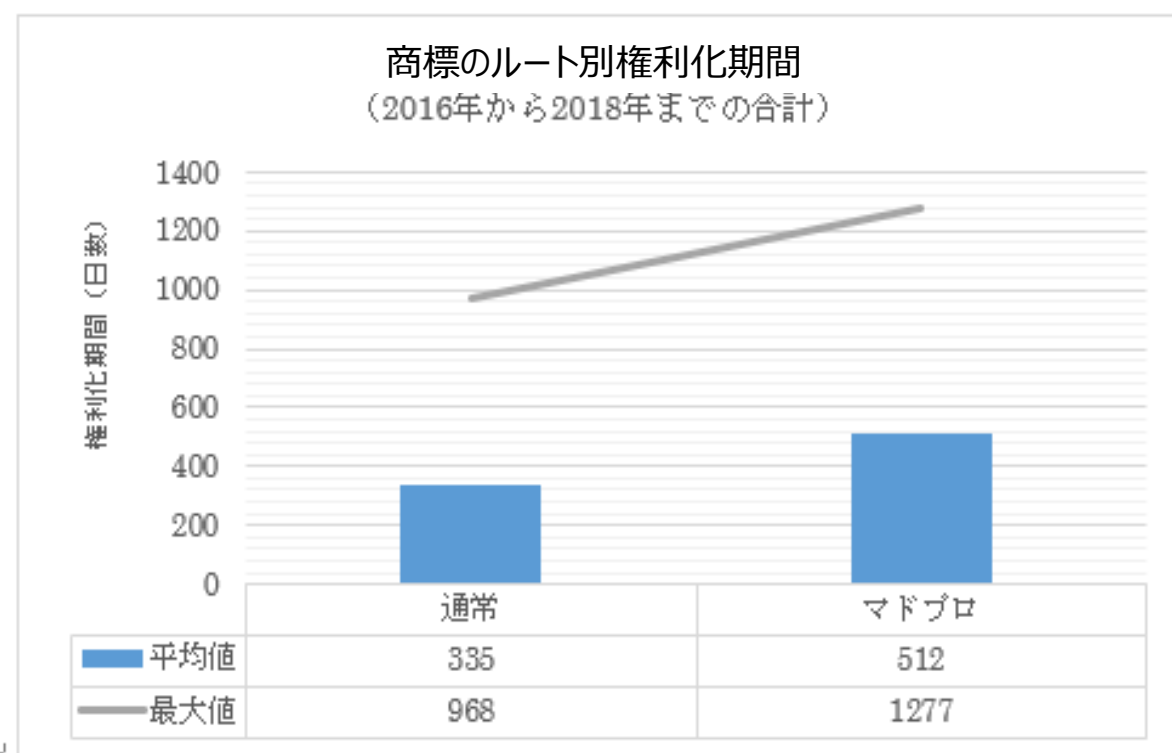
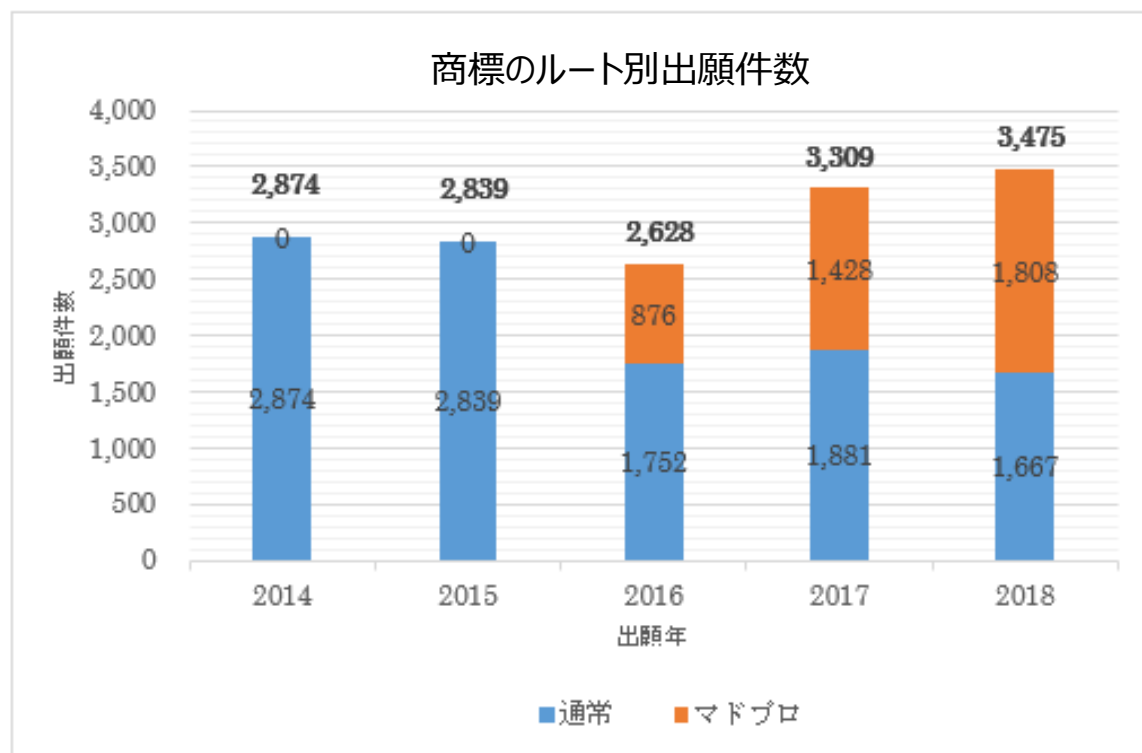
意匠審査官の人数(2020年2月時点)

審査官	アシスタント	計
3名	2名	5名

意匠の国籍別権利化期間
(2014年から2018年までの合計)



情報ソース：ラオス知財局、LAOS IP DATABASEより取得した案件情報
出典：ジェトロ カンボジア・ラオス・ミャンマーにおける知財統計情報の調査（2019）

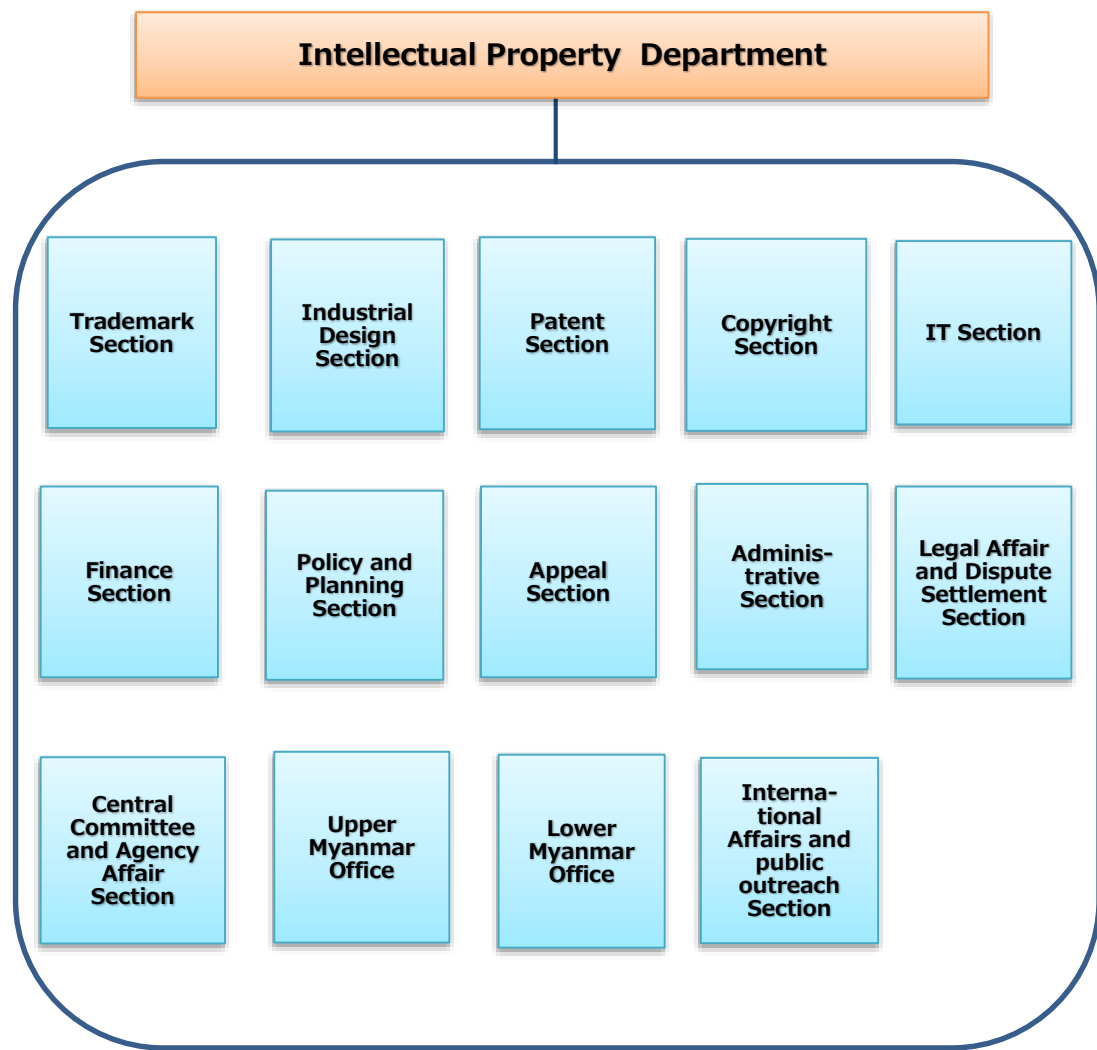


商標審査官の人数(2020年2月時点)

国内出願担当	マドプロ担当	計
7名	3名	10名

- 2018年の出願は約3500件。商標登録率は90%前後で推移。
- マドプロ出願が増加傾向にある一方で、マドプロ担当審査官が少ないからか、マドプロ出願の方が権利化期間が長い。

▶ミャンマー知財財産局 組織予定図 (2020年2月時点)



▶ミャンマー商業省

モー・モー・トウエ
知的財産局長



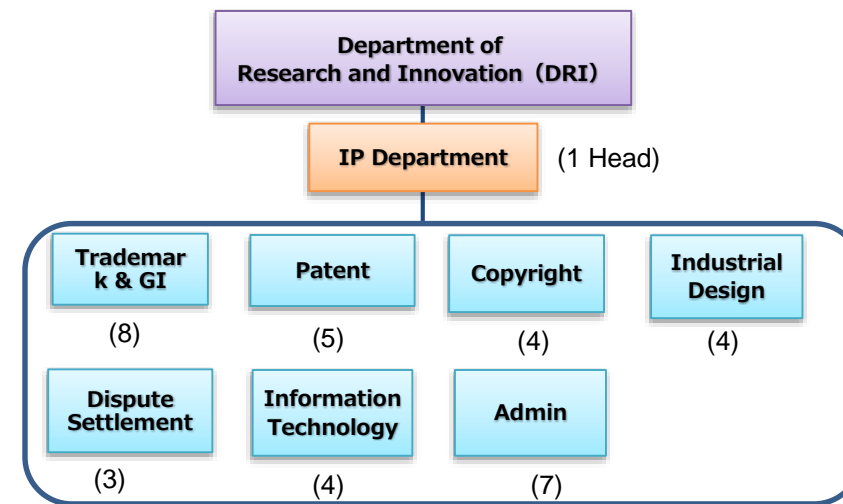
▶現在の知財担当部署 (合計36名) (2020年2月時点)



ミャンマー商業省

※2016年4月新政権下で省庁再編、科学技術省が教育省へ統合。知財担当部署も教育省へ移管。

※知財法施行前に教育省から商業省へ移管



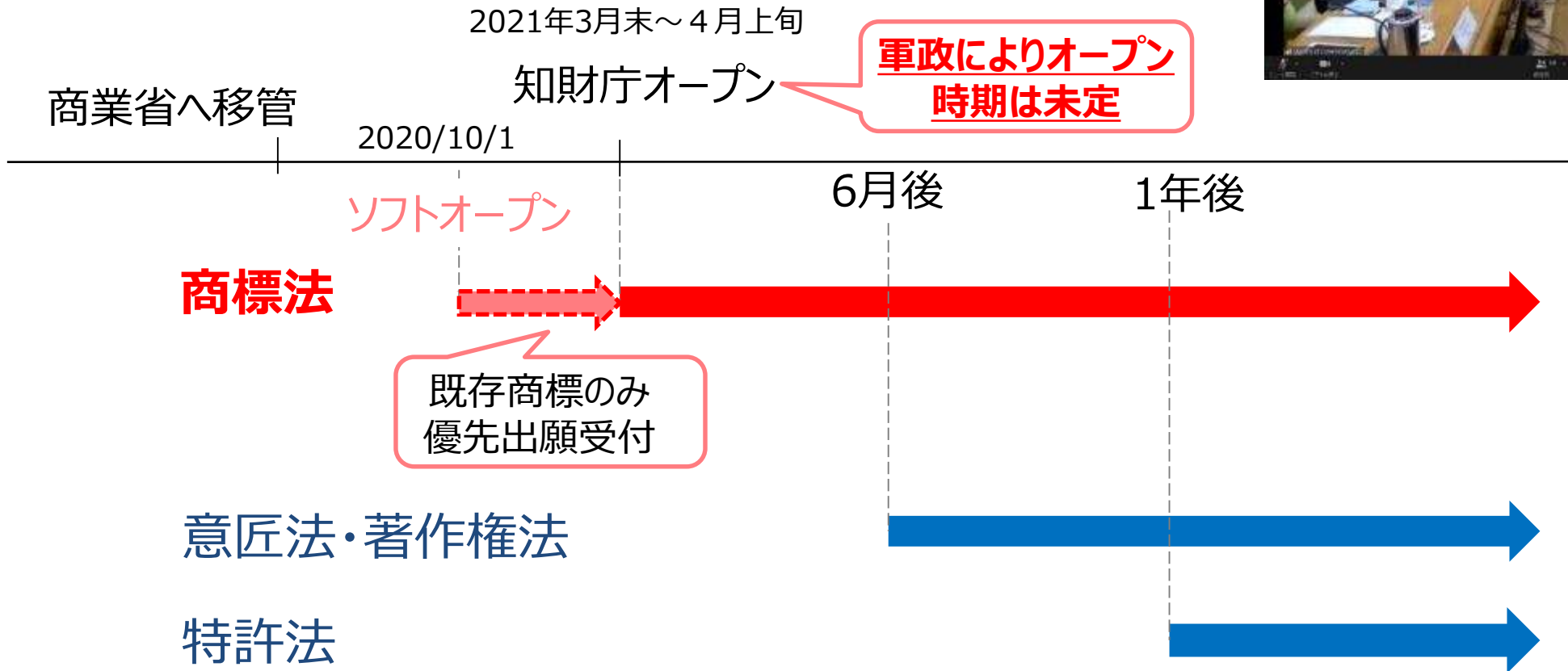
3 (2) ミャンマーでの知的財産についての動き

年代	ミャンマーでの知的財産についての動き	国内状況
1914	著作権法施行	イギリス統治下
1946	特許意匠法（施行されず）	<u>戦後混乱期から独立へ</u> アウンサン将軍暗殺（1947）
1995	世界貿易機関（WTO）加盟 →加盟によりTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の履行義務発生 →後発開発途上国(LDC)に対しては国内法整備等のため猶予として協定履行の経過措置期間が設けられた	<u>軍事政権時代</u> 民主化デモ封じ込め（1988） 欧米による経済制裁 ASEAN加盟（1997）
2001	世界知的所有権機関（WIPO）加盟	
2013	LDCのTRIPS協定履行の経過措置期間が2021年まで延長	<u>軍政から民主化へ</u> 民主化政権発足（2016）
2015	知財関連四法案を議会上程するも審議未了（政権交代等）	
2017	知財関連四法案を議会上程	投資環境整備が進む 新投資法施行（2016） 新会社法施行（2018）
2019	商標法・意匠法成立（1月30日） 特許法成立（3月11日） 著作権法成立（5月24日）	
2020	登記済・使用中の商標の申請受付開始（10月1日）	民主化から軍政へ <u>国軍：非常事態宣言（2021.2.1）</u>

3 (2) ミャンマー 知財法成立に向けて

＜法改正の状況＞

- 意匠法・商標法：2019年1月30日に大統領署名、法案成立。
- 特許法：2019年3月11日に大統領署名、法案成立。
- 著作権法：2019年5月24日に大統領署名、法案成立。



4. 現地の活動等

対象国：

ASEAN10カ国

特にメコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）

主な業務：

- ① 知的財産制度に関する
情報の調査およびその広報
- ② 日系企業等への知財に関する法律的な助言
(ブリーフィング対応)
- ③ 知財に関するセミナー開催
(日系企業向け、政府機関向け、現出人向け)
- ④ 東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ) の事務局
(会員向けに知財情報を発信、現地WG活動のサポート)
- ⑤ 現地政府当局へのロビーイング活動
(知的財産庁、警察、税関、裁判所、検察等)

4. 知財に関するセミナー等開催（日系企業向け、政府機関向け、現地人向け）

カンボジア特許CPGセミナー（プノンペン）



カンボジア代理人に対し、CPGの申請
手続とメリットを説明（2019.7）
→CPG申請時は1月程度で登録と
なることが明らかに。CPGの更なる利
用促進。

真贋判定セミナー（ホーチミン）



税関職員等に対して正規品と偽物との見分
け方をレクチャー。日系企業11社が参加。
（2019.7）
→日系企業の知財侵害品摘発件数の増加

IP Vietnamとの意見交換（ハノイ）



審査促進の要望や2021年知財法改正
に向けた改善点を要望（2019.9）
→2019年度よりPPH受入上限件数が
200件に拡大！

知財教育セミナー（プノンペン・ヤンゴン）



知財教育の重要性を日本の取り組みを
通じて両国政府へ紹介（2020.1）
→LDCにおける長期的な知財保護意識
の向上に期待

技術説明会（バンコク）



タイ審査官に対する審査促進を目的
として日本企業の要望ベースで開催。
→2014～2019年に個別案件説明
を行った36件中25件が登録済

知財官民対話（バンコク）



タイ知財局、裁判所、執行機関等
に対して日本の要望を伝達（毎年定
期開催）
→改正意匠法に日本側の要望も盛り
込まれている。

4. 真贋判定セミナー

日本企業を招へいし、税関職員等の知財執行機関職員に対して正規品と偽物との見分け方をレクチャー



★ 最近2年間の真贋判定セミナーの開催場所



日系企業10社が参加(2018.9)



日系企業6社が参加(2018.12)



日系企業11社が参加(2019.7)

4. ECプラットフォーム上の知財保護

IIPPFとの意見交換（東京）

2019.3 LAZADA/ALIBABA



IIPPF訪問団の派遣（ジャカルタ）

2019.10 Tokopedia, Bukalapak, Bhinneka, 知財総局捜査紛争局,
関税総局, 警察庁サイバー犯罪対策部



JIPAとの意見交換（バンコク）

2019.10 LAZADA、タイ警察オンライン犯罪取締部

2021.03 **タイDIP、Shopee**

タイ学生向け模倣品対策動画コンペティション (Go for Real)

- **主催者：**
タイ知財局、USPTO、True Vision、JETRO、バンコク大学、タイ映画製作者連盟（MPA）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、タイエンターテイメント協会（TECA）
- **協賛企業：**
パナソニック、ファーストリテイリング、ヨネックス、川崎重工業、キャノン
- **目的：** オンライン上の海賊版コンテンツ・模倣品対策のための知財啓発
- **メインターゲット：** タイの大学生
- **事業概要：**
 - <Step1>
タイ学生向けに知的財産権の重要性を説くためのウェビナーを開催（計3回）
 - <Step 2 >
海賊版コンテンツ・模倣品の危険性・影響についての1分程の動画を募集
 - <Step3>
ファイナリスト10作品を選定し、学生とプロと一緒に動画をブラッシュアップする
 - <Step4>
10作品から優秀作品1位～3位を決定する
 - <Step 5 >
セレモニーにて、ファイナリスト含め各入賞者に賞品を贈呈
優勝作品は、True Visionのチャンネルを通じてタイ国内で放送



現地マスコミ向けオープニングセレモニーの様子



現地マスコミ向けアワードセレモニーの様子

ASEANの知財の状況を月1, 2回のペースでウェビナー形式で講演を実施。受講無料！

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」
「東南アジア知財ネットワーク」については、

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ

- 6月12日 (金) 「JICA高岡専門家に聞く ミャンマー知財の今」
- 6月24日 (水) 「ASEAN知財動向報告会」(1日目)
- 6月25日 (木) 「ASEAN知財動向報告会」(2日目)
- 7月 2日 (木) 「タイの特許、意匠の今」
- 7月17日 (金) 「タイの商標の今」
- 8月 7日 (金) 「ASEAN、インド ポストコロナの模倣品対策」
- 8月21日 (金) 「ベトナム特許の今」
- 9月 8日 (火) 「ベトナム商標の今」
- 9月18日 (金) 「もう一度JICA高岡専門家に聞く ミャンマー知財の今」
- 10月 9日 (金) 「JICA杉山専門家に聞く インドネシア知財の今」
- 11月13日 (金) 「シンガポール知財の今」
- 12月 4日 (金) 「マレーシア知財の今」
- 2月25日 (木) 「ミャンマー知財の今」

知財ウェビナーシリーズ ～ASEAN知財の今～
主催：JETROバンコク・シンガポール
協力：INPIT-KANSAI

「現地から報告 シンガポール知財の今」
2020年11月13日 15:00-16:00(日本時間)

本日のプログラム

15:00-15:45	JETROシンガポール知財総監取巻 新聞によるプレゼンテーション
15:45-16:00	Q&A

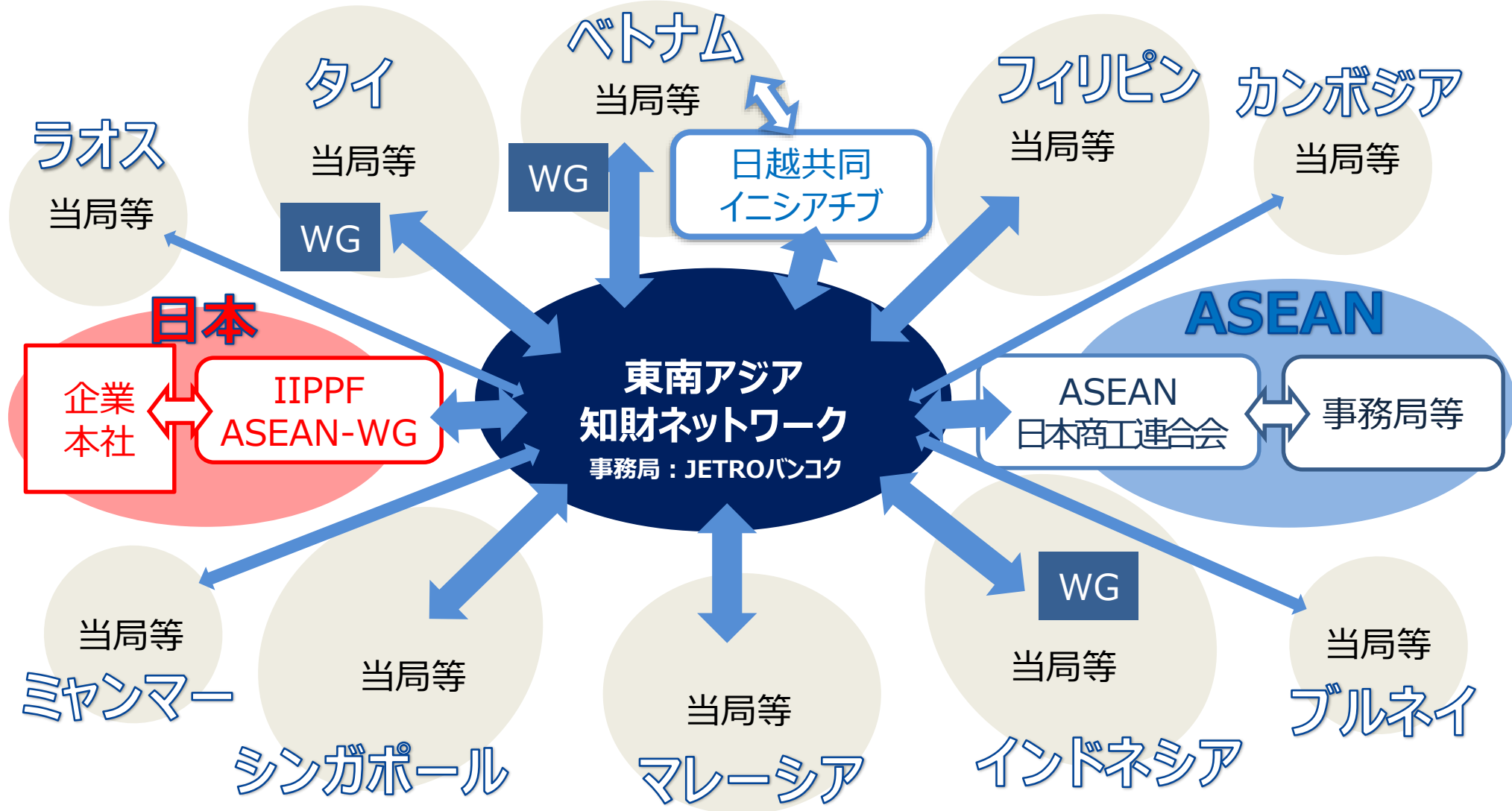
Q&Aについて
参加者の皆様は、ウェブ上でQ&A
機能により質問をメッセージとして講師に送るこ
とができます。
<ご視聴いただいている画面の下>

開始時刻まで今しばらくお待ちください。

4. ASEANにおける日系企業の活動 SEAIPJ

東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ)

ASEAN地域における横断的な日系企業の知財活動支援の場として2012年に発足



4. 現地での日系企業の活動 SEAIPJ・タイWG

知財官民対話：タイで概ね毎年開催



2021年3月30日開催

日本側：SEAIPJタイWG（日系企業・法律事務所）、JETRO

タイ側：知的財産局、検察庁、特別捜査局、経済警察、税関、法制局、裁判所等

審査促進やエンフォース、法制度整備などを幅広く議論、改善を要請

4. 現地日系企業の活動 SEAIPJ・タイWG



- ◆タイDIP特許審査官との意見交換（2020年9月）
- ◆タイDIP商標審査官との意見交換（2020年10月）
- ◆タイDIP意匠審査官との意見交換（2021年3月）



- タイDIP特許審査官と審査手法や審査の進め方などについて意見交換を実施。
- タイDIP商標審査官と商品・役務表示の審査、商標の識別性に関する審査などについて意見交換を実施。
→ 商標審査マニュアル改正案公表（2021年3月）
- タイDIP意匠審査官と審査手法（要部の認定手法、新規事項の判断）などについて意見交換を実施。
→ 意匠審査マニュアル改正予定



◆ミャンマー商標制度立ち上げ支援プロジェクト

- タイWGメンバーの日本弁理士（商標専門）とJETROバンコク（商標審査官）とでミャンマー・ネピドーを定期的に訪問し、現地JICA専門家と商標法施行規則等の整備に協力。

◆ミャンマーエンフォースメントセミナー（2021.1.20）オンライン

- ミャンマー政府に対して、ミャンマー市場における知財保護・模倣品対策の重要性（特にミャンマーでの模倣品対策スキーム設立の必要性）を理解してもらうために、SEAIPJタイWGメンバーからミャンマーにおける模倣品の状況についてプレゼンし、意見交換を行う。

高岡専門家（ミャンマー教育省JICAアドバイザー）



佐々木副部長（JETROバンコク） 井上弁理士（創英ASEANオフィス支配人）



4. 現地での日系企業の活動 SEAIPJ・ベトナムWG

◆IP Viet Namとの意見交換（2018年10月）

- 日本の審査促進制度について説明するとともに、ベトナムにおける審査促進制度の導入について要望

➡ 2019年度より**PPH**受入上限件数が**200件に拡大**！



◆IP Viet Namとの意見交換（2019年9月）

- 2021年**知財法改正**に向けて、部分意匠導入等、11項目の改善点を要望



◆VIPRIとのワークショップ

- 2017年1月に意匠類否判断、10月に商標類否判断に関するWSを実施、2019年3月に特許の侵害判断に関するWSを実施。日越の実務について比較・検討を実施。



商標類否判断に関するWS(2017年10月)



特許侵害判断に関するWS(2019年3月)

4. 現地での日系企業の活動（知財局向け技術/意匠説明会）

<タイ>

2014

- Dec. **Toyota**, Hybrid vehicle
- Dec. **Honda**, Hybrid vehicle

2015

- Feb. **AJINOMOTO**, Amino acid
- Jun. **Honda**, Fuel cell vehicle
- Oct. **Toyota**, air-bag/EV technology

2016

- Jan. **JFE steel/UACJ**, Steel plate and aluminum processing technology
- Feb. **AJINOMOTO**, Amino acid
- Mar. **Panasonic**, 3D- Blu-ray

2017

- Feb. **UACJ**, Aluminum related technology
- Apr. **Yamaha Motor**, TRICITY
- Jun. **UBE INDUSTRIES**, Polybutadiene
- Jul. **Japan Aluminum Association**, Aluminum related technology
- Dec. **Japan Automobile Manufacturers Association**, Automobile related technology
- Dec. **Asahi Kasei**, Non woven fiber
- Dec. **Nisshin Foods**, Frozen pasta

2019

- Feb. **YASKAWA ELECTRIC**, Factory automation products
- Sep. **MITSUBISHI ELECTRIC**, Compressor products

<ベトナム>

2017

- Mar. **Panasonic**, 3D-Blue Ray
- Aug. **Unicharm**, Non-woven fabric for absorbing article

2018

- Mar. **YKK**, Slide fasteners
- Jun. **Yamaha Motor**, TRICITY
- Aug. **YONEX**, Badminton racket (Design)

審査促進につながる協力事業として継続実施



2014～2019年に個別案件説明を行った36件中25件が登録済

<インドネシア>

2019

- Dec. **Japan Automobile Manufacturers Association**, Automobile related technology



ご清聴ありがとうございました

ジェトロ・シンガポール事務所
知的財産部

TEL : +65-6429-9553

ジェトロ・バンコク事務所
知的財産部

TEL : +66-2253-6441 ext. 140

Email : bgk_ip@jetro.go.jp

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」
「東南アジア知財ネットワーク」については、

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が
不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。